

# 蒲郡市公民館のあり方について

## (公民館グランドデザイン)

令和3年3月

蒲郡市

# 目次

1	公民館ランドデザイン検討の趣旨・背景	1
2	公民館におけるSDGsの推進	2
3	蒲郡市の公民館の現状と課題	
(1)	運営状況	3
(2)	施設の状況	3
(3)	利用状況	5
(4)	市民アンケート結果	11
(5)	学校区・総代区における施設の配置状況	16
(6)	課題	18
4	目指すべき公民館	19
(1)	主として「社会教育機能」を果たす公民館〈中央公民館〉	21
(2)	主として「地域交流拠点機能」を果たす公民館〈地区公民館〉	22
(3)	目指すべき公民館に向けて留意すべきこと	23
(4)	地区公民館と中央公民館の具体的なイメージ	24
5	公民館の利用促進について	
(1)	社会教育法の解釈について	25
(2)	利用範囲拡大に伴う使用料の徴収について	26
(3)	施設の名称について	27
6	公民館の配置について	28
(1)	大塚地区	29
(2)	三谷地区	31
(3)	蒲郡北地区	34
(4)	蒲郡南地区	36
(5)	塩津地区	40
(6)	形原地区	42
(7)	西浦地区	45
7	資料	47

## 1 公民館グランドデザイン検討の趣旨・背景

公民館は、戦後の荒廃した社会状況の中で、新しい日本を築き上げるには教育の力が必要であり、その一つの核として公民館の設置が提唱され、郷土再建の拠点としようとするところから始まりました。

社会教育法第20条には、公民館の目的として「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定されており、公民館は単なる貸館施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であるということが示されています。

蒲郡市の公民館の多くは昭和20年代に設置されました。昭和後期には生涯学習という言葉が現れ、全国的に趣味なども含めた個人学習の奨励が行われ始め、蒲郡市においても公民館でクラブ・サークル活動が活発に行われてきました。

そして平成になると、東日本大震災などをきっかけに地域コミュニティの重要性が再認識されるなど、時代とともに公民館に求められる役割は変化してきました。近年では、新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた地域と学校の協働体制の構築が全国的な動きとしてあり、公民館に求められる役割にも変化が生じてきました。また、今後さらに進んでいく少子高齢化の時代に向けても、改めて公民館の役割について見つめなおす必要があります。

このような社会状況を背景に、蒲郡市社会教育審議会が公民館のあり方について審議され、令和2年3月に「気軽に集える公民館のあり方について」として、地域に開かれた公民館としての施策の実施、地域学校協働活動などの推進、施設の複合化の推進、生涯学習センターの整備と役割などについて提言されました。

以上のような背景から、令和2年7月に「蒲郡市公民館グランドデザイン検討委員会」を立ち上げ、これからの蒲郡市の公民館の将来を見据えた施設のあり方、考え方について検討し、「蒲郡市公民館のあり方について(公民館グランドデザイン)」を策定しました。これは、社会状況の変化をとらえた、これからの公民館のあり方を示すものです。

## 2 公民館におけるSDGsの推進

蒲郡市では、「SDGs日本モデル」宣言に賛同し、本市が国や企業、団体、学術機関、住民などと連携して、地方からSDGsを推進し、地域の課題解決と地方創生を目指していくという考え・決意を示しています。

**SDGs(エス ディー ジーズ:「Sustainable Development Goals」)とは**

○持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定された

ミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の

国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」

にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。(外務省ホームページより)



### 公民館におけるSDGsの推進

令和2年2月に策定された蒲郡市SDGs推進方針では、蒲郡市第四次総合計画の基本計画の一つである「こころ豊かに夢をはぐくむまちづくり」の生涯学習における4つの施策「自発的な生涯学習活動の推進」「学校・地域・団体との連携による生涯学習活動の推進」「公民館を拠点とした学習機会の充実と地域交流」「学習活動からまちづくりへの展開」は、SDGsの目標4「質の高い教育をみんなに」に貢献するものとしています。蒲郡市の公民館は、これらの施策を推進していくことで、目標の達成に寄与していきたいと考えています。



### 3 蒲郡市の公民館の現状と課題

#### (1) 運営状況

蒲郡市には社会教育法に基づいた公民館として11館の公民館が設置されています。各公民館に社会教育法第29条に規定されている公民館運営審議会を置き、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画・実施について調査審議をしています。公民館運営審議会の委員は、主に地区の総代や小中学校長、保育園長、老人クラブ、子ども会の代表者などで構成されています。

公民館の運営は、蒲郡市から指定を受けた指定管理者や業務委託された公民館運営委員会が行っています。公民館運営委員会は、館長、主事、書記をはじめ、主に地区の常会長やスポーツ推進委員などで構成されています。

業務内容は、市が行うべき業務と地元総代区に関する業務です。市の公民館業務は施設の維持管理、生涯学習講座の企画・実施、公民館まつり、学習の成果発表会の開催、公民館所属の各種団体や、クラブ・サークル団体の支援・連絡、地域の集会等の場としての部屋の貸し出しなどです。地元総代区に関する業務は敬老会や地区運動会、スポーツ交流など、地域行事の運営です。公民館は、地域とともに地域行事を支えており、長く利用している住民からは多大な信頼を寄せられ、地域に密着した公民館として業務を行っています。

公民館の休館日は年末年始及び月曜日（北部公民館は木曜日）、臨時休館日です。開館時間は午前9時から午後9時までとなっており、多くの公民館は夜間の予約がない場合は午後5時で閉館しています。職員は館長1人、主事、書記が各1人または2人となっており、主事、書記の人数は公民館によって異なります。

施設利用者は、講座の受講者、クラブ・サークル活動の参加者、地元総代会などの関係者などで、事前予約をすることで施設を利用しています。利用予約がない時間帯は、職員が不在になることがあり、その時間帯も各公民館により異なります。そのため、市民には公民館の利用方法が分かりづらい、利用しづらいと感じる人もいます。

#### (2) 施設の状況

市内にある11館の公民館のうち、8館が昭和40年代から50年代に建てられ建築後40年から50年が経ちます。これらの公民館は鉄筋コンクリート造りで、これまでに大規模改修を実施していないため、老朽化が進んでいます。またバリアフリー化も進んでいません。しかし、耐震不足だった公民館は平成30年度にすべて耐震化が完了し、トイレの洋式化も令和元年度にすべての公民館で完了しています。現在は、古くなった空調設備の更新を順次進めており、利用者にとって使い心地の良い空間を提供できるよう環境整備を行っています。

(令和2年11月現在)

公民館名	建築年	構造	整備されている機能
蒲郡公民館	平成26年	鉄骨 2階建て	調理室、エレベーター、授乳室
小江公民館	昭和50年	鉄筋コンクリート 3階建て	調理室
府相公民館	令和2年	木造スレート葺 平屋建て	竹島小学校敷地内に建設し、校舎の一部（調理室、図工室、会議室）を共用している
東部公民館	昭和49年	鉄筋コンクリート 2階建て	調理室、図書館分室、ヘルストロン
北部公民館	昭和53年	鉄筋コンクリート 2階建て	調理室、ヘルストロン
西部公民館	昭和51年	鉄筋コンクリート 2階建て	調理室
三谷公民館	昭和46年	鉄筋コンクリート 3階建て	調理室、エレベーター、図書館分室、ヘルストロン、証明書自動交付機
塩津公民館	昭和50年	鉄筋コンクリート 2階建て	調理室、ヘルストロン
大塚公民館	昭和47年	鉄筋コンクリート 3階建て	調理室、エレベーター、図書館分室、ヘルストロン
形原公民館	平成21年	木造スレート葺 平屋建て	ヘルストロン、証明書自動交付機
西浦公民館	昭和52年	鉄筋コンクリート 2階建て	調理室、図書館分室、ヘルストロン、証明書自動交付機

※すべての公民館に事務室、トイレ、和室、会議室（大会議室）、倉庫が整備されています。ただし名称は施設により異なります。

※増築や別棟の新築をした公民館がありますが本館の新築年を建築年としていません。

### (3) 利用状況

#### ア 利用率（平成30年度実績）

市内11公民館の全ての部屋の利用率は平均25.1%と低く、利用できる時間枠の4分の3が利用されていません。特に調理室は設備も古く、使用団体も限られるため、利用率は4.2%と非常に低い状況です。全体的に利用が多いのは平日の午後で、平日夜間の利用が最も少なく、また平日に比べて土日の利用が少ない傾向です。

全11館	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
全部屋	65,454 枠	16,436 枠	25.1%
調理室	8,970 枠	373 枠	4.2%

利用枠（A）：1つの部屋を午前・午後・夜間の3つの枠で利用しており、（A）は市内全公民館の1年間の利用可能な枠の合計。

利用実績（B）：市内全公民館で1年間に利用された利用枠の合計。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための利用制限等の影響を受けない平成30年度のデータを使用

#### 〈市内11公民館の利用状況〉

##### ●蒲郡公民館(延床面積805.98㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
1階和室1	882	110	12.5%
1階和室2	882	268	30.4%
1階研修室	882	472	53.5%
1階調理室	882	48	5.4%
2階多目的ホール1	882	501	56.8%
2階多目的ホール2	882	502	56.9%
2階多目的ホール3	882	367	41.6%
	6,174 枠	2,268 枠	36.7%

##### ●小江公民館(延床面積677.357㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
1階ホール	885	451	51.0%
2階小会議室	885	277	31.3%
2階講座室	885	216	24.4%
2階和室	885	281	31.8%
3階ホール	885	132	14.9%
料理室	885	31	3.5%
	5,310 枠	1,388 枠	26.1%

●府相公民館(延床面積876.45㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
第1集会室	924	287	31.1%
第2集会室	924	330	35.7%
第3集会室	924	281	30.4%
大集会室	924	528	57.1%
1階和室	924	387	41.9%
3階和室	924	62	6.7%
料理実習室	924	20	2.2%
	6,468 枠	1,895 枠	29.3%

●東部公民館(延床面積695.49㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
小会議室	909	195	21.5%
南研修室	909	127	14.0%
和室A・B	909	178	19.6%
研修室	909	369	40.6%
大会議室	909	136	15.0%
料理室	909	12	1.3%
	5,454 枠	1,017 枠	18.6%

●北部公民館(延床面積550.68㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
会議室	906	193	21.3%
2階ホール	906	371	40.9%
調理室	906	42	4.6%
和室1	906	48	5.3%
和室2	906	151	16.7%
	4,530 枠	805 枠	17.8%

●西部公民館(延床面積417.625㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
1階第1研修室	921	164	17.8%
1階第2研修室	921	365	39.6%
1階和室	921	422	45.8%
2階ホール	921	470	51.0%
2階図書室	921	119	12.9%
2階調理室	921	55	6.0%
	5,526 枠	1,595 枠	28.9%

●三谷公民館(延床面積1,853.76㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
第1集会室	885	184	20.8%
第2集会室	885	103	11.6%
第3集会室	885	203	22.9%
第4集会室	885	190	21.5%
第5集会室	885	213	24.1%
第6集会室	885	68	7.7%
大集会室	885	641	72.4%
和室	885	74	8.4%
調理室	885	45	5.1%
	7,965 枠	1,721 枠	21.6%

●塩津公民館(延床面積554.41㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
講義室	891	222	24.9%
図書室	891	240	26.9%
調理室	891	15	1.7%
会議室	891	158	17.7%
日本間	891	73	8.2%
交流室	219	102	46.6%
	4,674 枠	810 枠	17.3%

※交流室は平成31年1月から運用開始

●大塚公民館(延床面積742.32㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
集会室	894	632	70.7%
会議室	894	157	17.6%
小会議室	894	102	11.4%
控室(フロ-リング)	894	57	6.4%
和室	894	245	27.4%
料理室	894	13	1.5%
	5,364 枠	1,206 枠	22.5%

●形原公民館(延床面積772.12㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
会議室1	876	228	26.0%
会議室2	876	384	43.8%
会議室3	876	278	31.7%
大ホール	876	500	57.1%
中ホール	876	374	42.7%
和室西	876	244	27.9%
和室東	876	208	23.7%
	6,132 枠	2,216 枠	36.1%

●西浦公民館(延床面積1,078.12㎡)

	利用枠(A)	利用実績(合計)(B)	利用率 (B/A)
本館第1研修室	873	286	32.8%
本館第2研修室	873	110	12.6%
本館2階講堂	873	396	45.4%
本館2階第1会議室	873	108	12.4%
本館2階第2会議室	873	49	5.6%
本館1階調理室	873	92	10.5%
南館1階図書室	873	32	3.7%
南館1階会議室	873	36	4.1%
南館2階会議室	873	406	46.5%
	7,857 枠	1,515 枠	19.3%

## イ クラブ・サークル活動

公民館では、健康づくり、趣味・特技の習得を目的とした、様々なクラブ・サークル活動が盛んに行われています。どの公民館にもたくさんのクラブ・サークル団体があり、参加されている方は真剣にまた楽しく活動に取り組んでいます。

【各公民館のクラブ・サークル数】 (令和2年11月現在)

蒲郡	35	小江	30	府相	47
東部	23	北部	23	西部	24
三谷	33	塩津	20	大塚	35
形原	33	西浦	32	合計	335

(単位：団体)

## ウ 生涯学習講座開催状況

令和元年度の生涯学習講座開催実績は、市内全公民館で年間28講座全50回の講座を実施しており、延べ900人余りの人が受講しています。生涯学習講座は公民館ごとに企画・実施しています。

公民館での講座開催目的は、具体的には、住民に新しいことに興味を持ってもらう、住民に知ってもらいたいことを教える、参加者同士の交流機会を作る、講座をきっかけに新しいクラブ・サークルが誕生し、活動の場が生まれるなどにより、よりよい地域づくりができることです。しかし現状では、参加者同士の交流機会を作り、公民館での講座をきっかけに新しいクラブ・サークルが誕生し、活動の場が生まれる、というところまで達成するのは困難です。

親子向け、男性向け、若い女性向けなどと、ターゲットを絞り工夫して実施している公民館がある一方、全体で28講座中9講座が料理教室という種類の偏りや、各公民館での講座実施回数にもバラつきがあります。また、人気の高い講座は比較的早く募集定員に達してしまうため募集対象が地元の住民に限定されたり、講座内容のマンネリ化・参加者の固定化が見受けられます。

【令和元年度に開催された 公民館生涯学習講座】

実施公民館	講座名	開設回数	受講者 延人数
蒲郡	男の料理教室	1	17
蒲郡	ポスター教室	1	26
蒲郡	家庭料理教室	1	25
蒲郡	干支ちぎり絵教室	1	23
蒲郡	ハーブ講座	1	25
小江	手作りスタイ教室	1	16
小江	男の料理教室	3	42
府相	新府相公民館でワクワク大作戦	4	164
東部	読み聞かせ	4	36
北部	ちぎり絵教室	4	46
西部	押絵教室	3	60
三谷	子ども工作教室	1	21
三谷	ボールペン字教室	2	26
三谷	そば打ち教室	1	24
三谷	寄せ植え作り教室	1	28
塩津	料理教室	2	19
塩津	正月寄せ植え教室	1	18
大塚	スワッグ創り	1	12
大塚	「親子そば打ち」体験	1	21
大塚	男の料理教室	1	12
大塚	親子料理教室	1	17
大塚	クリスマスリースづくり	1	14
形原	万葉集を楽しむ入門	4	119
西浦	親子クッキング教室	1	9
西浦	木工教室	3	26
西浦	ハーバリウム教室	2	33
西浦	ガーデニング教室	2	40
西浦	アロマワックスサシェ教室	1	20
	計(28講座)	50回	939人

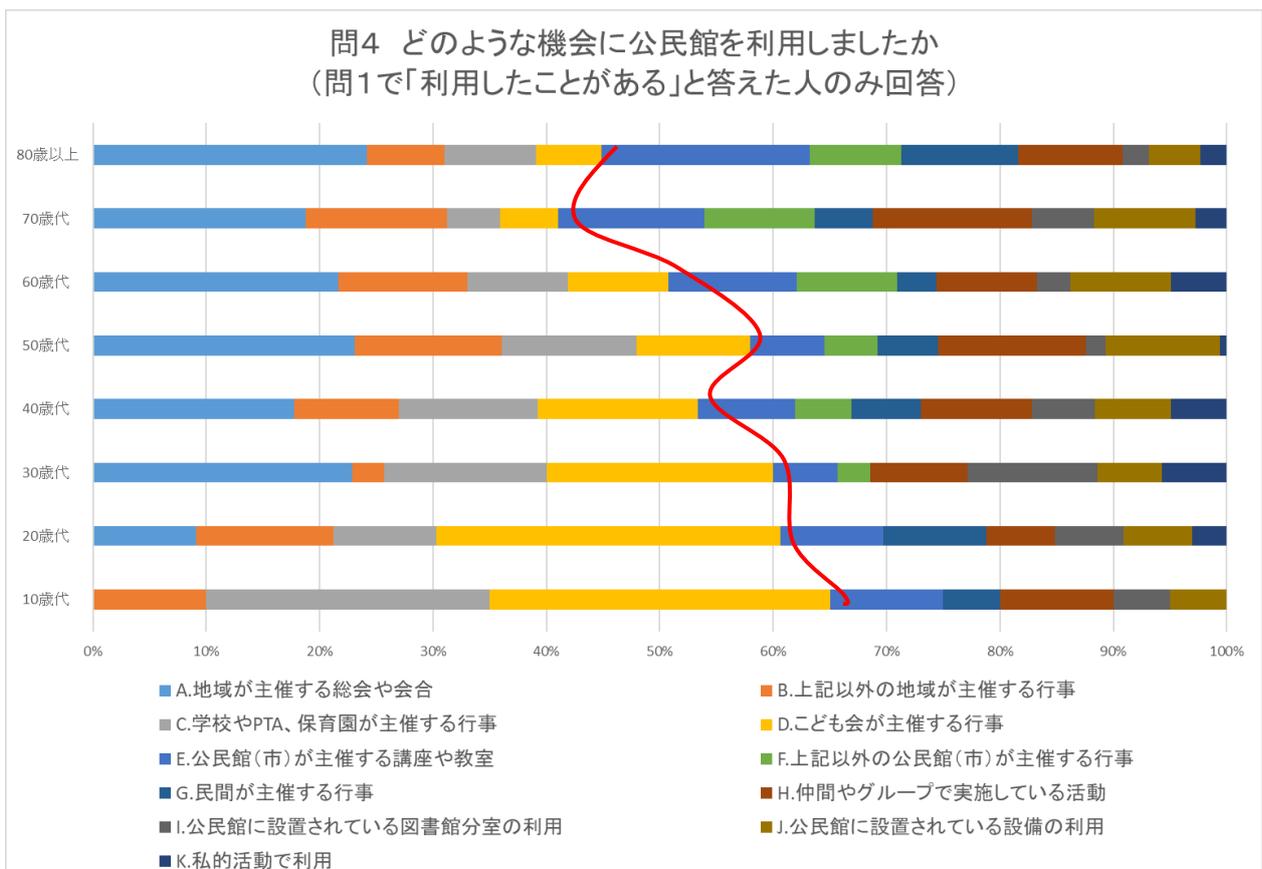
※令和元年度の講座は、新型コロナウイルス感染症の影響なく例年通り実施できました。

#### (4) 市民アンケート結果

##### ア 地域利用が盛ん

令和2年5月に行った「公民館のあり方に関する市民アンケート調査」によると、「どのような機会に公民館を利用しましたか」という問いに対し、「利用したことがある」と答えた人の利用内容として、地域利用にあたる回答A「地域が主催する総会や会合」、B「上記(A)以外の地域が主催する行事」、C「学校やPTA、保育園が主催する行事」、D「子ども会が主催する行事」と回答した人が多くありました。蒲郡市の公民館は地元から選出された委員で組織される公民館管理運営委員会が運営しており、地元総代会などの会議や地域の行事などに利用されることが非常に多くなっています。

また、公民館の運営内容に元来地域行事の運営などが含まれていて、各地区の公民館とその地域住民が協力しながら行事を行う土壌ができており、地域とのつながりが大変強い状況にあります。敬老会などの地元総代会主催の行事や公民館独自のイベントにおいて子供と高齢者のふれあい活動なども実施されています。



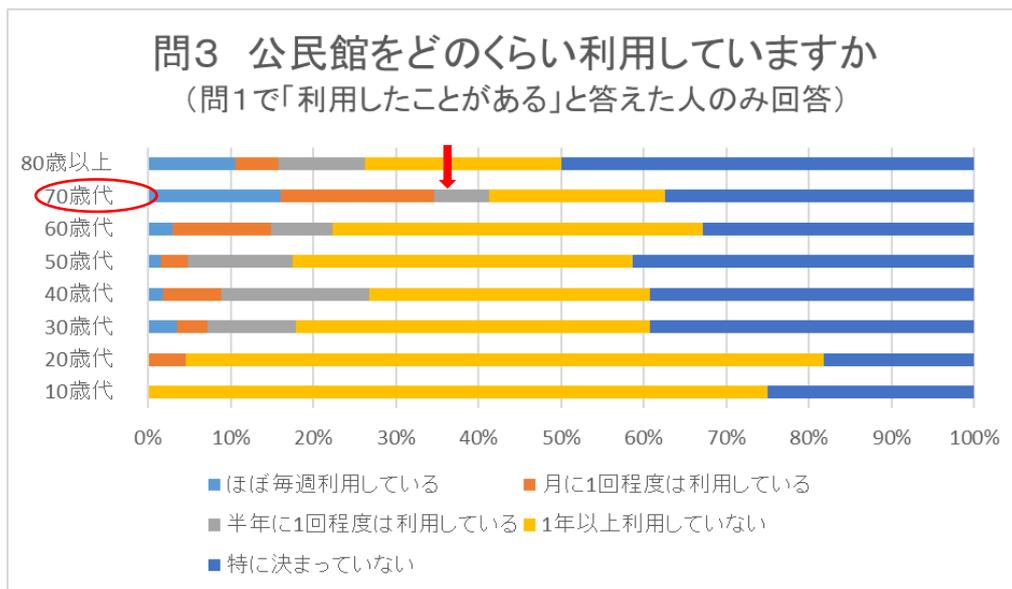
## イ 年代ごとの公民館の利用頻度について

市民アンケート結果から、70歳代が毎週または月に1回程度公民館を利用している人が最も多い結果となりました。50歳代未満は、月に1回以上利用している人は10%以下と、利用頻度が非常に低くなっています。

また、アンケートの自由記載欄には「公民館がどこにあるのか、何をしている所なのかわからない」という意見もあり、利用頻度が低い人にとっては、公民館がどんな施設なのかわからないという状況です。

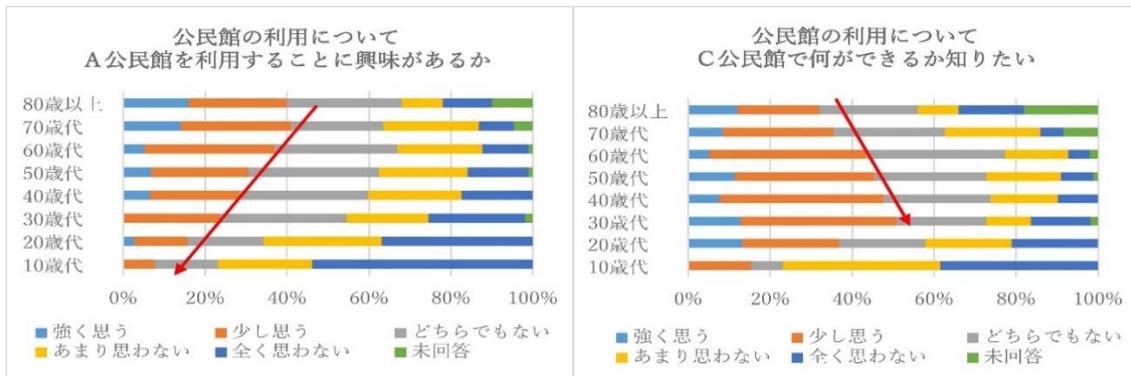
### 〈アンケート自由記載欄より抜粋〉

- 特定の人しか利用していない。利用の方法を知らない。
- そもそもの利用対象者がわからない（学生、高校生も使って良いのかなど）いつ空いているのかもわからない（曜日、時間）
- 何が行われているか知らない。
- 暗くて開館しているのか、閉館しているのかもわからない。明るくなったら利用しやすくなると思った。



## ウ 公民館の利用者層拡大の可能性について

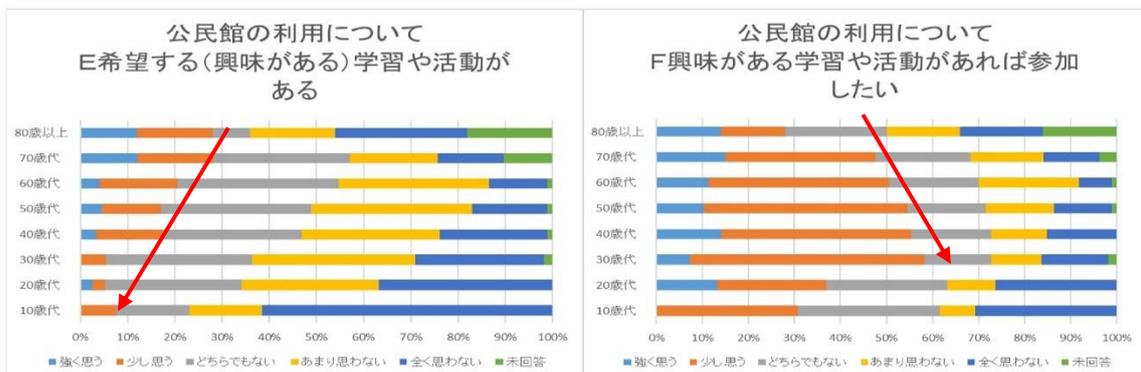
A「公民館を利用することに興味があるか」という質問に対して、グラフの60歳代以下に着目すると、「公民館を利用することに興味がある」人は年代が下がるにつれて少ない結果となりました。それに対し、C「公民館で何ができるか知りたい」と答えた人はグラフの80歳代から30歳代まで年代が下がるにつれて増える結果となりました。これは、30歳代の比較的若い世代は公民館でどんなことができるのかがわからず、自分に興味のあることができるのかを知りたいと思っている人が多くいるということであり、潜在的な利用者を発掘できる可能性があることがわかります。



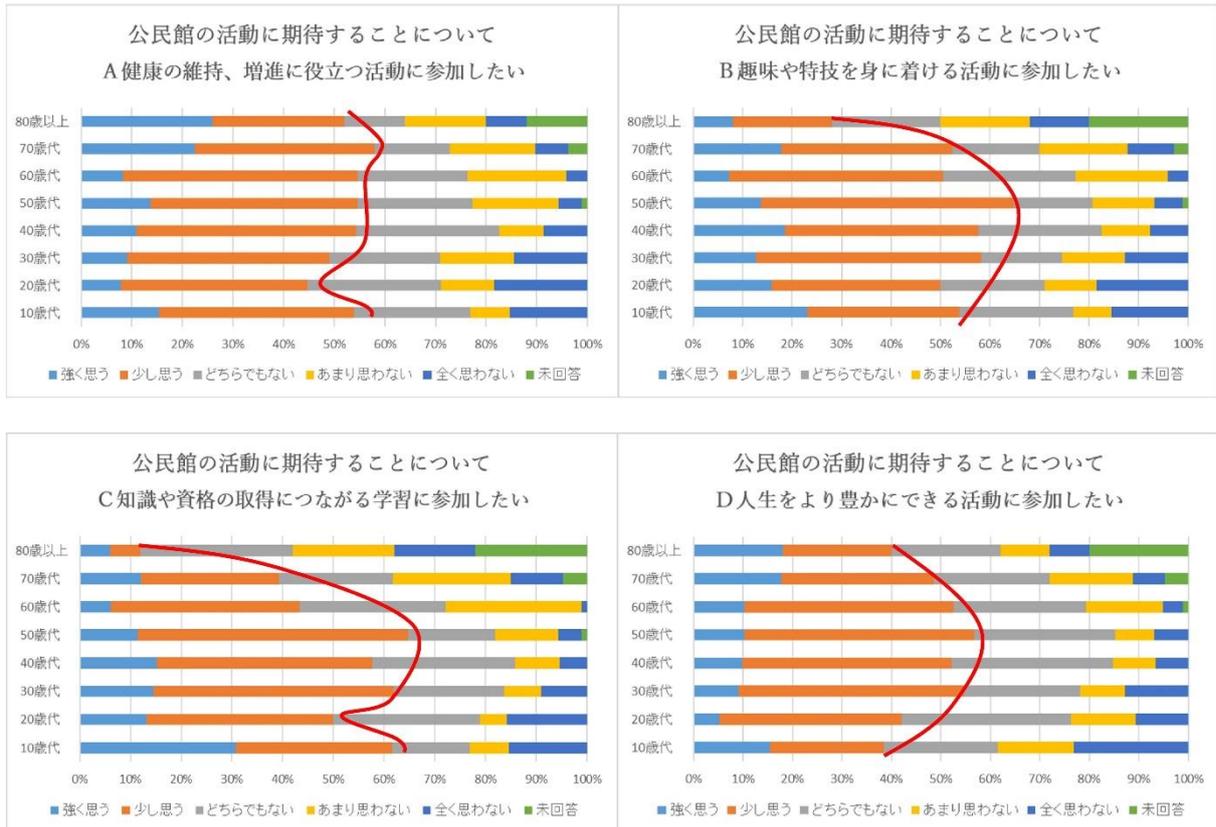
## エ 住民ニーズの多様化について

(ア) 公民館の利用について希望する(興味がある)学習や活動があるかという質問に対し「強く思う」「少し思う」と答えた人は全体の19%で、年代が下がるにつれて少ない結果となりました。それに対し、興味がある学習や活動があれば参加したいかという質問に対し「強く思う」「少し思う」と答えた人は全体の49%で、70歳代から30歳代まで年代が下がるにつれて増える結果となりました。これらの結果からも、利用者増加の可能性があるとわかります。

各公民館で様々な講座やクラブ・サークル活動が行われていますが、このアンケート結果からはまだ多くの市民に周知ができていない、または市民ニーズに十分に応える講座が開催されていないということが推測されます。

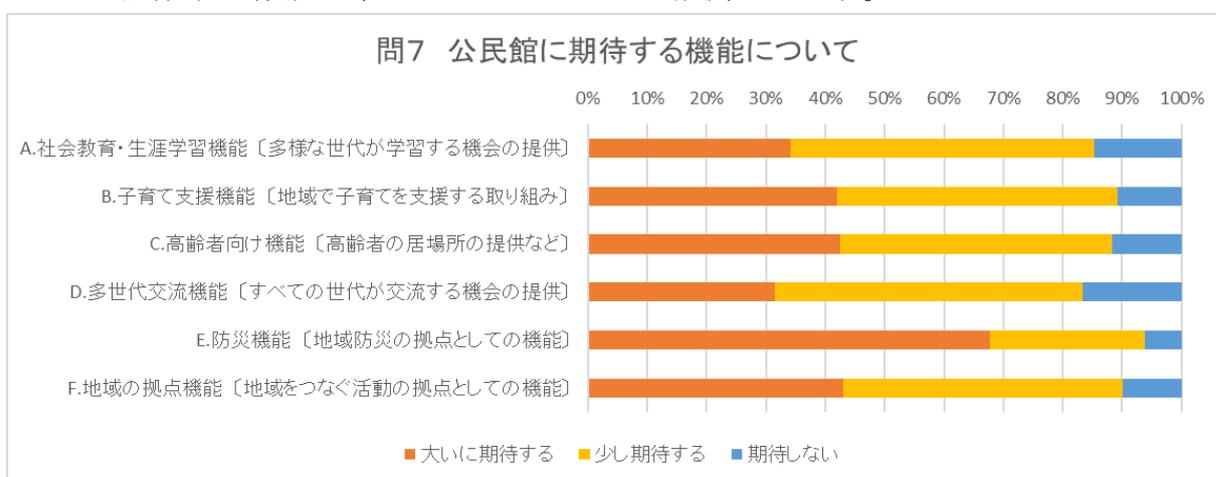


(イ) 公民館の活動について、期待を寄せる内容は、年代によって異なっています。70歳代以上の高齢者は健康の維持・増進に役立つ活動への参加意欲が高く、趣味や特技を身に着ける活動への参加は50歳代に、知識や資格取得につながる学習への参加は50歳代を中心に10歳代にも期待が高いことがわかります。全体的に50歳代の公民館活動に対する関心の高さがうかがえます。



(ウ) 「これから迎える本格的な少子高齢化時代を見据えて、公民館に期待する機能は何か」という質問に対して「大いに期待する」という答えが最も多かったものが「防災機能」でした。次いで「高齢者向け機能」「地域の拠点機能」が多く、「学習機能」よりも、住民の日常生活につながる機能への期待の高さがうかがえます。このようなアンケート結果からも蒲郡市民にとって公民館が地域や暮らしに直結する施設であるということがわかります。

現状は「防災機能」として風水害の際の地域避難所に指定されている公民館がありますが、(4)イのアンケート結果にあるように、公民館を1年以上利用していない人、(利用する頻度が)特に決まってないという人が合わせて半数以上いることから、公民館が地域防災の基本である住民同士のつながりを形成する機能を果たせていないことが推測されます。



(5) 学校区・総代区における施設の配置状況

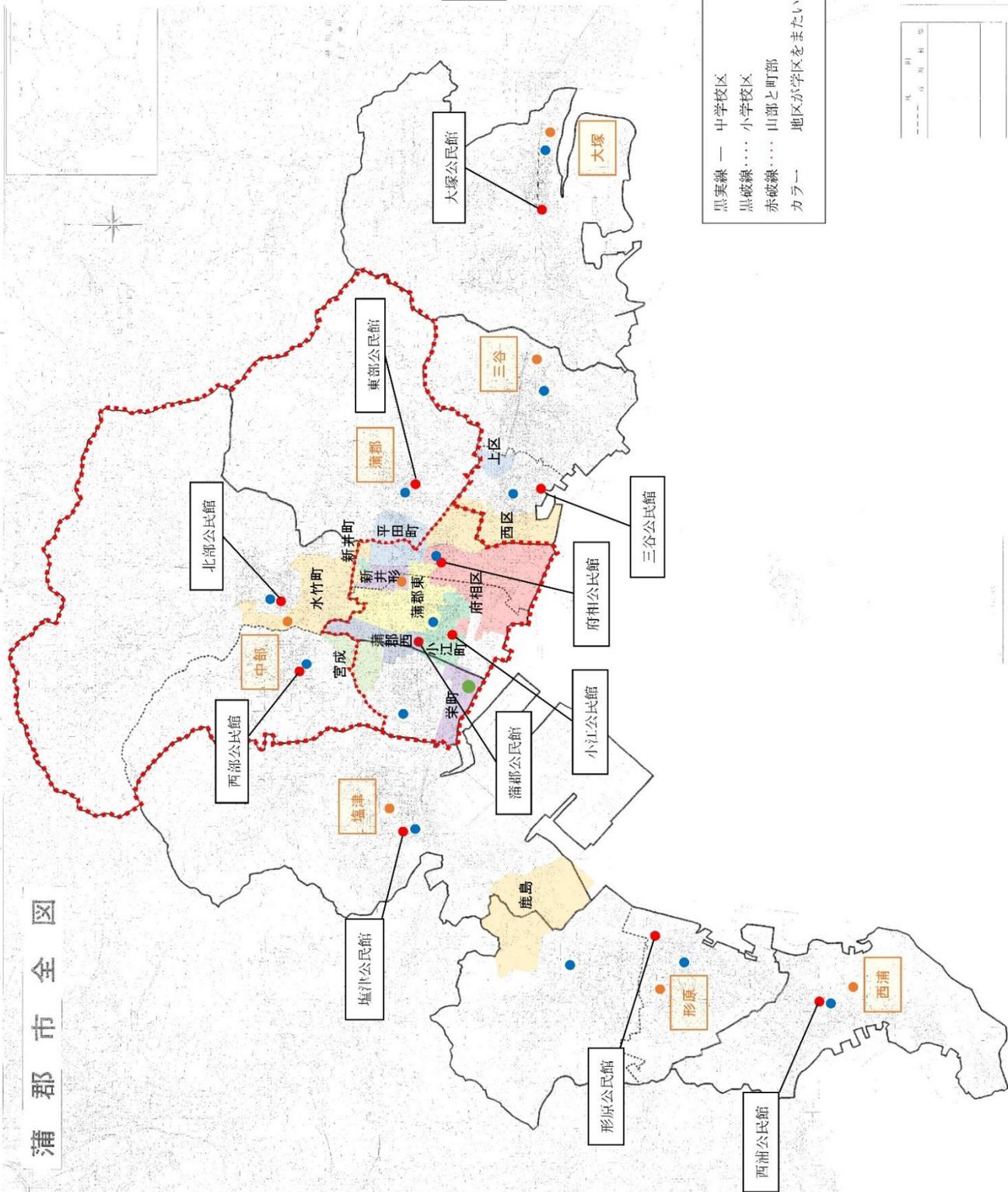
市民アンケート結果から、若い世代の利用が少ないことがわかりますが、学校区と総代区が違う地区の児童・生徒は、地域の公民館では違う学校の児童・生徒に混在し活動をするため、行きづらい・使いづらいという状況になっています。町部では比較的近い距離に公民館が多く配置されており、特に学校区と総代区に差異があります。公民館は総代区に合わせて配置されているので、同じ学校の児童・生徒でも異なる公民館を利用することや、他の学校区に配置されている公民館を利用する状況にあります。

学校区と総代区の関係は次の表の通りで、備考欄にあるように学校区が地区総代区をまたいでいるところがあります。

公民館	小学校	中学校	地区総代会	備考
大塚	大塚	大塚	大塚 ③	
三谷	三谷東	三谷	三谷 ⑥	
	三谷			三谷西の一部が竹島小学校区
東部	東部	蒲郡	東西北部 ⑧	平田の半分が竹島小学校区
府相	竹島		町部 ⑩	竹島小は三谷西、平田、府相、新井形、水竹の一部で構成 公民館区と学校区が入り組んでいる
小江	南部			蒲郡公民館の運営審議会に入る地元学校長は中央小
蒲郡	中央			宮成の一部が西部小学校区、中央小学校区には公民館がない
北部	北部	中部	東西北部 ⑧	水竹の一部が竹島小学校区
西部	西部			神ノ郷の一部が中央小学校区
塩津	塩津	塩津	塩津 ⑦	鹿島の半分は形原北小学校区
形原	形原北	形原	形原 ⑨	
	形原			
西浦	西浦	西浦	西浦 ⑤	
11館	13校	7校	7地区	

※○の数は地区総代会内の総代区の数

# 蒲 郡 市 全 図



● : 公民館  
● : 中学校  
● : 小学校

黒実線 — 中学校区  
 黒破線・···· 小学校区  
 赤破線・···· 山部と町部  
 カラー — 地区が学区をまたいでいる地区

1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9
10	10
11	11
12	12
13	13
14	14
15	15
16	16
17	17
18	18
19	19
20	20
21	21
22	22
23	23
24	24
25	25
26	26
27	27
28	28
29	29
30	30
31	31
32	32
33	33
34	34
35	35
36	36
37	37
38	38
39	39
40	40
41	41
42	42
43	43
44	44
45	45
46	46
47	47
48	48
49	49
50	50
51	51
52	52
53	53
54	54
55	55
56	56
57	57
58	58
59	59
60	60
61	61
62	62
63	63
64	64
65	65
66	66
67	67
68	68
69	69
70	70
71	71
72	72
73	73
74	74
75	75
76	76
77	77
78	78
79	79
80	80
81	81
82	82
83	83
84	84
85	85
86	86
87	87
88	88
89	89
90	90
91	91
92	92
93	93
94	94
95	95
96	96
97	97
98	98
99	99
100	100

(6) 課題

公民館を多くの市民に利用してもらうため、(1)から(5)の現状分析からは次のような大きく2つの課題が挙げられます。

ア 魅力的な講座の実施、多様な学習機会の提供

- 生涯学習講座の実施回数や募集定員の増加により、市民の学習機会を増やす
- 各地区の公民館での生涯学習講座の内容や実施回数を平準化し、どの地域でも同じように学べる体制づくり
- 新しい利用者層の取り込み（男性、若い人）
- 公民館活動や生涯学習講座の積極的な周知（何ができるか知りたいという潜在的な利用者発掘の可能性）
- 各年代のニーズに合った多様な講座の開催（ターゲットを絞る）

イ 交流を生み出し、地域と人がつながる機能

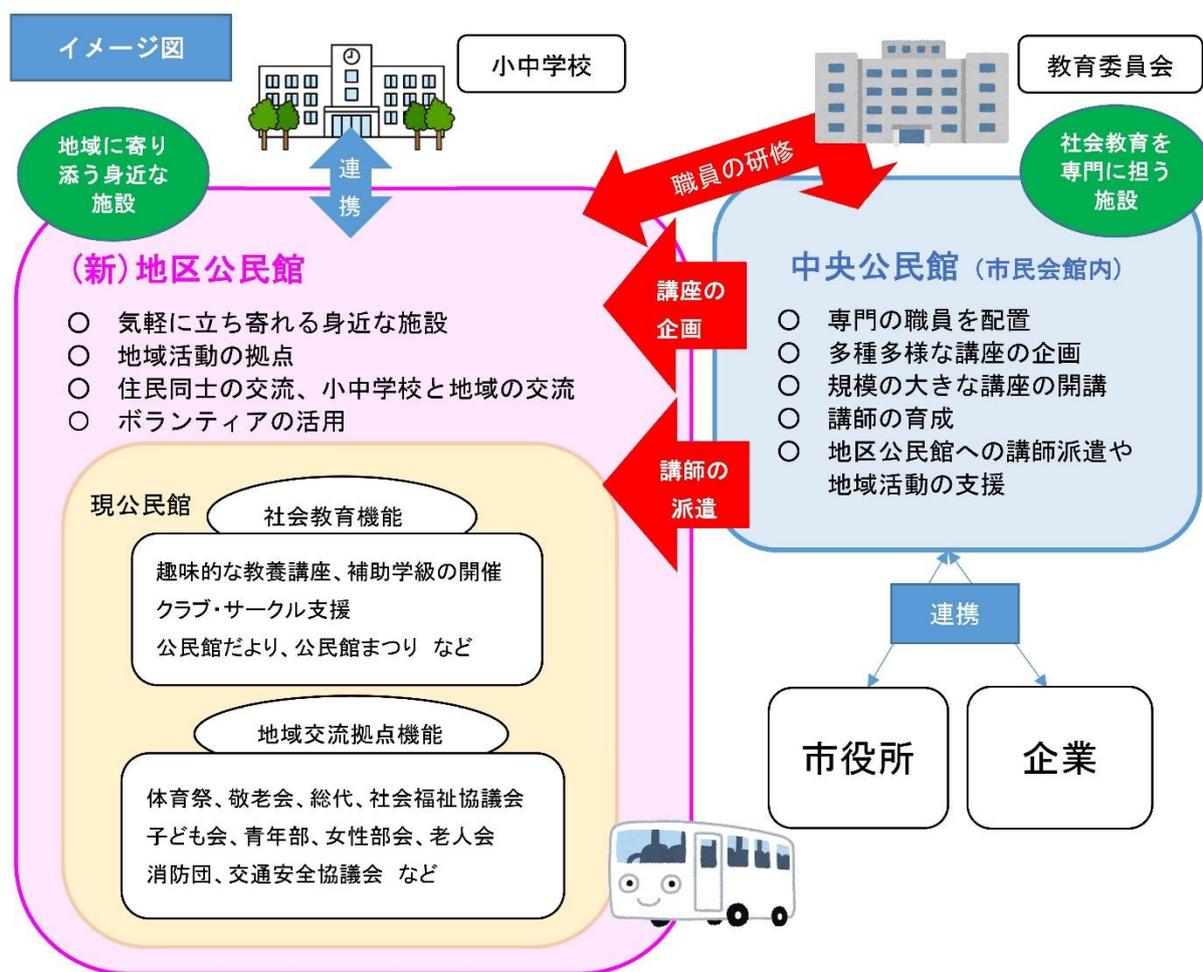
- 自然に人が集まれる、気軽に利用できる場所になる
- 防災機能、子育て支援機能、高齢者の居場所など、地域をつなぐ活動の拠点となる事業の実施

## 4 目指すべき公民館

3(6)の課題から、魅力的な生涯学習講座の充実や地域と人がつながる交流機能の配置などが求められていることがわかりました。

そこで目指すべき公民館を、主として「社会教育機能（学習機能）」を果たす公民館（＝中央公民館）と、主として「地域交流拠点機能（地域と人とのつながり）」を果たす公民館（＝地区公民館）に分けて、それに即した施設配置とすることで、それぞれの機能を十分に発揮させます。

機能を分けることで、中央公民館は学習内容と公民館職員の資質の向上に集中的に力を注ぎ、市内の社会教育のレベルアップを目指すとともに、どの地区の公民館でも同じように学べる講座運営体制を整えます。地区公民館は、これまで以上に地域住民同士の交流に力を注ぎます。



## 地区公民館と中央公民館の機能のすみわけ

### 地域交流拠点機能(地区公民館)

主体的な事業	場の提供	地元事業
地域交流、世代間交流		
地域学校協働活動、公民館まつり	住民の自主的な活動	体育祭、敬老会 地域の文化継承 など
居場所づくり		
放課後子ども教室、学習室開放 交流スペースの有効活用	児童クラブ 高齢者サロン	
学習支援		
趣味・教養のための自主的な講座、地域の課題についての学習、 成果発表の場	出前講座 中央公民館企画講座	
地域の各種団体との連携		
		総代、社会福祉協議会 子ども会、青年部、女性部会 老人会 など
地域防災、見守り、環境美化		
地域住民の交流・顔つなぎ	避難所	自主防災、消防団 交通安全推進協議会など
団体育成		
クラブサークル活動の支援 自主グループの育成		
情報発信		
公民館だより、講座案内 伝統継承、資料閲覧 など		
施設管理		
受付業務、施設維持管理		

### 社会教育機能(中央公民館)

総合的な講座の企画、運営	地区公民館の指導、助言、サポート
専門的な教養講座、時事問題	各地区公民館の情報交換
経済、歴史、文学、芸術、生活 郷土学習	地区公民館への出前講座 地域に根差した講座の企画のサポート
歴史、地理、収権体験、産業見学 技能習得講座	講座情報の収集、発信 成果発表の場の提供(舞台発表、作品展)
英会話、パソコン講座	蒲郡市文化スポーツリーダー(GCSL)の 活用・支援
市民会館の有効活用	講師、ボランティアの確保、育成 (クラブ指導者、教員OB 団塊世代などによる地域還元)
講演会、展覧会 情報収集の強化	
住民ニーズの把握、各部署の講座情報の収集 情報発信の強化	
講座情報の多角的発信 出前講座・各団体連携	
各課、教育機関、民間企業	

### (1) 主として「社会教育機能」を果たす公民館＝中央公民館

主に社会教育機能を担う公民館として、蒲郡市民会館内などに中央公民館を設置します。

中央公民館に社会教育主事などの専門の職員を配置し、専ら全市民向けの生涯学習講座を実施します。また、多様な学習機会を提供し、社会教育活動を充実させます。

#### 中央公民館が目指す公民館

##### (1)－1 様々な世代に向けた多様な講座を実施する公民館

ア 市民会館のホールや広い会議室を利用した大規模な講座や専門性の高い分野の講座、地元企業との連携講座など、多種多様な講座を実施していきます。

イ 市の各課が実施する講座情報を中央公民館が集約して広報することで、市民にわかりやすく情報提供をします。

ウ 地区公民館や市役所の各課で実施している講座内容や講師の情報を集約・蓄積し、地区公民館や市役所の各課が講座を企画する際にそれぞれが講座内容を調べられるようにするなどして、効率的な講座運営を目指します。

エ 現在すでに活動しているGCSLと連携し、多様な講座を企画します。

※GCSL（蒲郡市文化スポーツリーダー）…市内のグループ・団体等から要請があった場合に出向いて指導してくれるボランティア。

オ 持続可能な社会教育を行っていくため、指導者としての経験の場を提供したり、指導者同士の情報交換や学び合いの場の提供により、指導者の育成を行っていきます。

##### (1)－2 地区公民館との連携により市内全域の社会教育活動を充実させる公民館

ア 地区公民館に対し、中央公民館で好評であった講座情報の提供や、講師の派遣、持ち出し講座の実施など、様々な形で地区公民館をサポートすることにより、地区公民館での社会教育活動の魅力をさらに高めます。

イ 各地区公民館同士で実施した講座情報を共有し、意見交換の場を設け、積極的に横の連携の充実を図り、どの地域でも学習活動が平準的に実施できるよう支援します。

## (2) 主として「地域交流拠点機能」を果たす公民館＝地区公民館

主に地域の交流拠点機能を担う公民館として、現在の公民館を地域に開かれた気軽に立ち寄れる地区公民館を目指します。地区公民館では、現在の講座の実施やクラブ・サークルなどの社会教育活動を維持しつつ、高齢者の居場所、地域住民のふれあい活動、地域での子育て機能といった地域交流拠点機能を充実させます。また、小中学校との連携により地域学校協働活動の拠点の1つとしても活用していきます。

### 地区公民館を目指す公民館

#### (2)ー1 住民が自然に集まる公民館

ア 気軽に入りやすい公民館・利用しやすい公民館の雰囲気を作り出し、様々な世代の地域住民が自然と集まるような施設を目指します。

例えば、椅子やテーブルを備えた交流スペースを設け、地域住民がふらりと立ち寄り、住民同士がおしゃべりを楽しむことのできる場所や、乳幼児スペースで子どもを遊ばせながら親同士の情報交換ができるような場所、児童・生徒が本を読める場所など、住民同士が集まり、つながりを作り出す空間の設置を検討します。「おいでん、いこまい、いってみりん」と住民同士が声をかけ合い、気軽に地域の人たちが立ち寄れる施設とするために、施設・運営体制の拡充を図ります。

イ 公民館事業の周知方法として現在の紙ベースの「公民館だより」の発行以外に、インターネットやSNSなどICTを活用した情報発信を取り入れ、若い世代にもより情報が伝わりやすいようにしていきます。

ウ 市内を走行するコミュニティバスの停留所を公民館に設置し、コミュニティバス事業と連携を図り、交通弱者に対する公民館への交通手段の確保に努めます。

エ 公民館利用者へのアンケートの実施やご意見箱を設置し、要望・ニーズを把握し、運営に反映していきます。

※SNSとは：インターネットを通じて人々が社会的につながりを持つサービス

※ICTとは：情報通信技術を使って人とインターネット、人と人がつながる技術

#### (2)ー2 地域と人をつなぐ場所となる公民館

ア 近年、地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティが衰退する傾向にありますが、一方で防災、防犯、高齢者の見守り、子育てなどは、地域のつながりが大きな役割を果たします。特に地域防災においては、お互いの顔つなぎが大変重要となります。

住民が地区公民館で自らイベントを企画したり、地域で問題となっていることについて地区公民館で話し合うことで、地区公民館が住民たちの力で地域の課題を解決できる地域づくりを目指す場となります。

イ 地域住民が得意分野を生かして学校の授業で先生となったり、学校内の環境整備をするなど、小中学校と地域が連携・協働して行う様々な活動を「地域学校協働活動」と言います。

地区公民館のクラブ・サークル活動の参加者や、高齢者を中心とした地域住民が学校で活躍し、生きがい・やりがいとして活動ができる機会を地域学校協働活動によって創出します。例えば、クラブ・サークル活動の参加者が小学校で放課後子ども教室の先生となって児童の体験活動を指導します。クラブ・サークル活動の参加者は新たなやりがいを見つけ、児童は新たな居場所ができます。このような地域学校協働活動により、地域住民の多世代交流や地域の子どもの見守りにつながることが期待されます。

ウ 地域学校協働活動の一環として地区公民館で学校行事を実施します。そのことで、これまで公民館を利用することが少なかった児童・生徒の親や兄弟、祖父母等が訪れることが見込まれ、多世代への利用が広がります。

地域住民が地区公民館を利用する機会を作り出すことにより、地区公民館がどんなところなのか、何ができるところなのかを知り、公民館に対して親しみを感じるようになります。

エ 地区公民館の建て替えの際には、学校との連携がしやすい環境を整備し、地区公民館の利用者と児童・生徒が自然と交流できるような施設を目指します。交流スペースなどを学校との共用スペースとして利用することで地域住民と児童・生徒の交流が生まれます。可能な場合は、小学校との複合化を検討しますが、地域の実情で小学校と複合化しない地区公民館は、小学校内に公民館活動や地域との連携ができる場所の設置を検討します。

オ 地区公民館では、中高生ボランティアを体験活動として活用したり、子ども会活動の支援を行う小学校6年生から大学生までのジュニアリーダー、子ども会、PTAと連携し、子ども・若者・若年層を取り込んだ事業の実施を検討するなど、青少年が地域との交流活動に参加しやすい体制を整えていきます。

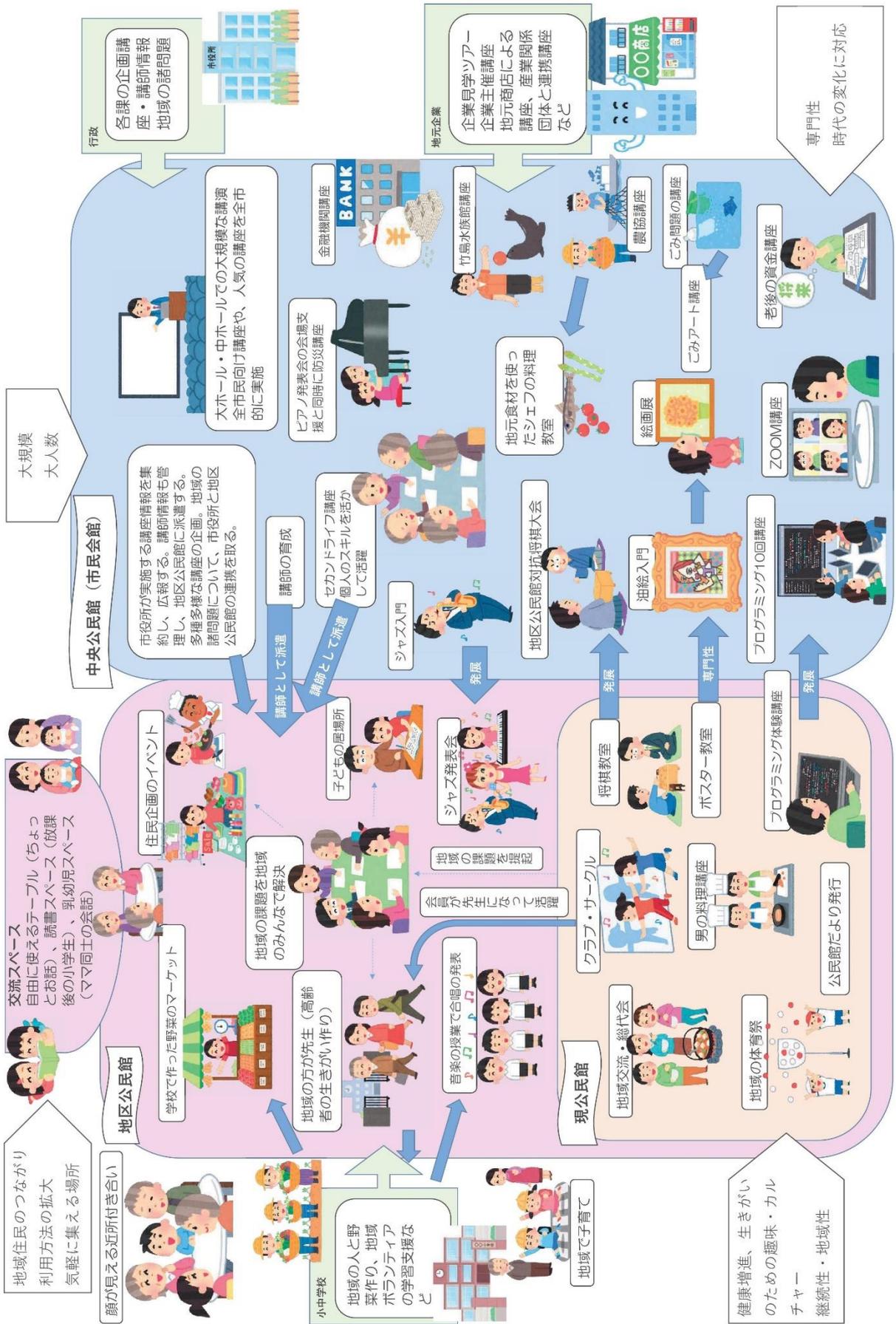
### (3) 目指すべき公民館に向けて留意すべきこと

ア 中央公民館は、各地区公民館を含めた市内の全体的な社会教育活動の拡充を担う施設として、市内で1館が相当とします。

イ 中央公民館が主として担う「社会教育機能」と、地区公民館が主として担う「地域交流拠点機能」が十分にその機能を果たすためには、公民館に勤務する職員の資質及び能力が重要です。そのため教育委員会は、職員研修の機会の充実に努めます。

ウ 中央公民館、地区公民館ともに、社会状況に応じて感染症対策に対応した事業実施を図ります。

### (4) 地区公民館と中央公民館の具体的なイメージ



## 5 公民館の利用促進について

### (1) 社会教育法の解釈について

現在蒲郡市の公民館は、個人での利用、営利を伴う活動の利用、政治・宗教活動の利用を制限しています。それは、社会教育法を次のように解釈しているからです。

(公民館の事業)

第22条第1項第6号

その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

→「個人的な利用を不可」

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

第1項第1号 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

→「営利活動の利用を不可」

第1項第2号 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

→「政治活動の利用を不可」

第2項 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

→「宗教活動の利用を不可」

地区公民館において、地域の交流活動を活発に行う場所として利用する際に、住民から次のような様々な活動の要望が出てくるのが予想されます。

「各家庭の不用品を持ち寄ったフリーマーケットを行い、その収益で公民館まつりの経費にあてたい」、「趣味でやっている写真展を個人で開きたい。はがきやカレンダーにしたものの販売もしたい。反響があればそのまま地域の人向けの写真教室を開きたい」、「地元のお菓子屋が、地元の農家と共同開発した新しいお菓子を地域の人に知っていただくため、販売したい」

現在の蒲郡市の公民館では上記のような活動はできません。しかし、地区公民館でこういった活動ができるようになると、住民が自然に集まる公民館、地域と人をつなぐ場所となり得ます。

そこで、改めて社会教育法の解釈について検討しました。

社会教育法第23条第1項第1号の趣旨については、平成30年12月21日付の文部科学省通知に「公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数

や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。」とされています。これは、「社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう」という、文部科学省としての考えを基に通知されています。

実際には、地域の実情に応じて社会教育法の趣旨をより厳格にとらえる自治体や、社会教育法の目的を没却しない範囲で最大限広くとらえている自治体があり、社会教育法の趣旨のとらえ方には地域差があります。

社会教育法第22条及び第23条の趣旨をあまりに厳格にとらえ、公民館を利用制限することによって、かえって社会教育法の本質から逸れたものになってしまうよう、蒲郡市では、社会教育法の目的を没却しない範囲内で法の解釈をとらえ直し、利用範囲を拡大していくこととします。活動内容については、社会教育法第20条の目的に沿った活動かどうかを精査し、公民館の利用制限を見直していきます。

ただし、利用範囲の拡大にあたっては、利用の可否について具体的な基準を作成することが必要となります。また、具体的基準の作成にあたっては、地区公民館が住民が集う賑わいのある施設となるために必要な、住民の自主性を尊重した様々な利用方法の可能性について最大限配慮しつつ作成していく必要があります。

## (2) 利用範囲拡大に伴う使用料の徴収について

市民アンケートでは公民館の使用料の考え方についても質問しています。

「今の公民館は税金で運営費がまかなわれ無料で利用できますが、社会教育活動に利用が限られ活動内容に制約があります。利用希望者のなかには、有料でも施設を自由に使いたい方もいらっしゃいます。」という質問に対して、「有料と無料のルールを作り、多くの人が利用できるようにするべきだと思う」と回答した人が56.1%で最も多くいました。

しかし、公民館の利用が有料になった場合「公民館の利用頻度が下がる」と回答した人が28.8%で最も多く、使用料の検討の際にはこれまで無料であった活動に対して配慮する必要があります。

使用料に関しては、公共施設としての受益者負担の原則とともに、日本国憲法第26条の「ひとしく教育を受ける権利」の保障という観点を含めつつ、市の考え方などを取り入れ、研究を重ねていく必要があります。

(3) 施設の名称について

公民館の利用範囲を拡大し、これまでの公民館のイメージを変えるための一つの方法として、名称を変更することが考えられます。

施設の名称は、その施設が何を目指しているのかが表れるものであり、蒲郡市の公民館としてのあり方を示すものになります。したがって、今後新たな名称を検討する際には、「学び」と「人・地域を育てる」という両方の意味を含んだ名称を検討していきます。

## 6 公民館の配置について

公民館の配置については、「公民館の設置及び運営に関する基準」（平成15年6月6日の文部科学省告示第112号）第2条に、「公民館を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域（第六条第二項において「対象区域」という。）を定めるものとする。」と定められています。

現在の蒲郡市の公民館は地区総代区または総代区に合わせて配置されており、地域利用としては主に当該地区の住民が利用しています。これを基に地区公民館の配置については、基準第2条の人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案するとともに、公民館の事業の対象となる区域と数について、次の通り検討しました。

### ○小学校区別の人口推計の算出条件

- ① 平成27年の国勢調査のデータを元に、小学校区別の人口値を算出。
- ② 令和2年度以降の推計値は、平成27年の国勢調査を基に、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が定めている、蒲郡市の「生残率」「移動率」の推計比率を、①で捉えた「小学校区別の人口値」に乗じて算出。

上段：人 下段：対2020（令和2）年増減率

年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）高齢者人口（65歳以上）

### ○地区ごとの人口・世帯数

※令和2年11月1日現在の住民基本台帳の常会別人口・世帯数。

※小学校区別の人口推計は国勢調査を基にしていることと地区と学区が一致していないことから地区ごとの人口とは合致しない。

### ○令和27年の地区ごとの推計人口

※「地区ごとの人口」に「小学校区別の人口推計」で捉えた令和2年から令和27年までの総人口の増減率を乗じて算出。

(1) 大塚地区

小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
大塚小	総人口	6,553人 2.5%	6,396人 0.0%	6,211人 -2.9%	6,060人 -5.3%	5,874人 -8.2%	5,696人 -10.9%	5,520人 -13.7%
	年少人口	1,083人 49.7%	724人 0.0%	685人 -5.3%	630人 -13.0%	591人 -18.3%	567人 -21.6%	546人 -24.5%
	生産年齢人口	3,882人 -3.4%	4,019人 0.0%	3,858人 -4.0%	3,724人 -7.3%	3,562人 -11.4%	3,343人 -16.8%	3,190人 -20.6%
	高齢者人口	1,588人 -4.0%	1,653人 0.0%	1,668人 0.9%	1,705人 3.2%	1,721人 4.1%	1,786人 8.1%	1,784人 7.9%

地区ごとの人口・世帯数

		人口	世帯数
相楽町	山神	123人	42世帯
相楽町	丹野	185人	61世帯
東大塚	産子山	337人	144世帯
東大塚	西島	312人	121世帯
東大塚	川屋敷	150人	49世帯
東大塚	上島笹子	387人	194世帯
東大塚	中島	192人	69世帯
東大塚	大門	282人	113世帯
東大塚	向山(東大塚)	445人	171世帯
東大塚	南向山	339人	141世帯
東大塚	大塚団地	189人	87世帯
東大塚	丸山住宅	208人	78世帯
西大塚	十能	772人	322世帯
西大塚	東講	130人	45世帯
西大塚	西講	272人	103世帯
西大塚	白岩	427人	258世帯
西大塚	長尾	167人	57世帯
西大塚	平原	686人	275世帯
		5,603人	2,330世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率… -13.7%

地区ごとの人口 5,603人 - (5,603 × 13.7%) = 4,836人

令和27年の大塚地区の推計人口… 4,836人

## 現在の配置



大塚地区は、人口規模が小さいが、大塚駅、大塚公民館周辺を地区の中心にして地域の生活圏がまとまっており、近隣の公民館への距離も離れているため、この地区に配置する公民館の数は1館が相当とします。

## (2) 三谷地区

### 小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
三谷小	総人口	5,271人 3.5%	5,094人 0.0%	4,873人 -4.4%	4,647人 -8.8%	4,424人 -13.2%	4,202人 -17.5%	3,995人 -21.6%
	年少人口	563人 6.8%	527人 0.0%	501人 -5.0%	496人 -5.9%	466人 -11.6%	451人 -14.5%	429人 -18.6%
	生産年齢人口	3,010人 5.2%	2,862人 0.0%	2,712人 -5.2%	2,495人 -12.8%	2,314人 -19.2%	2,135人 -25.4%	2,026人 -29.2%
	高齢者人口	1,698人 -0.4%	1,706人 0.0%	1,661人 -2.6%	1,657人 -2.9%	1,644人 -3.6%	1,616人 -5.2%	1,541人 -9.7%
三谷東小	総人口	6,988人 2.4%	6,825人 0.0%	6,616人 -3.1%	6,375人 -6.6%	6,112人 -10.5%	5,835人 -14.5%	5,559人 -18.5%
	年少人口	756人 -2.2%	773人 0.0%	746人 -3.5%	721人 -6.7%	668人 -13.6%	623人 -19.5%	575人 -25.7%
	生産年齢人口	4,198人 6.5%	3,942人 0.0%	3,719人 -5.7%	3,503人 -11.2%	3,345人 -15.1%	3,102人 -21.3%	2,931人 -25.7%
	高齢者人口	2,034人 -3.6%	2,110人 0.0%	2,150人 1.9%	2,151人 2.0%	2,098人 -0.5%	2,110人 0.0%	2,054人 -2.7%
合計	総人口	12,259人 2.9%	11,919人 0.0%	11,489人 -3.6%	11,022人 -7.5%	10,536人 -11.6%	10,037人 -15.8%	9,554人 -19.8%

地区ごとの人口・世帯数

		人口	世帯数
東区	東1	353人	165世帯
東区	東2	264人	107世帯
東区	東3	213人	89世帯
東区	東5	338人	209世帯
東区	東6	592人	254世帯
松区	松1	480人	196世帯
松区	松2	129人	52世帯
松区	松3	136人	65世帯
松区	松4	76人	32世帯
松区	松5	99人	58世帯
松区	松6	394人	198世帯
松区	松7	569人	238世帯
上区	上1	370人	154世帯
上区	上3	347人	145世帯
上区	上4	258人	115世帯
上区	上5	399人	189世帯
上区	上6	321人	135世帯
上区	上7	489人	236世帯
上区	上8	670人	290世帯
上区	上9	301人	122世帯
上区	上10	342人	153世帯
中区	西	186人	74世帯
中区	中3	125人	58世帯
中区	中4	94人	42世帯
中区	浜	248人	95世帯
中区	中7	100人	48世帯
中区	中9	205人	97世帯
中区	権現	288人	121世帯
北区	北1	226人	108世帯
北区	北3	238人	98世帯
北区	北5	257人	121世帯
北区	北6	275人	108世帯
北区	北7	201人	84世帯
北区	北8	345人	140世帯
北区	北9	430人	164世帯
西区	西1	184人	90世帯
西区	西2	256人	103世帯
西区	西3	240人	100世帯
西区	西4	189人	74世帯
西区	西5	439人	179世帯
西区	西6	471人	204世帯
西区	西7	661人	270世帯
西区	西8	310人	136世帯

13,108人 5,716世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率…-19.8%

令和27年の三谷地区の推計人口…10,513人

## 現在の配置



三谷地区には小学校が三谷小学校と三谷東小学校の2校がありますが、地区コミュニティの分断を避けるため、配置する公民館の数は三谷地区で1館が相当とします。

### (3) 蒲郡北地区

#### 小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
北部小	総人口	4,709人 0.6%	4,681人 0.0%	4,606人 -1.6%	4,498人 -3.9%	4,381人 -6.4%	4,275人 -8.7%	4,173人 -10.9%
	年少人口	742人 6.8%	695人 0.0%	618人 -11.1%	547人 -21.2%	523人 -24.6%	507人 -26.9%	487人 -30.0%
	生産年齢人口	2,805人 0.6%	2,788人 0.0%	2,808人 0.7%	2,736人 -1.9%	2,572人 -7.8%	2,377人 -14.7%	2,265人 -18.8%
	高齢者人口	1,162人 -3.0%	1,198人 0.0%	1,180人 -1.5%	1,215人 1.4%	1,286人 7.3%	1,390人 16.0%	1,421人 18.6%
西部小	総人口	1,443人 2.7%	1,405人 0.0%	1,363人 -3.0%	1,322人 -5.9%	1,278人 -9.0%	1,229人 -12.5%	1,184人 -15.7%
	年少人口	178人 11.2%	160人 0.0%	153人 -4.6%	158人 -1.1%	151人 -5.7%	146人 -8.7%	141人 -11.6%
	生産年齢人口	847人 4.8%	808人 0.0%	784人 -3.0%	731人 -9.5%	712人 -11.9%	649人 -19.6%	624人 -22.8%
	高齢者人口	418人 -4.2%	437人 0.0%	427人 -2.3%	433人 -0.9%	415人 -4.9%	433人 -0.7%	418人 -4.2%

#### 地区ごとの人口・世帯数

北部		人口	世帯数
水竹町	下り島1	316人	135世帯
水竹町	下り島2	583人	231世帯
水竹町	上り島	633人	239世帯
水竹町	東脇島1	912人	353世帯
水竹町	東脇島2	425人	159世帯
清田町	橋詰	395人	152世帯
清田町	下清田	816人	288世帯
清田町	中岡	441人	173世帯
清田町	新屋	357人	113世帯
清田町	鉢地	7人	4世帯
坂本町	坂本	242人	79世帯
		5,127人	1,926世帯

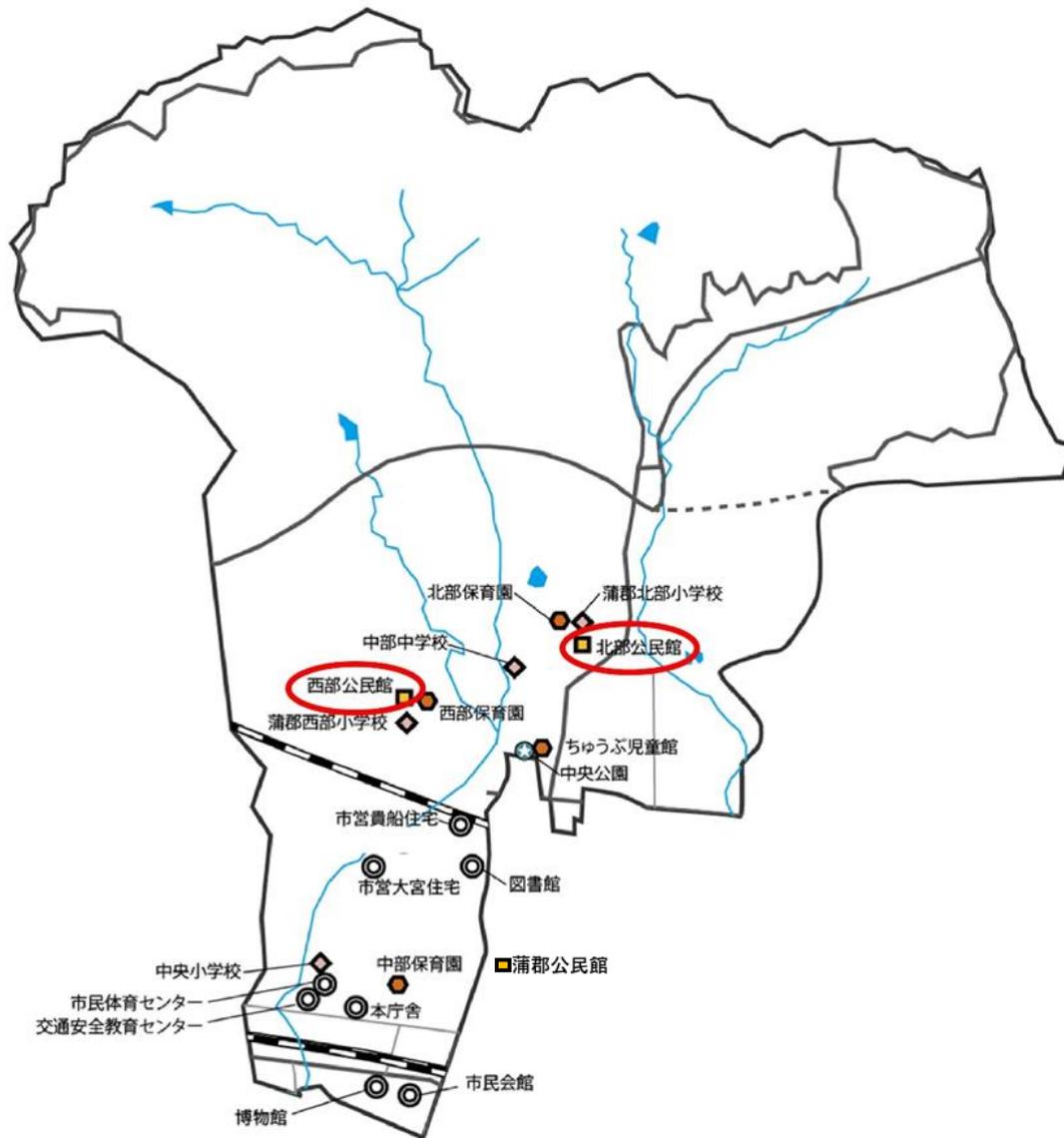
西部		人口	世帯数
神ノ郷町	神東	278人	84世帯
神ノ郷町	山本	278人	87世帯
神ノ郷町	門前	394人	123世帯
神ノ郷町	向山	713人	298世帯
		1,663人	592世帯

令和2年から令和27年までの  
人口増減率…-15.7%  
令和27年の西部地区の推計人口…  
1,402人

令和2年から令和27年までの  
人口増減率…-10.9%  
令和27年の北部地区の推計人口…  
4,569人

地区全体 人口6,790人 世帯数2,518世帯  
令和27年の蒲郡北地区の推計人口…5,971人

## 現在の配置



蒲郡北地区は、人口規模が小さく、中部中学校を中心に公共施設が比較的に近い距離に配置されており、日常生活圏として一定の範囲にまとまっているため、配置する公民館の数はこの地区に1館が相当とします。ただし、中央小学校は蒲郡南地区にある蒲郡公民館を利用しているため、蒲郡南地区で検討します。

また、公民館を移設・新設する場合、設置場所は地区内で地域住民が利用しやすい位置を検討するとともに、既存の公民館施設は地元とも協議し、その役割を考えます。

#### (4) 蒲郡南地区

##### 小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
南部小	総人口	6,794人 2.2%	6,646人 0.0%	6,455人 -2.9%	6,232人 -6.2%	5,981人 -10.0%	5,720人 -13.9%	5,470人 -17.7%
	年少人口	795人 -2.0%	811人 0.0%	782人 -3.6%	714人 -12.0%	660人 -18.7%	619人 -23.7%	581人 -28.5%
	生産年齢人口	4,040人 6.5%	3,794人 0.0%	3,635人 -4.2%	3,486人 -8.1%	3,277人 -13.6%	3,020人 -20.4%	2,868人 -24.4%
	高齢者人口	1,959人 -4.0%	2,041人 0.0%	2,038人 -0.1%	2,032人 -0.4%	2,044人 0.2%	2,081人 2.0%	2,022人 -0.9%
東部小	総人口	5,419人 2.4%	5,292人 0.0%	5,149人 -2.7%	4,989人 -5.7%	4,824人 -8.8%	4,662人 -11.9%	4,504人 -14.9%
	年少人口	726人 3.0%	705人 0.0%	642人 -8.9%	582人 -17.5%	548人 -22.3%	523人 -25.7%	499人 -29.2%
	生産年齢人口	3,175人 2.9%	3,086人 0.0%	3,006人 -2.6%	2,890人 -6.3%	2,795人 -9.4%	2,600人 -15.8%	2,435人 -21.1%
	高齢者人口	1,518人 1.1%	1,501人 0.0%	1,500人 -0.1%	1,517人 1.1%	1,481人 -1.3%	1,539人 2.5%	1,570人 4.6%
竹島小	総人口	5,487人 0.8%	5,444人 0.0%	5,350人 -1.7%	5,212人 -4.3%	5,062人 -7.0%	4,913人 -9.8%	4,769人 -12.4%
	年少人口	802人 5.8%	758人 0.0%	682人 -10.1%	618人 -18.6%	585人 -22.8%	566人 -25.3%	548人 -27.7%
	生産年齢人口	3,296人 1.8%	3,237人 0.0%	3,213人 -0.8%	3,112人 -3.9%	2,912人 -10.0%	2,682人 -17.1%	2,506人 -22.6%
	高齢者人口	1,389人 -4.2%	1,449人 0.0%	1,456人 0.5%	1,483人 2.3%	1,564人 8.0%	1,664人 14.9%	1,714人 18.3%
中央小	総人口	6,240人 2.5%	6,089人 0.0%	5,913人 -2.9%	5,707人 -6.3%	5,488人 -9.9%	5,249人 -13.8%	5,013人 -17.7%
	年少人口	747人 0.7%	742人 0.0%	675人 -9.0%	617人 -16.9%	575人 -22.5%	535人 -27.8%	501人 -32.4%
	生産年齢人口	3,749人 6.0%	3,537人 0.0%	3,419人 -3.4%	3,260人 -7.8%	3,098人 -12.4%	2,865人 -19.0%	2,668人 -24.6%
	高齢者人口	1,743人 -3.7%	1,810人 0.0%	1,819人 0.5%	1,831人 1.2%	1,815人 0.3%	1,849人 2.2%	1,843人 1.8%

地区ごとの人口・世帯数

蒲郡		人口	世帯数
新井形町	新井形町	855 人	309 世帯
蒲郡東	馬場	282 人	128 世帯
蒲郡東	堀込	350 人	151 世帯
蒲郡東	西新井形	540 人	234 世帯
蒲郡東	東廓 1	514 人	219 世帯
蒲郡東	東廓 2	493 人	190 世帯
蒲郡東	東町 1	370 人	145 世帯
蒲郡東	東町 2	494 人	197 世帯
蒲郡西	西廓 1	243 人	107 世帯
蒲郡西	西廓 2	243 人	90 世帯
蒲郡西	第一西町	289 人	124 世帯
蒲郡西	第二西町	442 人	198 世帯
吉光区	吉光上	167 人	67 世帯
吉光区	吉光下	362 人	169 世帯
宮成区	大成 1	283 人	135 世帯
宮成区	大成 2	300 人	128 世帯
宮成区	大宮	574 人	234 世帯
蒲形	蒲形 1	274 人	125 世帯
蒲形	蒲形 2	294 人	130 世帯
蒲形	蒲形 3	478 人	209 世帯
蒲形	蒲形 4	360 人	156 世帯
蒲形	緑町 1	382 人	169 世帯
蒲形	緑町 2	602 人	283 世帯
蒲形	旭町	469 人	186 世帯
栄町	栄町	401 人	176 世帯
栄町	犬飼	539 人	277 世帯
		10,600 人	4,536 世帯

蒲郡（ほぼ蒲南小学区）

令和 2 年 1 1 月現在 4, 6 7 3 人

令和 2 年から令和 2 7 年までの

人口増減率…- 1 7. 7 %

令和 2 7 年の推計人口…3, 8 4 6 人

蒲郡（ほぼ中央小学区）

令和 2 年 1 1 月現在 5, 9 2 7 人

令和 2 年から令和 2 7 年までの

人口増減率…- 1 7. 7 %

令和 2 7 年の推計人口…4, 8 7 8 人

蒲郡

令和 2 年から令和 2 7 年までの人口増減率…- 1 7. 7 %

令和 2 7 年の蒲郡公民館地区の推計人口…8, 7 2 4 人

東部		人口	世帯数
豊岡町1区	下形	1,362人	508世帯
豊岡町1区	白山	525人	204世帯
豊岡町2区	中村	1,010人	377世帯
豊岡町2区	上組	791人	273世帯
豊岡町2区	迫	425人	164世帯
五井町	五井	546人	234世帯
平田町	平田	1,013人	405世帯

東部 5,672人 2,165世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率…-14.9%

令和27年の東部地区の推計人口…4,827人

府相		人口	世帯数
府相区	長筵	1,594人	612世帯
府相区	東府相	577人	227世帯
府相区	赤羽根	428人	175世帯
府相区	浜家	446人	199世帯
府相区	東松原	390人	176世帯
府相区	西松原	550人	240世帯

府相 3,985人 1,629世帯

府相

令和2年から令和27年までの人口増減率…-12.4%

令和27年の府相地区の推計人口…3,491人

小江		人口	世帯数
小江町	住吉町	153人	65世帯
小江町	一木町	241人	127世帯
小江町	天王町	480人	221世帯
小江町	第一薬師	325人	156世帯
小江町	東小江	297人	131世帯
小江町	大和上	198人	81世帯
小江町	大和下	125人	51世帯
港区	海岸	634人	283世帯

小江 2,453人 1,115世帯

小江

令和2年から令和27年までの人口増減率…-17.7%

令和27年の小江地区の推計人口…2,019人

## 現在の配置



蒲郡南地区は狭い範囲に公民館が配置されており、学校区と総代区の区域のズレが大きいので、できるだけズレが解消できるような配置とします。蒲郡北地区にある中央小学校は蒲郡公民館を利用しているため、蒲郡南地区に含めて考察し、配置する公民館の数はこの地区に3館が相当とします。ただし、公民館が小学校と複合化しない場合は、小学校内に公民館活動や地域との連携ができる場所の設置を検討します。

また、既存の公民館施設は地元とも協議をし、役割を考えます。

※中央小学校または蒲郡南部小学校のいずれかの敷地内に公民館を新設し、新設しない方の学校が蒲郡公民館と連携するという考え方もありました。その場合、学校区と総代区の区域のズレを解消するため、現在の蒲郡公民館を利用している総代区を学校区に合わせて再編成する必要があります。

## (5) 塩津地区

### 小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
塩津小	総人口	10,675人 1.3%	10,540人 0.0%	10,341人 -1.9%	10,091人 -4.3%	9,815人 -6.9%	9,506人 -9.8%	9,192人 -12.8%
	年少人口	1,321人 -1.1%	1,335人 0.0%	1,241人 -7.1%	1,189人 -11.0%	1,112人 -16.8%	1,051人 -21.3%	980人 -26.6%
	生産年齢人口	6,668人 3.9%	6,417人 0.0%	6,321人 -1.5%	6,076人 -5.3%	5,765人 -10.2%	5,306人 -17.3%	5,032人 -21.6%
	高齢者人口	2,687人 -3.6%	2,788人 0.0%	2,780人 -0.3%	2,827人 1.4%	2,938人 5.4%	3,149人 12.9%	3,180人 14.1%

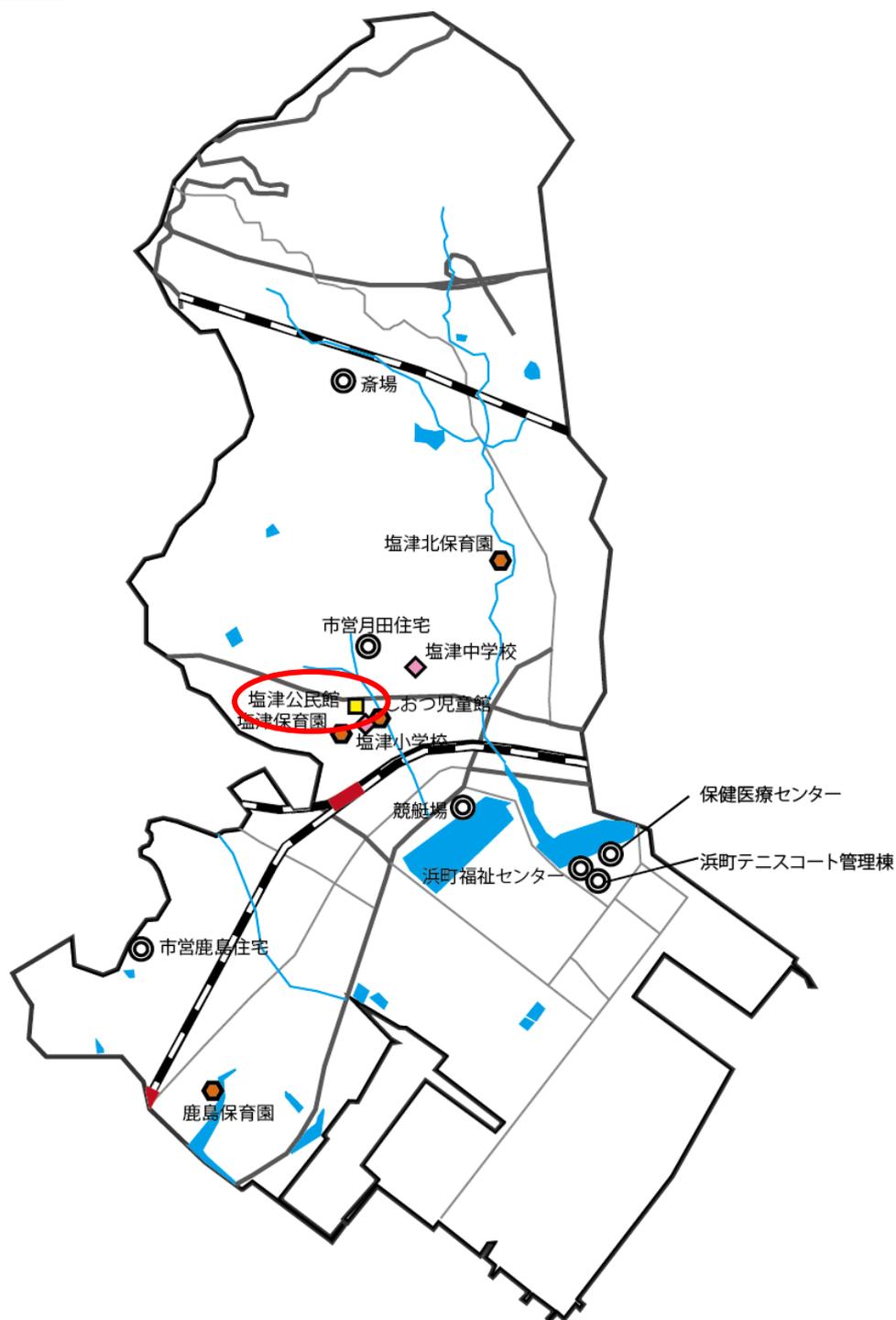
### 地区ごとの人口・世帯数

		人口	世帯数
柏原町	柏原	487人	181世帯
川東区	川東1	430人	173世帯
川東区	川東2	423人	181世帯
川東区	川東3	699人	408世帯
川東区	川東4	251人	93世帯
竹谷町	竹谷町奥林	1,216人	520世帯
竹谷町	竹谷町松田	525人	220世帯
竹谷町区	竹谷町区1	1,330人	663世帯
竹谷町区	竹谷町区2	889人	362世帯
西迫町	西迫	304人	107世帯
拾石町	拾石1	626人	256世帯
拾石町	拾石2	701人	301世帯
拾石町	拾石3	1,020人	517世帯
鹿島町	鹿島南	1,262人	524世帯
鹿島町	鹿島北	353人	169世帯
鹿島町	鹿島東	466人	226世帯
		10,982人	4,901世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率… -12.8%

令和27年の塩津地区の推計人口… 9,577人

## 現在の配置



塩津地区は人口規模が大きいが、地区でまとまった日常生活圏を有しているため、この地区に配置する公民館の数は1館が相当とします。

## (6) 形原地区

### 小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
形原小	総人口	7,078人 3.4%	6,842人 0.0%	6,541人 -4.4%	6,232人 -8.9%	5,925人 -13.4%	5,620人 -17.9%	5,332人 -22.1%
	年少人口	806人 8.2%	745人 0.0%	707人 -5.0%	672人 -9.8%	629人 -15.6%	608人 -18.4%	583人 -21.7%
	生産年齢人口	3,988人 5.8%	3,771人 0.0%	3,507人 -7.0%	3,277人 -13.1%	3,087人 -18.1%	2,807人 -25.5%	2,690人 -28.7%
	高齢者人口	2,284人 -1.8%	2,327人 0.0%	2,327人 0.0%	2,283人 -1.9%	2,210人 -5.0%	2,205人 -5.2%	2,059人 -11.5%
形原北小	総人口	8,757人 1.5%	8,632人 0.0%	8,444人 -2.2%	8,208人 -4.9%	7,956人 -7.8%	7,703人 -10.8%	7,471人 -13.4%
	年少人口	1,330人 9.4%	1,217人 0.0%	1,055人 -13.3%	955人 -21.5%	904人 -25.7%	878人 -27.9%	852人 -29.9%
	生産年齢人口	5,092人 0.9%	5,045人 0.0%	5,023人 -0.4%	4,864人 -3.6%	4,623人 -8.4%	4,251人 -15.7%	3,974人 -21.2%
	高齢者人口	2,335人 -1.5%	2,370人 0.0%	2,366人 -0.2%	2,389人 0.8%	2,429人 2.5%	2,575人 8.6%	2,645人 11.6%
合計	総人口	15,835人 2.3%	15,474人 0.0%	14,985人 -3.2%	14,440人 -6.7%	13,881人 -10.3%	13,323人 -13.9%	12,803人 -17.3%

地区ごとの人口・世帯数

		人口	世帯数
形原1区	音羽1	177人	81世帯
形原1区	音羽2	0人	0世帯
形原1区	音羽3	224人	102世帯
形原1区	音羽4	124人	50世帯
形原1区	音羽5	179人	71世帯
形原2区	中本町1	181人	63世帯
形原2区	中本町2	141人	69世帯
形原2区	中本町3	124人	51世帯
形原3区	片町1	178人	65世帯
形原3区	片町2	117人	51世帯
形原3区	港町1	155人	54世帯
形原3区	港町2	266人	104世帯
形原3区	港町3	267人	101世帯
形原4区	石橋	253人	107世帯
形原4区	戸甫井	323人	138世帯
形原4区	上松	442人	173世帯
形原5区	中畑1	432人	169世帯
形原5区	中畑2	128人	53世帯
形原5区	御嶽	90人	44世帯
形原5区	北森	832人	299世帯
形原5区	南森	384人	149世帯
形原5区	湿見	420人	178世帯
形原6区	中屋敷	260人	97世帯
形原6区	鹿末	348人	137世帯
形原6区	下市	145人	50世帯
形原6区	春日浦	238人	102世帯
形原6区	江川	887人	331世帯
形原7区	前野西	659人	212世帯
形原7区	前野東	715人	258世帯
形原7区	平谷東	734人	266世帯
形原7区	平谷西	664人	282世帯
形原7区	市場	622人	268世帯
形原7区	辻	442人	163世帯
形原8区	金上	607人	281世帯
形原8区	金中	836人	325世帯
形原8区	金下1	690人	255世帯
形原8区	金下2	371人	141世帯
形原8区	一色	479人	176世帯
形原北浜区	北浜1	225人	88世帯
形原北浜区	北浜2	317人	125世帯
形原北浜区	北浜3	272人	112世帯
形原北浜区	北浜4	259人	111世帯
		15,207人	5,952世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率…－17.3%  
 令和27年の推計人口…12,577人

## 現在の配置



形原地区は小学校が形原小学校と形原北小学校の2校がありますが、地区コミュニティの分断を避けるため、配置する公民館の数は形原地区で1館が相当とします。

(7) 西浦地区

小学校区別の人口推計

学校区		2015年 (平成27)	2020年 (令和2)	2025年 (令和7)	2030年 (令和12)	2035年 (令和17)	2040年 (令和22)	2045年 (令和27)
西浦小	総人口	5,686人 4.2%	5,458人 0.0%	5,189人 -4.9%	4,889人 -10.4%	4,582人 -16.1%	4,281人 -21.6%	3,999人 -26.7%
	年少人口	549人 0.0%	549人 0.0%	494人 -10.1%	475人 -13.6%	455人 -17.2%	440人 -19.8%	416人 -24.2%
	生産年齢人口	3,144人 11.1%	2,829人 0.0%	2,645人 -6.5%	2,410人 -14.8%	2,244人 -20.7%	2,095人 -26.0%	2,001人 -29.3%
	高齢者人口	1,993人 -4.2%	2,079人 0.0%	2,050人 -1.4%	2,005人 -3.6%	1,883人 -9.4%	1,746人 -16.0%	1,582人 -23.9%

地区ごとの人口・世帯数

		人口	世帯数
稲生	稲生1	269人	94世帯
稲生	稲生2	283人	113世帯
馬場	馬場1	358人	130世帯
馬場	馬場2	382人	147世帯
馬場	馬場3	235人	108世帯
馬場	馬場4	268人	112世帯
知柄	知柄1	270人	113世帯
知柄	知柄2	267人	109世帯
知柄	知柄3	226人	98世帯
知柄	知柄4	293人	114世帯
龍田	龍田1	283人	117世帯
龍田	龍田2	495人	205世帯
龍田	龍田3	377人	135世帯
龍田	龍田4	574人	213世帯
橋田	橋田1	313人	107世帯
橋田	橋田2	301人	112世帯
橋田	橋田3	129人	89世帯
		5,323人	2,116世帯

令和2年から令和27年までの人口増減率… -26.7%

令和27年の西浦地区の推計人口… 3,902人

## 現在の配置



西浦地区は人口規模が小さいが、地区でまとまった生活圏を有しており、近隣の公民館への距離も離れているためこの地区に配置する公民館の数は1館が相当とします。

蒲郡市公民館のあり方について  
(公民館グランドデザイン)

資料編

## 目 次

1	公民館グランドデザイン検討委員会	49
2	社会教育法(抜粋)	51
3	公民館の設置及び運営に関する基準	56
4	蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例	58
5	蒲郡市公民館管理規則	60
6	社会教育法第23条第1項の解釈の通知について	61
7	公民館についての社会教育審議会答申、建議、提言経緯	63
8	蒲郡市公共施設マネジメント実施計画(抜粋)	63
9	公民館のあり方に関する市民アンケート調査	
(1)	アンケート内容	64
(2)	アンケート結果	76

## 1 公民館グランドデザイン検討委員会

「蒲郡市公民館のあり方について（公民館グランドデザイン）」の策定にあたっては、公民館グランドデザイン検討委員会において、「蒲郡市の公民館の今後のあり方」をテーマに検討していただきました。

### (1) 委員名簿

○委員長（敬称略）

所 属	氏 名
愛知教育大学准教授	○ 中山 弘之
蒲郡市総代連合会副会長	金田 博充
竹島小学校PTA副会長	伊藤 英祐
蒲郡市社会福祉協議会係長	大須賀 めぐみ
蒲郡市老人クラブ連合会副会長	水藤 シズカ
蒲郡市東部公民館館長	岸本 等志
蒲郡市文化協会監事	木村 君多香
蒲郡市子ども会連絡協議会会計	平松 美由紀

### (2) 公民館グランドデザイン検討委員会開催経過

#### ○ 第1回公民館グランドデザイン検討委員会

日時 令和2年7月4日（土） 午後2時30分から午後4時30分まで

場所 蒲郡市生命の海科学館 メディアホール

内容 公民館の現状、アンケート結果、課題解決策提案

ア 事務局からの説明

イ 社会教育・公民館について

ウ 検討

#### ○ 第2回公民館グランドデザイン検討委員会

日時 令和2年9月6日（日） 午後2時から午後4時まで

場所 蒲郡市府相公民館 ホール

内容 「あり方」の大筋案を作成

ア 前回までの振りかえり

イ なぜ、「交流館」と「中央公民館」なのか

- 第3回公民館グランドデザイン検討委員会
  - 日時 令和2年11月1日(日) 午後2時から午後4時まで
  - 場所 東部公民館 2階研修室
  - 内容 「あり方」の原案作成
    - ア スケジュール、前回までの振りかえり
    - イ 施設の利用拡大について
    - ウ 施設の配置について
  
- 第4回公民館グランドデザイン検討委員会
  - 日時 令和2年12月19日(土) 午後2時から午後4時まで
  - 場所 蒲郡市民会館 大会議室
  - 内容 「公民館グランドデザイン」案完成
    - ア スケジュール、前回までの振りかえり
    - イ 使用料について
    - ウ 施設の配置について
    - エ 施設の名称について

## 2 社会教育法

### 第一章 総則

#### (この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

#### (社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

～略～

#### (市町村の教育委員会の事務)

第五条 市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実

施並びにその奨励に関すること。

十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

十八 情報の交換及び調査研究に関すること。

十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 第二章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあ

つた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間(イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。)

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者(第一号及び第二号に掲げる者を除く。)で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

(社会教育主事の講習)

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(社会教育主事及び社会教育主事補の研修)

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

(地域学校協働活動推進員)

第九条の七 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

～第四章 略～

## 第五章 公民館

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般

財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。

3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二條 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三條 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させ  
その他営利事業を援助すること。
  - 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支  
持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教  
団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三條の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び  
運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に  
従つて設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に  
努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四條 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理  
に関する事項を定めなければならない。

第二十五條及び第二十六條 削除

(公民館の職員)

第二十七條 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監  
督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八條 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教  
育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を

管理し、及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長、主事その他必要な職員にあつては、当該市町村の長が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第二十九条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第三十条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては、当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第三十一条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第三十二条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第三十二条の二 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

### 3 公民館の設置及び運営に関する基準

(平成十五年六月六日)

(文部科学省告示第百十二号)

社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準(昭和三十四年文部省告示第九十八号)の全部を次のように改正する。

公民館の設置及び運営に関する基準

(趣旨)

第一条 この基準は、社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第二十三条の二第一項の規定に基づく公民館の設置及び運営上必要な基準であり、公民館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 公民館及びその設置者は、この基準に基づき、公民館の水準の維持及び向上に努めるものとする。

(対象区域)

第二条 公民館を設置する市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、公民館活動の効果を高めるため、人口密度、地形、交通条件、日常生活圏、社会教育関係団体の活動状況等を勘案して、当該市町村の区域内において、公民館の事業の主たる対象となる区域(第六条第二項において「対象区域」という。)を定めるものとする。

(地域の学習拠点としての機能の発揮)

第三条 公民館は、講座の開設、講習会の開催等を自ら行うとともに、必要に応じて学校、社会教育施設、社会教育関係団体、NPO(特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。)その他の民間団体、関係行政機関等と共同してこれらを行う等の方法により、多様な学習機会の提供に努めるものとする。

2 公民館は、地域住民の学習活動に資するよう、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの活用等の方法により、学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮)

第四条 公民館は、家庭教育に関する学習機会及び学習情報の提供、相談及び助言の実施、交流機会の提供等の方法により、家庭教育への支援の充実に努めるものとする。

(奉仕活動・体験活動の推進)

第五条 公民館は、ボランティアの養成のための研修会を開催する等の方法により、奉仕活動・体験活動に関する学習機会及び学習情報の提供の充実に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第六条 公民館は、事業を実施するに当たっては、関係機関及び関係団体との緊密な連絡、協力等の方法により、学校、家庭及び地域社会との連携の推進に努めるものとする。

- 2 公民館は、その対象区域内に公民館に類似する施設がある場合には、必要な協力及び支援に努めるものとする。
- 3 公民館は、その実施する事業への青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の参加を促進するよう努めるものとする。
- 4 公民館は、その実施する事業において、地域住民等の学習の成果並びに知識及び技能を生かすことができるよう努めるものとする。

(地域の実情を踏まえた運営)

第七条 公民館の設置者は、社会教育法第二十九条第一項に規定する公民館運営審議会を置く等の方法により、地域の実情に応じ、地域住民の意向を適切に反映した公民館の運営がなされるよう努めるものとする。

- 2 公民館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、地域の実情を勘案し、夜間開館の実施等の方法により、地域住民の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第八条 公民館に館長を置き、公民館の規模及び活動状況に応じて主事その他必要な職員を置くよう努めるものとする。

- 2 公民館の館長及び主事には、社会教育に関する識見と経験を有し、かつ公民館の事業に関する専門的な知識及び技術を有する者をもって充てるよう努めるものとする。
- 3 公民館の設置者は、館長、主事その他職員の資質及び能力の向上を図るため、研修の機会の充実に努めるものとする。

(施設及び設備)

第九条 公民館は、その目的を達成するため、地域の実情に応じて、必要な施設及び設備を備えるものとする。

- 2 公民館は、青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者等の利用の促進を図るため必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとする。

(事業の自己評価等)

第十条 公民館は、事業の水準の向上を図り、当該公民館の目的を達成するため、各年度の事業の状況について、公民館運営審議会等の協力を得つつ、自ら点検及び評価を行い、その結果を地域住民に対して公表するよう努めるものとする。

#### 4 蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）の規定に基づき、市の公民館の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市が設置する公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
蒲郡市蒲郡公民館	蒲郡市元町19番13号
蒲郡市小江公民館	蒲郡市神明町2番10号
蒲郡市府相公民館	蒲郡市府相町三丁目44番地
蒲郡市東部公民館	蒲郡市豊岡町殿門24番地
蒲郡市北部公民館	蒲郡市清田町間堰50番地
蒲郡市西部公民館	蒲郡市神ノ郷町壺町田12番地1
蒲郡市三谷公民館	蒲郡市三谷町七舗142番地1
蒲郡市塩津公民館	蒲郡市竹谷町今御堂22番地1
蒲郡市大塚公民館	蒲郡市大塚町西島91番地
蒲郡市形原公民館	蒲郡市形原町春日浦27番地1
蒲郡市西浦公民館	蒲郡市西浦町宮地10番地6

2 蒲郡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、その規則の定めるところにより前項に掲げる各公民館に分館を設置することができる。

(令2条例13・一部改正)

(開館時間等)

第3条 公民館の開館時間及び休館日は、教育委員会が規則で定める。

(経費)

第4条 公民館の経費は、国庫補助金、県交付金、市費、寄附金及び事業収益等による。

(職員)

第5条 各公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干人
- (3) 書記 若干人

2 職員の定数は、別にこれを定める。

(蒲郡市公民館運営審議会)

第6条 法第29条第1項の規定に基づき、各公民館に、蒲郡市公民館運営審議

会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会委員の定数は別にこれを定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 任期途中に補充として委嘱された者は、前任者の残任期間とする。  
(指定管理者による管理)

第7条 次に掲げる公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

- (1) 蒲郡市蒲郡公民館
  - (2) 蒲郡市小江公民館
  - (3) 蒲郡市東部公民館
  - (4) 蒲郡市北部公民館
  - (5) 蒲郡市西部公民館
  - (6) 蒲郡市三谷公民館
  - (7) 蒲郡市塩津公民館
  - (8) 蒲郡市大塚公民館
  - (9) 蒲郡市形原公民館
  - (10) 蒲郡市西浦公民館
- (雑則)

第8条 この条例の実施に必要な事項は、別に教育委員会がこれを定める。

(参考)

令和3年4月1日より、市内のすべての公民館が指定管理者による管理となるため、第7条が以下の通り施行されます。

第7条 公民館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

## 5 蒲郡市公民館管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、蒲郡市公民館設置及び管理に関する条例(昭和29年蒲郡市条例第32号。以下「条例」という。)に基づき、公民館の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 公民館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、蒲郡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(1) 蒲郡市北部公民館以外の公民館

ア 月曜日

イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(2) 蒲郡市北部公民館

ア 木曜日

イ 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(施設の利用)

第4条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第22条第6号の規定により、公民館の施設を住民の集会その他の公共的利用に供するものとする。この場合において、公民館の施設を利用しようとする者は、あらかじめ館長(条例第7条各号に定める公民館にあつては、指定管理者。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

(令元教委規則3・一部改正)

(遵守事項)

第5条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 公民館の施設又は備品等を損傷し、又は滅失しないこと。

(2) 所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

(3) 許可を受けないで公民館内外において物品等を展示し、販売し、又はこ

れに類する行為をしないこと。

(4) 公民館内外において寄付の募集をしないこと。

(5) 他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

2 館長は、前項の規定に違反するおそれのある者又は違反した者に対して、公民館への入館を禁じ、又は公民館から退館させることができる。

(令元教委規則3・一部改正)

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、公民館について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 6 社会教育法第23条第1項の解釈の通知について

事務連絡  
平成30年12月21日

各都道府県教育委員会社会教育担当課長 殿  
各指定都市教育委員会社会教育担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

### 社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第23条第1項の解釈については、従前より通知の発出等によって周知を行ってきたところですが、近時、本件に関する問合せが数多く寄せられていることに鑑み、下記のとおり、その解釈について改めてお示しすることとしました。

貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。）町村教育委員会に対し、本件について十分な周知を図られるとともに、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう、必要な指導・支援をお願いします。

### 記

#### 1 法第23条第1項第1号の趣旨について

法第23条第1項第1号では、公民館が「もつばら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。

#### 2 法第23条第1項第2号の趣旨について

法第23条第1項第2号では、公民館が「特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること」を禁止している。

本規定の趣旨は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。

(参照条文)

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 (略)

## 7 公民館についての社会教育審議会答申、建議、提言経緯

- 昭和45年9月「蒲郡市公民館のあるべき姿」(答申)  
施設の整備充実の必要性和常勤専門職員の配置要望について
- 昭和53年10月「蒲郡市の公民館活動の充実を図るために」(建議)  
いつでもだれでも利用できる公民館、地域住民の憩いの場となる公民館等について
- 昭和57年10月「蒲郡市の実情に立つ公民館のあるべき姿」(答申)  
施設の適正配置、専任の館長・主事の配置、留守番的管理員の配置等について、図書館分室の設置、軽運動施設の機能、設置理念の明確化
- 平成7年10月「公民館のあるべき姿を求めて-主として公民館主事等の配置・勤務体制の改善と必置事務機器に関する提言-」(提言)  
公民館の職員体制について
- 平成14年3月「生涯学習時代における公民館のあり方について」(提言)  
施設の複合化に触れ、学校と公民館の連携や親しまれる公民館としての施設の実施について
- 令和2年3月「気軽に集える公民館のあり方について」(提言)  
地域に開かれた公民館としての施策の実施、地域学校協働活動などの推進、施設の複合化の推進、生涯学習センターの整備と役割

## 8 蒲郡市公共施設マネジメント実施計画(平成29年3月策定)

### 3-3 地区利用型施設

#### 3-3-2 公民館(P.53)

#### 基本的な考え方

- ・公民館の果たす機能を「社会教育機能」と「地域交流拠点機能」と考えます。前者の機能を果たす公民館を全市で1～3施設に絞り込み、市民向け講座を集中的に実施します。後者については、学校内に複合施設を設置し、高齢者の居場所、地域住民のふれあい、放課後児童クラブなどの機能を配置することとします。
- ・学校区よりも小さなコミュニティの活動拠点である集会所が果たしている役割を踏まえ、集会所の機能と連動した公民館の機能を、地区ごとの実情を踏まえて検討していきます。
- ・老朽化が最も進んでいる府相公民館の代わりとなる施設を設置します。それに伴い、南部市民センターの機能は廃止します。

## 9 公民館のあり方に関する市民アンケート調査

### (1) アンケート内容

## 公民館のあり方に関する市民アンケート調査

～ご協力のお願い～

**今後の公民館のあり方について、ご意見を下さい。**

蒲郡市では現在、市内に設置している公民館の今後のあり方について検討をしています。

本調査は、公民館のあり方を検討するにあたり、市民の皆様が公民館のご利用実態を把握するとともに今後の公民館のあり方についてご意見などを調査するもので、蒲郡市内にお住まいの満18歳以上の方々から、無作為に選ばせていただいた1,500名の皆様を対象とするものです。皆様からいただいた回答は無記名としており、統計的に処理いたしますので、個人が特定されるようなことは決してありません。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

### 【ご回答にあたってのお願い】

- 1 ご回答は、**必ず調査対象者(あて名)のご本人**がご記入ください。
- 2 ご回答は無記名です。お名前を記入される必要はございません。
- 3 ご回答は、特にことわりのない場合現在の様子や考え方について回答してください。

ご記入いただいたアンケート用紙は、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて、

**令和2年5月18日(月)までに郵便ポストにご投函ください。**

《本調査に関するお問い合わせ先》

蒲郡市教育委員会 生涯学習課

## 現在設置されている蒲郡市の公民館

蒲郡市内にある公民館の概要は、以下のとおりです。なお、部屋の名称は施設により異なります。

公民館名	建築年※	部屋の構成等
蒲郡公民館	平成26年	事務室、和室、調理室、研修室、ホール、給湯室、トイレ、玄関ホール、倉庫、エレベーター
小江公民館	昭和50年	事務室・応接室、ホール、和室、会議室、料理実習室、湯沸室、トイレ、倉庫
府相公民館	令和2年	事務室、交流プラザ、ホール、会議室、和室、給湯室、トイレ、玄関ホール、倉庫
東部公民館	昭和49年	事務室、和室、料理実習室、会議室・研修室（ホール、図書館分室）、図書室、給湯室、トイレ、倉庫
北部公民館	昭和53年	事務室、会議室、研修室（和室）、講義室、料理実習室、図書室、印刷室、湯沸室、トイレ、倉庫
西部公民館	昭和51年	事務室、和室、研修室（和室）、講義室、料理実習室、図書室、湯沸室、トイレ、倉庫
三谷公民館	昭和46年	旧センター・公民館事務室、和室、会議室、調理実習室、講堂、玄関ホール、ヘルストロン室、図書館分室、交番関係、エレベーター、湯沸室、トイレ、倉庫
塩津公民館	昭和50年	事務室、和室、会議室（ホール・会議室）、料理実習室、印刷室、湯沸室、トイレ、倉庫
大塚公民館	昭和47年	事務室・応接室、和室、会議室、集会室、調理教室、図書館分室、ロビー、トイレ、倉庫、エレベーター、機械室
形原公民館	平成21年	事務室、大会議室、会議室、和室、エントランスホール、給湯室、トイレ、倉庫
西浦公民館	昭和52年	事務室、応接室、ホール、和室、調理実習室、講堂、講習ホール、談話室、図書館分室、ヘルストロン室、トイレ、倉庫

※増築や別棟等ありますが本館の建築年としています。

※このほかに市内にある「〇〇公民館」という名前の施設は地域（総代区・常会など）が保有している施設です。このアンケートでは上記の市が設置している公民館についてお答えください。

## 公民館の主な実施事業

- ・高齢者教室、親子教室などの定例講座や料理教室など随時募集で行う生涯学習講座の開講。
- ・クラブ・サークルの活動場所や常会・子ども会など地域団体の会議の場としての貸館業務。
- ・公民館まつりやスポーツ大会、町民運動会などの開催による学習発表・健康増進の場づくり。
- ・子ども会、老人クラブ等への活動支援。
- ・公民館だよりによる公民館事業や地域の情報の発信。

<アンケート用紙>

## 蒲郡市の公民館に関する市民アンケート調査

- お答えは設問ごとに当てはまる番号を選び、その番号を○印で囲んでください。  
また、記入欄にはご自由にご記入ください。

### 1. はじめにあなたご自身のことについてお聞かせください。

問1 あなたの性別についてお聞かせください。

- 1 男性                      2 女性

問2 あなたの年齢についてお聞かせください。

- 1 10歳代            2 20歳代            3 30歳代            4 40歳代  
5 50歳代            6 60歳代            7 70歳代            8 80歳以上

問3 あなたのご職業についてお聞かせください。

- 1 自営業・事業主                      2 会社員                      3 教員・公務員  
4 会社・団体の役員            5 パート・アルバイト    6 学生  
7 専業主婦(夫)                      8 無職                      9 その他(                      )

問4 あなたの通勤・通学の場所についてお聞かせください。

- 1 蒲郡市内            2 豊橋市            3 豊川市            4 西尾市            5 岡崎市  
6 幸田町            7 安城市            8 名古屋市            9 その他  
(                      )

問5 あなたのお住まいの地区についてお聞かせください。

- 1 大塚小学校区            2 三谷東小学校区            3 三谷小学校区  
4 竹島小学校区            5 蒲郡南部小学校区            6 中央小学校区  
7 蒲郡東部小学校区            8 蒲郡北部小学校区            9 蒲郡西部小学校区  
10 塩津小学校区            11 形原北小学校区            12 形原小学校区            13 西浦小学校区

問6 18歳未満のお子様はいらっしゃいますか？

- 1 いる                      2 いない

問7 あなたは蒲郡市にいつからお住まいになられていますか？

- 1 生まれてからずっと
- 2 一時期市外に出たが戻ってきた  
(戻ってきたときの年齢：① 20歳未満 ② 20歳代から40歳代 ③ 50歳以上)
- 3 市外から転入してきた  
(転入したときの年齢：① 20歳未満 ② 20歳代から40歳代 ③ 50歳以上)

## 2. 公民館についてお聞かせください。

※最初に掲載をした「市が設置している公民館」についてお答えください。

問1 あなたは、公民館施設を利用したことはありますか。(※ただし、選挙投票は除く)

- 1 利用したことがある
- 2 利用したことがない →問5へ

問2 あなたが、普段利用する公民館はどこですか。最もあてはまる場所を1つ選択してください。

- |         |          |          |         |
|---------|----------|----------|---------|
| 1 蒲郡公民館 | 2 小江公民館  | 3 府相公民館  | 4 東部公民館 |
| 5 北部公民館 | 6 西部公民館  | 7 三谷公民館  | 8 塩津公民館 |
| 9 大塚公民館 | 10 形原公民館 | 11 西浦公民館 |         |

問3 あなたは、公民館をどのくらい利用していますか

- 1 ほぼ毎週利用している
- 2 月に1回程度は利用している
- 3 半年に1回程度は利用している
- 4 1年以上利用していない
- 5 特に決まっていない

問4 あなたはどのような機会に公民館を利用しましたか。全ての項目ごとに、利用した場合は1を、利用しなかった場合は2を選択してください。

	利用内容	1. 利用した	2. 利用していない
A	地域が主催する総会や会合	1	2
B	上記以外の地域が主催する行事	1	2
C	学校やPTA、保育園が主催する行事	1	2
D	こども会が主催する行事	1	2
E	公民館（市）が主催する講座や教室	1	2
F	上記以外の公民館（市）が主催する行事	1	2
G	民間が主催する行事	1	2
H	仲間やグループで実施している活動	1	2
I	公民館に設置されている図書館分室の利用	1	2
J	公民館に設置されている設備の利用	1	2
K	私的活動で利用	1	2
L	その他の理由による利用について（自由記述）		

問5 公民館の利用についてお聞きします。全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	項 目	1. 強く 思う	2. 少し 思う	3. どち らで もな い	4. あま り思 わな い	5. 全く 思わ ない
A	公民館を利用することに興味がある	1	2	3	4	5
B	公民館がどのように使われているか知っている	1	2	3	4	5
C	公民館で何ができるか知りたい	1	2	3	4	5
D	友達や仲間と一緒に利用したい	1	2	3	4	5
E	希望する（興味がある）学習や活動がある	1	2	3	4	5
F	興味がある学習や活動があれば参加したい	1	2	3	4	5
G	公民館は特定の人が利用する施設だと思う	1	2	3	4	5
H	公民館は地域の人が集まる施設になるべきだ	1	2	3	4	5
I	その他 公民館の利用について（自由記述）					

問6 公民館の活動に期待することについてお聞きします。全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	項 目	1. 強く 思う	2. 少し 思う	3. どち らで もな い	4. あま り思 わな い	5. 全く 思わ ない
A	健康の維持、増進に役立つ活動に参加したい	1	2	3	4	5
B	趣味や特技を身に着ける活動に参加したい	1	2	3	4	5
C	知識や資格の習得につながる学習に参加したい	1	2	3	4	5
D	人生をより豊かに出来る活動に参加したい	1	2	3	4	5
E	人間関係を広げ、仲間づくりにつながる活動に参加したい	1	2	3	4	5
F	ボランティアなど地域づくりにつながる活動に参加したい	1	2	3	4	5
G	学習、スポーツ指導など、知識や経験をいかした活動に参加したい	1	2	3	4	5
H	地域の子どもやお年寄りなど多世代交流活動に参加したい	1	2	3	4	5
I	その他 参加したいと思う活動（自由記述）					

問7 これから迎える本格的な少子高齢化時代を見据えて、公民館に期待する機能についてお聞きします。全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	機能	1. 大いに 期待する	2. 少し 期待する	3. 期待しない
A	社会教育・生涯学習機能 〔多様な世代が学習する機会の提供〕	1	2	3
B	子育て支援機能 〔地域で子育てを支援する取り組み〕	1	2	3
C	高齢者向け機能 〔高齢者の居場所の提供など〕	1	2	3
D	多世代交流機能 〔すべての世代が交流する機会の提供〕	1	2	3
E	防災機能 〔避難所等地域防災の拠点としての機能〕	1	2	3
F	地域の拠点機能 〔学校や地域の各団体同士が連携して活動する際の拠点としての機能〕	1	2	3
G	その他 期待する機能（自由記述）			

問8 公民館の使用料についてお聞きします。蒲郡の公民館は税金で運営費がまかなわれ無料で利用できますが、社会教育活動に利用が限られるため、営利活動や政治活動、宗教活動、個人的理由での利用はできないなど、活動内容に制約があります。利用希望者のなかには、有料でも施設を自由に使いたい方もいらっしゃいます。

このことについて、あなたが最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

- 1 公民館は今までどおり活動内容を限定して無料で運営するべきだと思う
- 2 公民館を利用する人は相当の使用料を負担するべきだと思う
- 3 有料と無料のルールをつくり、多くの方が利用できるようにするべきだと思う
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に： \_\_\_\_\_）

問9 公民館利用者に使用料を負担していただく場合、利用者が負担すべき使用料としてどの程度が適切だと思いますか。

- 1 公民館の光熱水費等が賄える程度
- 2 公民館を利用する際に生じる人件費や教材費等の運営費すべてが賄える程度
- 3 公民館の建替えを含めたすべての費用を賄える程度
- 4 わからない
- 5 その他（具体的に： ）

問10 公民館の施設（部屋）利用が有料になった場合、どのような影響があると思いますか。（複数回答可）

- 1 公民館利用の頻度が下がる
- 2 公民館利用の頻度が上がる
- 3 従来の利用者同士で公民館を支えようとする意識が低下する
- 4 安易な利用予約が減るため、施設の適切な利用が図られる
- 5 利用者の施設運営への関心が高まる
- 6 影響は特にない
- 7 わからない
- 8 その他（具体的に： ）

問11 公民館に関する情報を知りたいとき、どのような方法（情報発信ツール）があると情報収集しやすいですか。番号に○印（2つまで）をつけてください。

- 1 公民館だより                      2 ちらし、ポスター                      3 ホームページ
- 4 SNS等インターネットを利用したサービス                      5 広報がまごおり
- 6 メール配信                      7 その他（具体的に： ）

問 12 公民館講座やサークル活動、公民館行事に参加しやすい時間帯はいつですか。全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	曜日	1. 午前 9時から 13時まで	2. 午後 13時から 17時まで	3. 夜間 17時から 21時まで	4. あてはまら ない
A	月曜日	1	2	3	4
B	火曜日	1	2	3	4
C	水曜日	1	2	3	4
D	木曜日	1	2	3	4
E	金曜日	1	2	3	4
F	土曜日	1	2	3	4
G	日曜日	1	2	3	4
H	土日を除く 祝祭日	1	2	3	4

問 13 ボランティア活動への関心についてお聞かせください。公民館では、行事運営のお手伝いや清掃活動などで、地域の皆さんにご協力をいただいています。また、全国的に地域と学校が連携し、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動（地域学校協働活動）が推進されています。この活動では、地域住民の方がボランティアで活躍をされています。

公民館活動でどのようなボランティア活動なら参加できそうですか。全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	活動内容	1. 進んで 参加したい	2. 依頼があれば 参加したい	3. 興味はない
A	子ども向け、親子向け講座開催時の 登下校や託児、引率などの見守り	1	2	3
B	草取り、清掃、軽微な修理などの環境美 化	1	2	3
C	知識、技能、経験を生かした指導 (子ども向け)	1	2	3
D	知識、技能、経験を生かした指導 (成人向け)	1	2	3

E	放課後の学習支援、スポーツ指導の補助	1	2	3
F	講座やイベントの運営補助	1	2	3
G	講座やイベントの企画運営	1	2	3
H	各種イベントの出演者	1	2	3
I	その他 ご自身ができそうなボランティア活動の具体例（自由記述）			

問 14 ボランティア活動への関心について、全ての項目ごとに最もあてはまると思う番号に○印をつけてください。

	項 目	1. 強く 思う (ある)	2. 少し 思う	3. どち らで もな い	4. あま り思 わな い	5. 全く 思わ ない (ない)
A	ボランティア活動に関心がある	1	2	3	4	5
B	3年以内にボランティア活動をしたことがある	1	-	-	-	5
C	事前手続きをせずに、気軽に参加したい	1	2	3	4	5
D	ボランティア募集を見て、興味のあるものに参加したい	1	2	3	4	5
E	ボランティア登録をして、必要な時に声をかけてもらいたい	1	2	3	4	5
F	友人やグループでボランティアに参加したい	1	2	3	4	5
G	ボランティアサークルに入って活動したい	1	2	3	4	5
H	有償ボランティアなら参加する	1	2	3	4	5
I	ボランティア養成講座に参加したい	1	2	3	4	5

J	その他 ボランティア活動への参加しやすい条件など (自由記述)
---	---------------------------------

問 15

その他 公民館についてご意見・ご要望等がございましたら、ご記入ください。  
(自由記述)

記入欄	

(2) アンケート結果

【実施時期】 令和2年5月

【対象者】 満18歳以上の蒲郡市内在住者  
1,500名（無作為抽出）

【回答数】 547件 【回答率】 36.47%

回答者の属性について

問1 あなたの性別についてお聞かせください		
男性	236	
女性	299	
未回答	12	
合計	547	

問2 あなたの年齢についてお聞かせください		
10歳代	13	2.4%
20歳代	38	6.9%
30歳代	55	10.1%
40歳代	92	16.8%
50歳代	88	16.1%
60歳代	97	17.7%
70歳代	107	19.6%
80歳以上	50	9.1%
未回答	7	1.3%
合計	547	

問3 あなたのご職業についてお聞かせください		
自営業・事業主	54	9.9%
会社員	144	26.3%
教員・公務員	24	4.4%
会社・団体の役員	8	1.5%
パート・アルバイト	94	17.2%
学生	16	2.9%
専業主婦(夫)	72	13.2%
無職	113	20.7%
その他	13	2.4%
未回答	9	1.6%
合計	547	

問4 あなたの通勤・通学の場所についてお聞かせください		
蒲郡市内	271	52.0%
豊橋市	24	4.6%
豊川市	13	2.5%
西尾市	22	4.2%
岡崎市	14	2.7%
幸田町	20	3.8%
安城市	4	0.8%
名古屋市	15	2.9%
その他	41	7.9%
未回答(無職含む)	97	18.6%
合計	521	

問5 あなたのお住まいの地区についてお聞かせください		
大塚小学校区	35	6.4%
三谷東小学校区	53	9.7%
三谷小学校区	40	7.3%
竹島小学校区	37	6.8%
蒲郡南部小学校区	47	8.6%
中央小学校区	33	6.0%
蒲郡東部小学校区	36	6.6%
蒲郡北部小学校区	37	6.8%
蒲郡西部小学校区	18	3.3%
塩津小学校区	60	11.0%
形原北小学校区	44	8.0%
形原小学校区	55	10.1%
西浦小学校区	38	6.9%
未回答	14	2.6%
合計	547	

問6 18歳未満のお子様はいらっしゃいますか		
いる	131	23.9%
いない	406	74.2%
未回答	10	1.8%
合計	547	

問7 あなたは蒲郡市にいつからお住まいになられていますか		
生まれてからずっと	216	39.5%
一時期市外に出たが戻ってきた	108	19.7%
市外から転入してきた	214	39.1%
未回答	9	1.6%
合計	547	

戻ってきたときの年齢(2を選択した方)

20歳未満	13	12.0%
20歳代から40歳代	85	78.7%
50歳以上	6	5.6%
未回答	4	3.7%
合計	108	

転入したときの年齢(3を選択した方)

20歳未満	34	15.9%
20歳代から40歳代	168	78.5%
50歳以上	8	3.7%
未回答	4	1.9%
合計	214	

公民館について

問1 あなたは、公民館(部屋)を利用したことはありますか(※ただし、選挙投票は除く)

利用したことがある	348	63.6%
利用したことがない	191	34.9%
未回答	8	1.5%
合計	547	

問2 あなたが、普段利用する公民館はどこですか

蒲郡公民館	33	6.8%
小江公民館	23	4.7%
府相公民館	25	5.1%
東部公民館	34	7.0%
北部公民館	25	5.1%
西部公民館	16	3.3%
三谷公民館	59	12.1%
塩津公民館	34	7.0%
大塚公民館	28	5.8%
形原公民館	57	11.7%
西浦公民館	30	6.2%
未回答	122	25.1%
合計	486	

問3 あなたは、公民館をどのくらい利用していますか

ほぼ毎週利用している	21	4.3%
月に1回程度は利用している	33	6.8%
半年に1回程度は利用している	35	7.2%
1年以上利用していない	140	28.9%
特に決まっていない	135	27.8%
未回答	121	24.9%
合計	485	

問4 あなたはどのような機会に公民館を利用しましたか

	利用した	利用して いない	未回答	合計	利用した (率)
A.地域が主催する総会や会合	195	145	132	340	57.4%
B.上記以外の地域が主催する行事	107	211	132	318	31.5%
C.学校やPTA、保育園が主催する行事	93	229	135	322	27.4%
D.子ども会が主催する行事	102	216	136	318	30.0%
E.公民館(市)が主催する講座や教室	105	220	133	325	30.9%
F.上記以外の公民館(市)が主催する行事	69	246	137	315	20.3%
G.民間が主催する行事	52	260	137	312	15.3%
H.仲間やグループで実施している活動	108	218	138	326	31.8%
I.公民館に設置されている図書館分室の利用	43	271	136	314	12.6%
J.公民館に設置されている設備の利用	79	235	132	314	23.2%
K.私的活動で利用	31	282	136	313	9.1%
L.その他の理由による利用(自由記述)				21	

問5 公民館の利用についてお聞きします。

	強く思う	少し思う	どちらでもない	あまり思わない	全く思わない	未回答	合計	強く思う、少し思う(率)
A.公民館を利用することに興味がある	42	133	153	116	89	14	547	32.0%
B.公民館がどのように使われているか知っている	40	158	120	132	72	25	547	36.2%
C.公民館で何ができるか知りたい	50	179	144	95	56	23	547	41.9%
D.友達や仲間と一緒に利用したい	41	128	151	113	98	16	547	30.9%
E.希望する(興味がある)学習や活動がある	32	72	154	150	113	25	546	19.0%
F.興味がある学習や活動があれば参加したい	66	202	106	81	76	16	547	49.0%
G.公民館は特定の人が使う施設だと思う	58	121	142	96	114	16	547	32.7%
H.公民館は地域の人が集まる施設になるべきだ	58	121	142	96	114	13	544	32.9%
I.その他 公民館の利用について(自由記述)							0	

問6 公民館の活動に期待することについてお聞きします。

	強く思う	少し思う	どちらでもない	あまり思わない	全く思わない	未回答	合計	強く思う、少し思う(率)
A.健康の維持、増進に役立つ活動に参加したい	78	219	114	81	44	11	547	54.3%
B.趣味や特技を身に着ける活動に参加したい	76	216	114	78	48	14	546	53.5%
C.知識や資格の取得につながる学習に参加したい	64	203	133	87	42	17	546	48.9%
D.人生をより豊かに出来る活動に参加したい	66	212	146	65	41	17	547	50.8%
E.人間関係を広げ、仲間づくりにつながる活動に参加したい	58	196	148	79	46	20	547	46.4%
F.ボランティアなど地域づくりにつながる活動に参加したい	39	182	178	84	43	21	547	40.4%
G.学習、スポーツ指導など知識や経験をいかした活動に参加したい	34	144	185	109	52	23	547	32.5%
H.地域の子どもやお年寄りなど多世代交流活動に参加したい	43	146	187	96	50	23	545	34.7%
I.その他で参加したいと思う活動(自由記述)							22	

問7 これから迎える本格的な少子高齢化時代を見据えて、公民館に期待する機能についてお聞きします。

	大いに期待する	少し期待する	期待しない	未回答	合計	大いに期待、少し期待(率)
A.社会教育・生涯学習機能 [多様な世代が学習する機会の提供]	179	269	77	22	547	81.9%
B.子育て支援機能 [地域で子育てを支援する取り組み]	221	248	57	21	547	85.7%
C.高齢者向け機能 [高齢者の居場所の提供など]	226	243	62	16	547	85.7%
D.多世代交流機能 [すべての世代が交流する機会の提供]	164	269	87	27	547	79.2%
E.防災機能 [地域防災の拠点としての機能]	358	137	33	19	547	90.5%
F.地域の拠点機能 [地域をつなぐ活動の拠点としての機能]	226	248	52	21	547	86.7%
G.その他 期待する機能(自由記述)					17	

問8 公民館の使用料についてお聞きします。今の公民館は税金で運営費がまかなわれ無料で利用できますが、社会教育活動に利用が限られ活動内容に制約があります。利用希望者のなかには、有料でも施設を自由に使いたい方もいらっしゃいます。

公民館は今までどおり活動内容を限定して無料で運営するべきだと思う	119	21.8%
公民館を利用する人は相当の利用料を負担するべきだと思う	53	9.7%
有料と無料のルールをつくり、多くの方が利用できるようにするべきだと思う	307	56.1%
わからない	51	9.3%
その他	4	0.7%
未回答	13	2.4%
合計	547	

問9 公民館利用者に使用料を負担していただく場合、使用料の収入総額としてどの程度が適切だと思いますか。

公民館の光熱水費等が賅える程度	203	37.1%
公民館の運営費すべてが賅える程度	162	29.6%
公民館の運営費を含めたすべての費用を賅える程度	19	3.5%
わからない	126	23.0%
その他	19	3.5%
未回答	18	3.3%
合計	547	

問10 公民館の施設(部屋)の利用が有料になった場合、どのような影響があると考えますか。(複数回答可)

公民館利用の頻度が下がる	220	28.8%
公民館利用の頻度が上がる	46	6.0%
利用者の公民館を支えようとする意識が低下する	55	7.2%
安易な利用予約が減るため、施設の適切な利用が図られる	153	20.1%
利用者の施設運営への関心が高まる	115	15.1%
影響は特にない	46	6.0%
わからない	103	13.5%
その他	6	0.8%
未回答	19	2.5%
合計	763	

問11 公民館に関する情報を発信していくうえで、どのようなものに力を入れていくべきだと考えますか。(2つまで回答)

公民館だより	255	26.5%
ちらし、ポスター	53	5.5%
ホームページ	178	18.5%
SNS等インターネットを利用したサービス	115	12.0%
広報がまごおり	308	32.0%
メール配信	36	3.7%
その他	1	0.1%
未回答	15	1.6%
合計	961	

問12 公民館講座やサークル活動、公民館行事に参加しやすい時間帯はいつですか。

	午前 9時から 3時まで	午後 13時から 17時まで	夜間 17時から	あてはま らない	未回答	合計
A.月曜日	78	61	142	151	92	524
B.火曜日	80	72	143	143	86	524
C.水曜日	81	68	143	148	85	525
D.木曜日	79	66	145	146	89	525
E.金曜日	77	63	152	145	86	523
F.土曜日	145	141	62	103	81	532
G.日曜日	159	132	46	114	80	531
H.土日を除く祝祭日	113	115	38	151	100	517

問13 公民館活動でどのようなボランティア活動なら参加できそうですか。

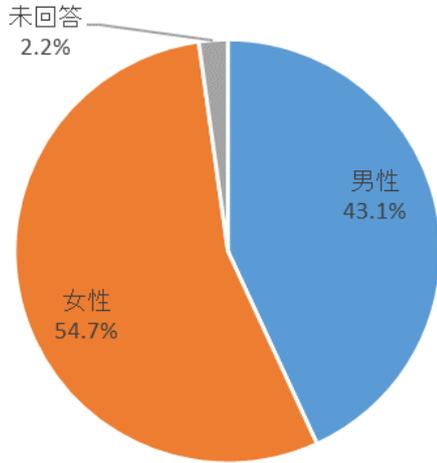
	進んで参 加したい	依頼があ れば参加 したい	興味はな い	未回答	合計	参加したい、 依頼があれば参加した い(率)
A.子供向け、親子向け講座開催時の登下校や託児、	23	194	264	66	481	45.1%
B.草取り、清掃、軽微な修理などの環境美化	23	223	248	53	494	49.8%
C.知識、技能、経験を生かした指導(子ども向け)	23	174	284	66	481	41.0%
D.知識、技能、経験を生かした指導(成人向け)	22	142	317	66	481	34.1%
E.放課後の学習支援、スポーツ指導の補助	19	145	312	71	476	34.5%
F.講座やイベントの運営補助	14	139	328	66	481	31.8%
G.講座やイベントの企画運営	8	109	361	69	478	24.5%
H.各種イベントの出演者	9	75	394	69	478	17.6%

問14 ボランティア活動への関心について

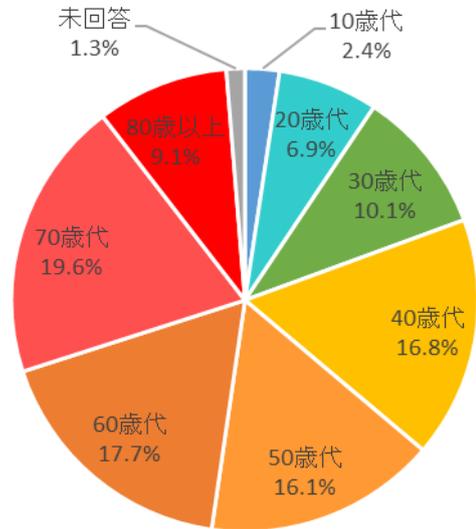
	強く思う (ある)	少し思う	どちらで もない	あまり思 わない	まったく 思わない (ない)	未回答	合計	強く思う、少 し思う(率)
A.ボランティア活動に関心がある	33	144	133	113	87	37	547	32.4%
B.3年以内にボランティア活動をしたことがある	94	0	0	0	374	79	547	17.2%
C.事前手続きをせずに気軽に参加したい	46	163	130	74	93	41	547	38.2%
D.ボランティア募集を見て、興味のあるものに参加したい	38	179	109	81	99	41	547	39.7%
E.ボランティア登録をして、必要な時に声をかけてもらいたい	23	73	168	101	138	44	547	17.6%
F.友人やグループでボランティアに参加したい	21	87	154	109	135	41	547	19.7%
G.ボランティアサークルに入って活動したい	13	31	152	135	170	46	547	8.0%
H.有償ボランティアなら参加する	18	52	144	105	184	44	547	12.8%
I.ボランティア育成講座に参加したい	13	42	144	122	176	50	547	10.1%

# 回答者の属性について

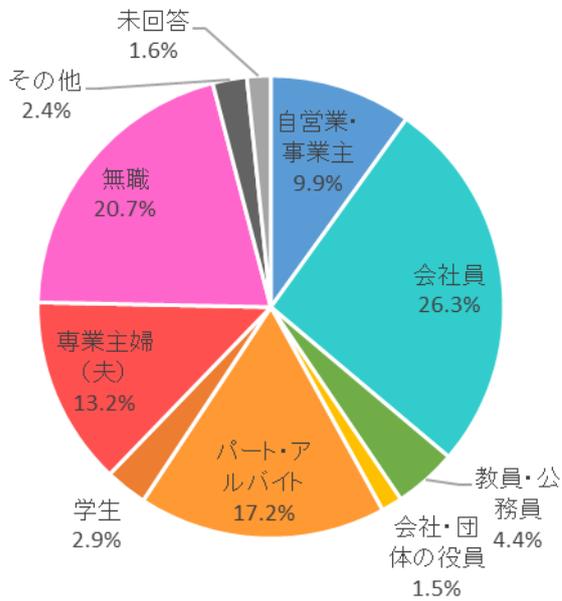
## 問1 性別



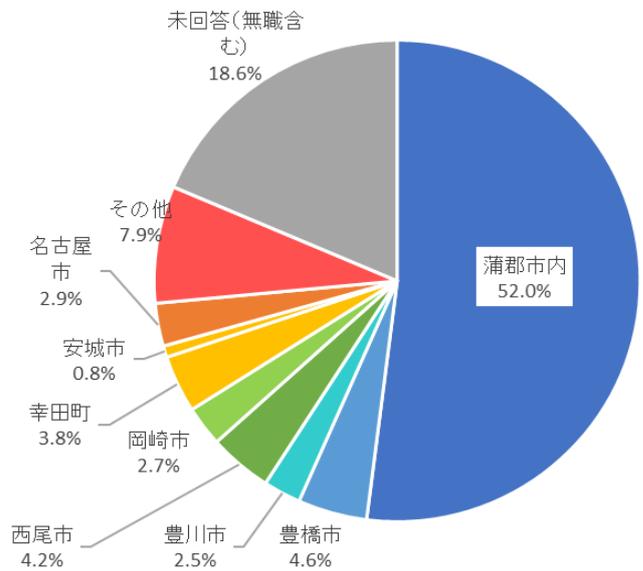
## 問2 年齢



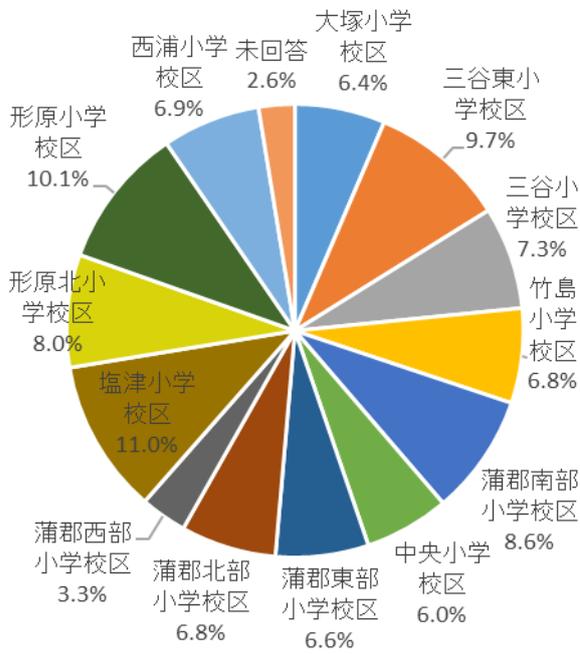
## 問3 職業



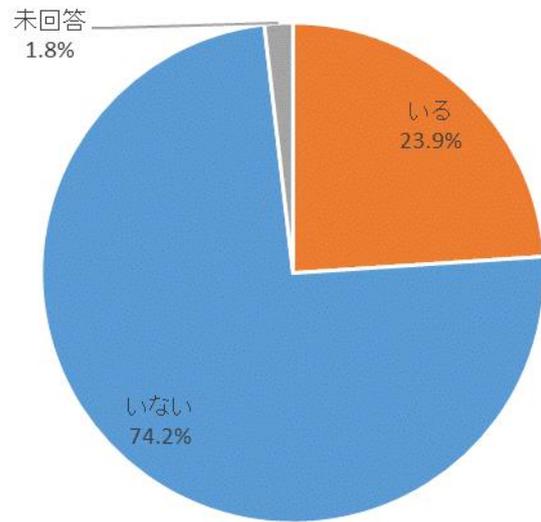
## 問4 通勤・通学先



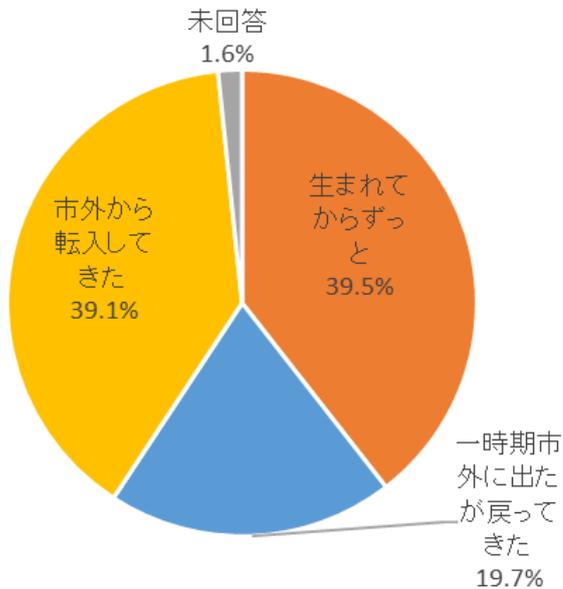
問5 居住地の小学校区



問6 18歳未満の子どもの有無

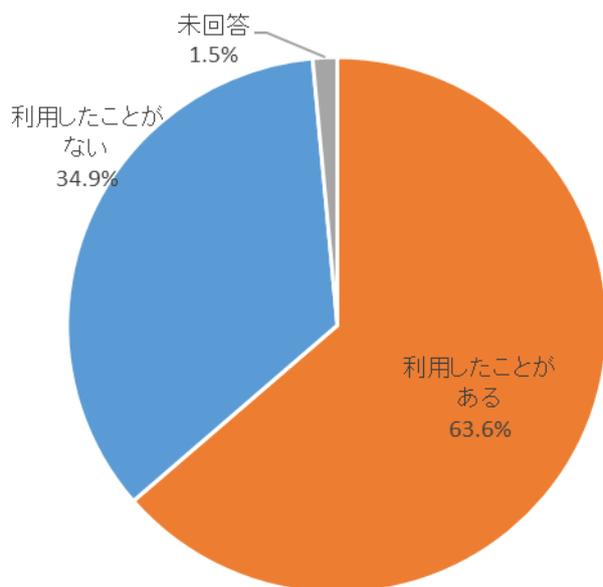


問7 いつから市内に住んでいるか

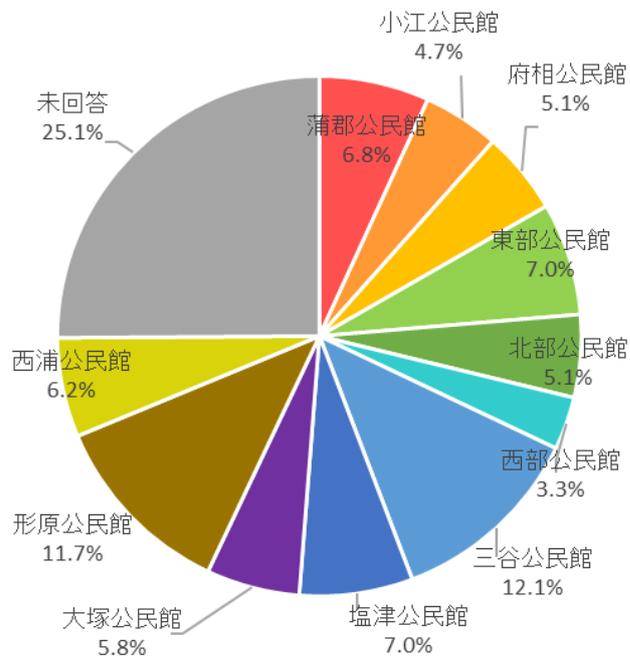


## 公民館について

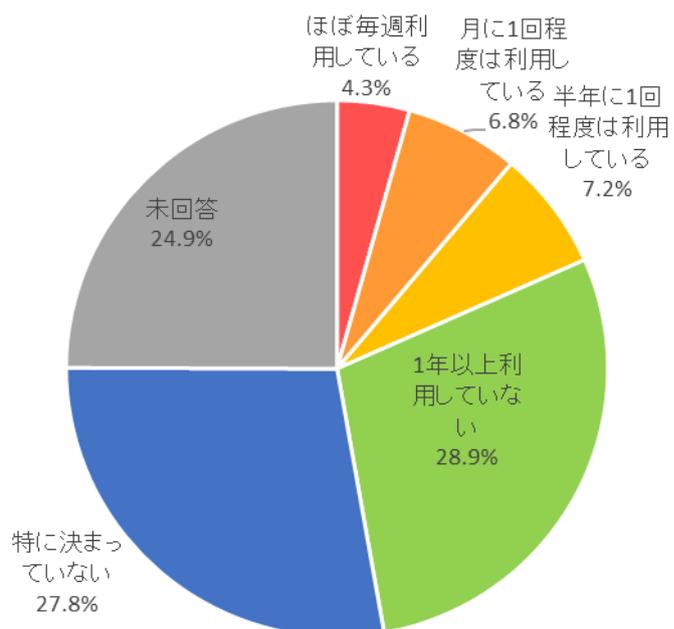
### 問1 公民館の利用の有無



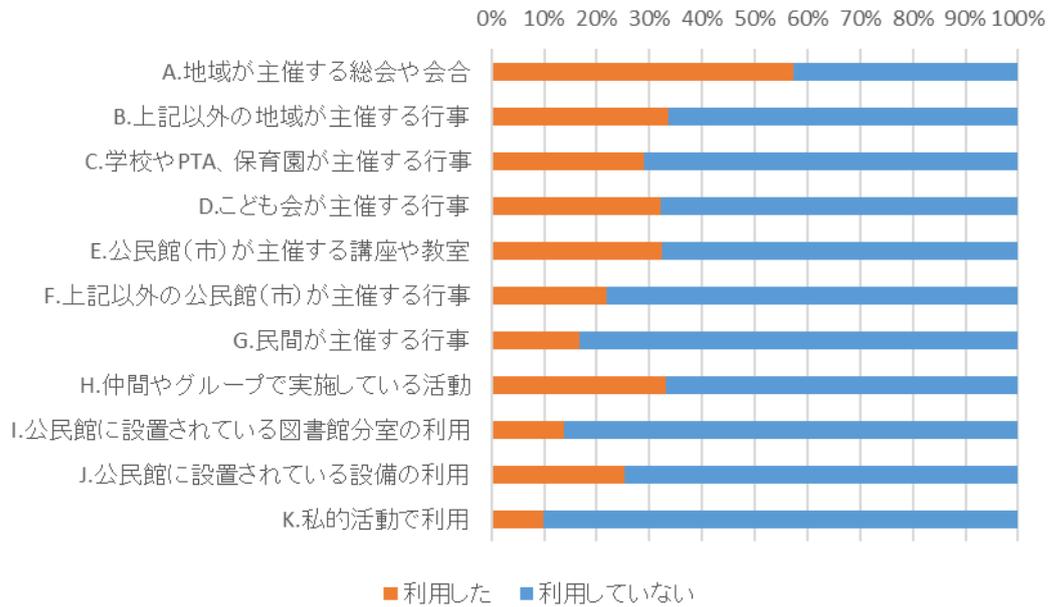
### 問2 普段利用する公民館はどこですか (問1で「利用したことがある」と答えた人のみ回答)



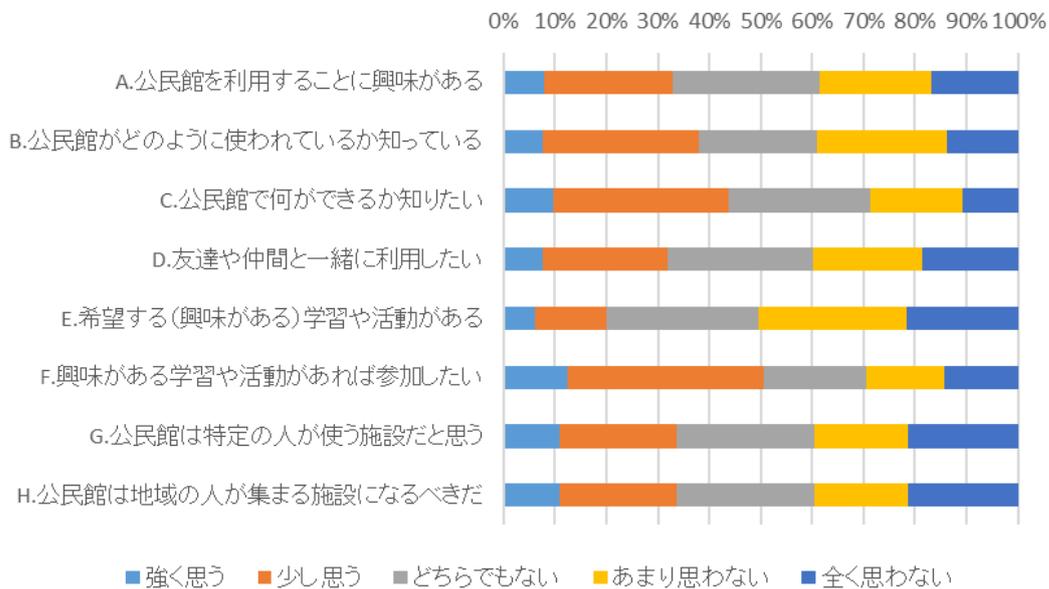
### 問3 公民館の利用頻度



#### 問4 どのような機会に利用するか

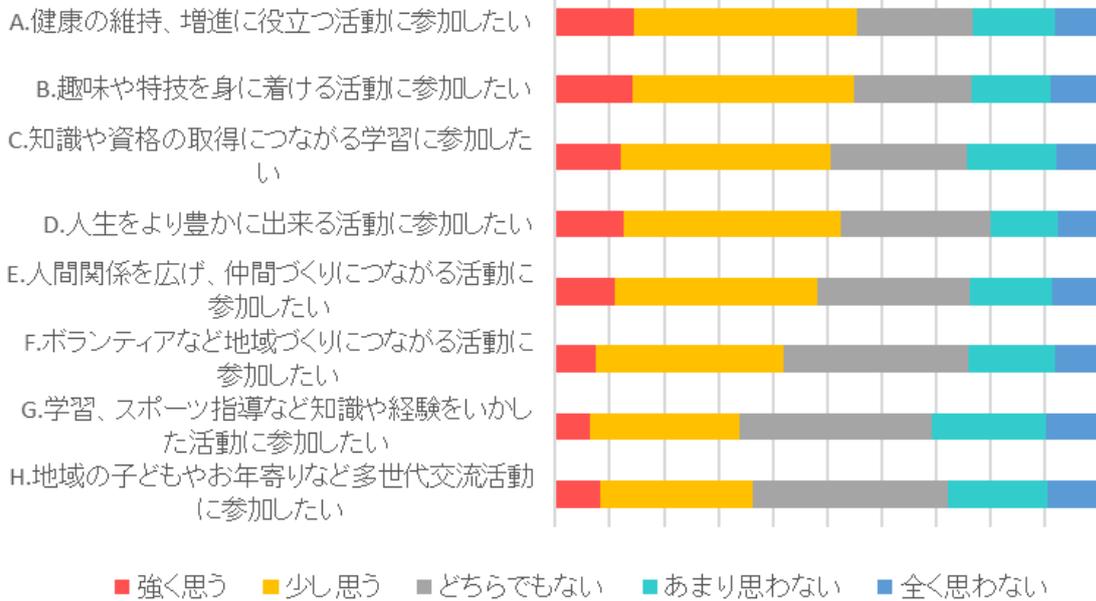


#### 問5 公民館の利用について



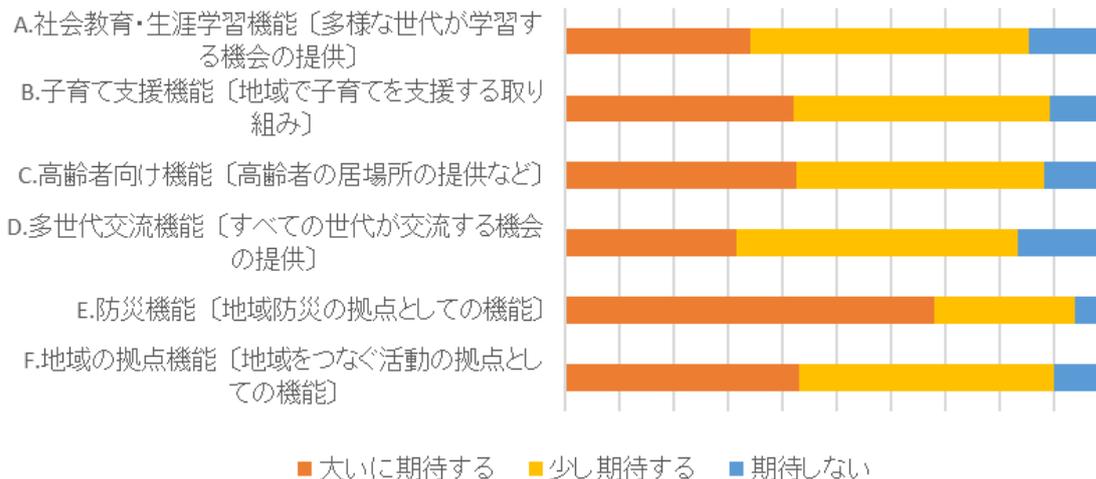
## 問6 公民館の活動に期待することについて

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%100%

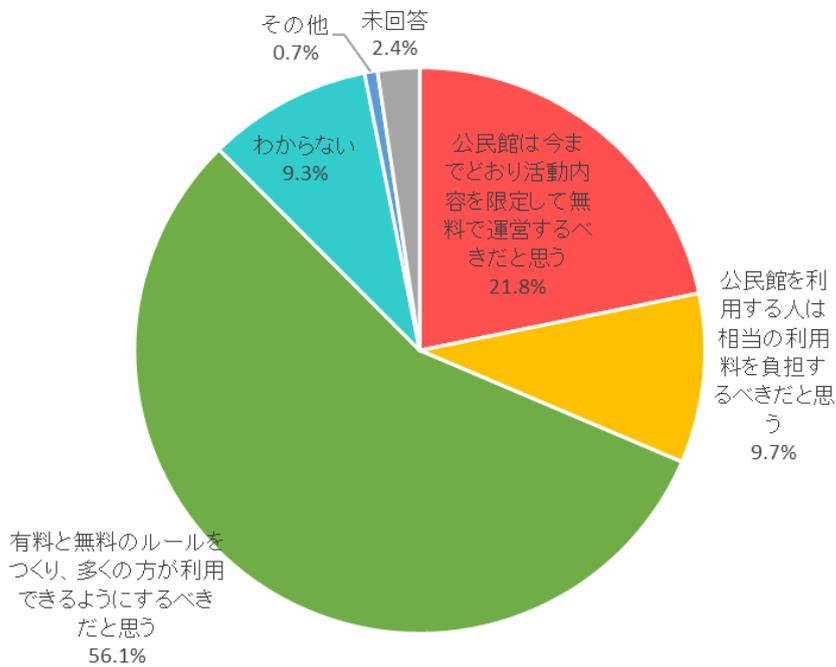


## 問7 公民館に期待する機能について

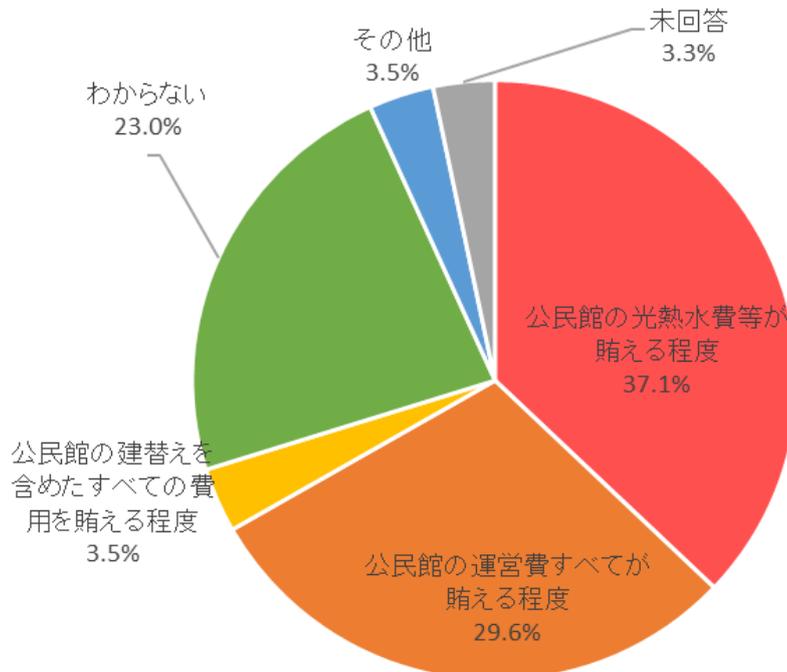
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90%100%



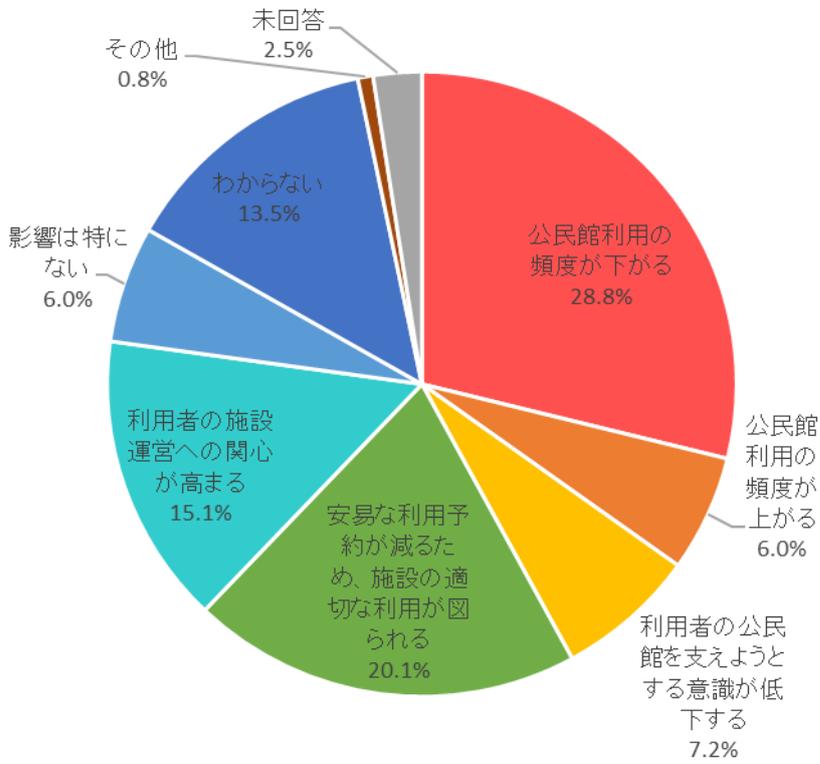
### 問8 公民館使用料について



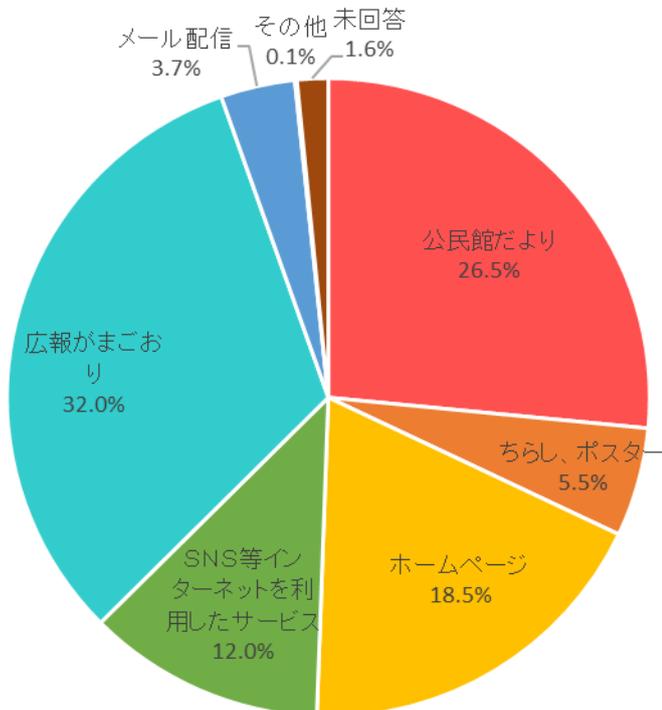
### 問9 使用料について 公民館利用者が使用料を負担する場合、使用料の収入総額としてどの程度が適切か

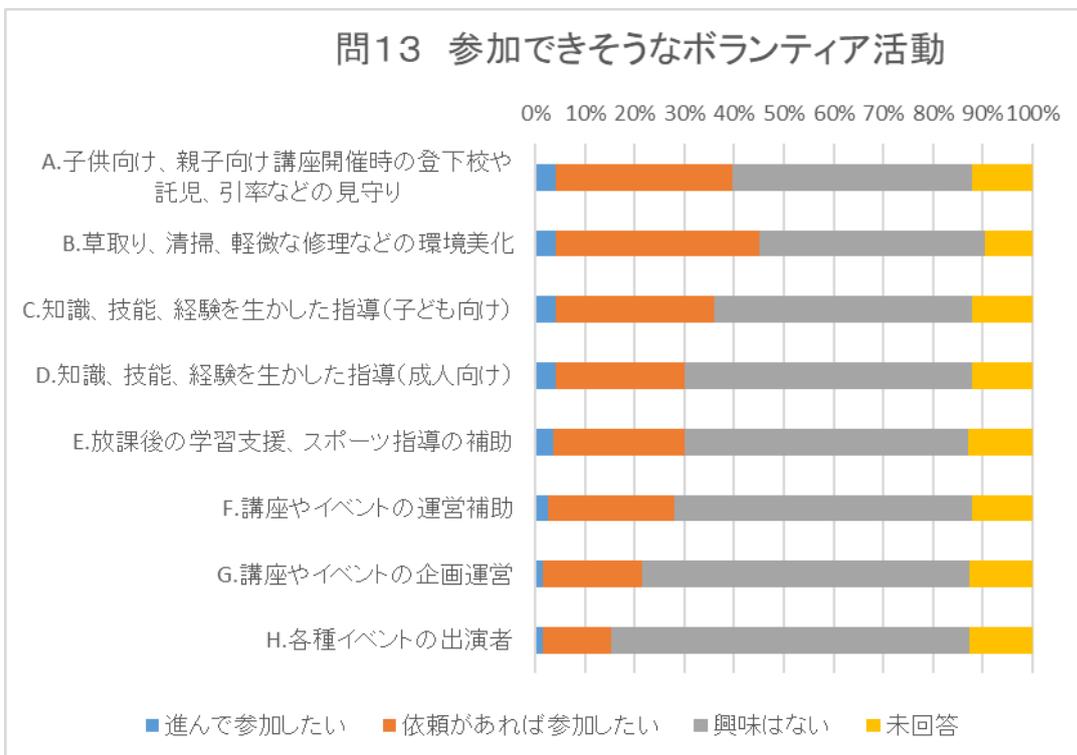
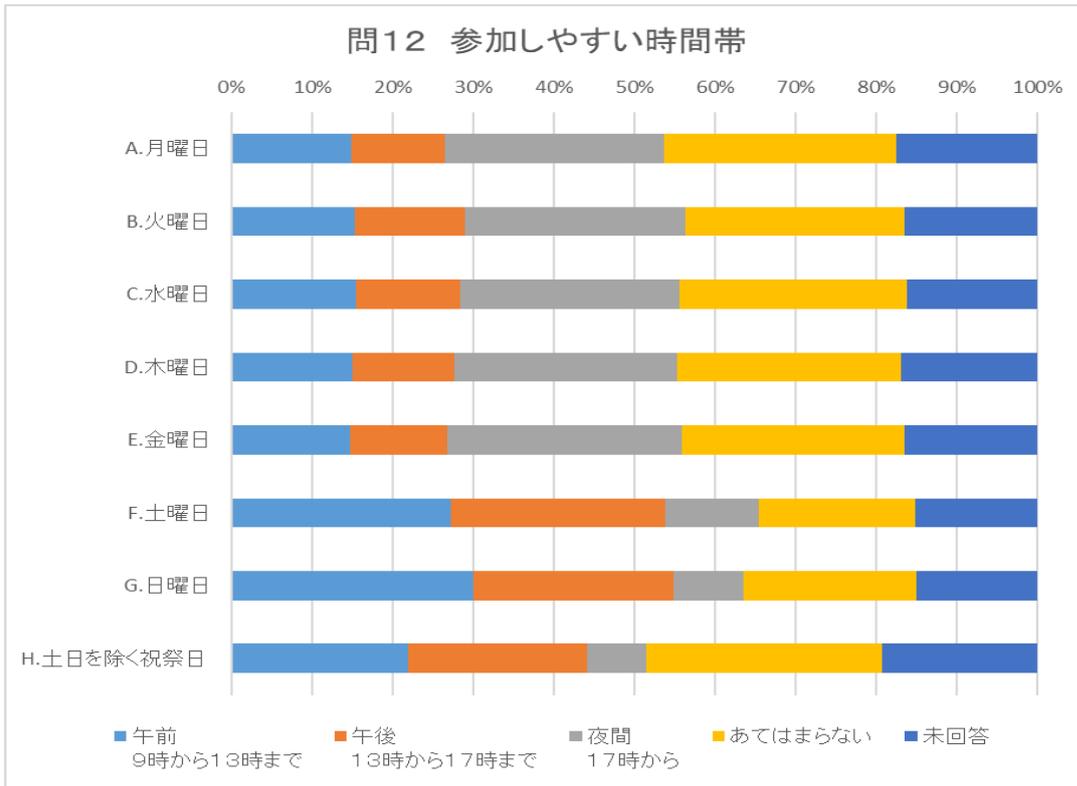


### 問10 有料になった場合の影響について

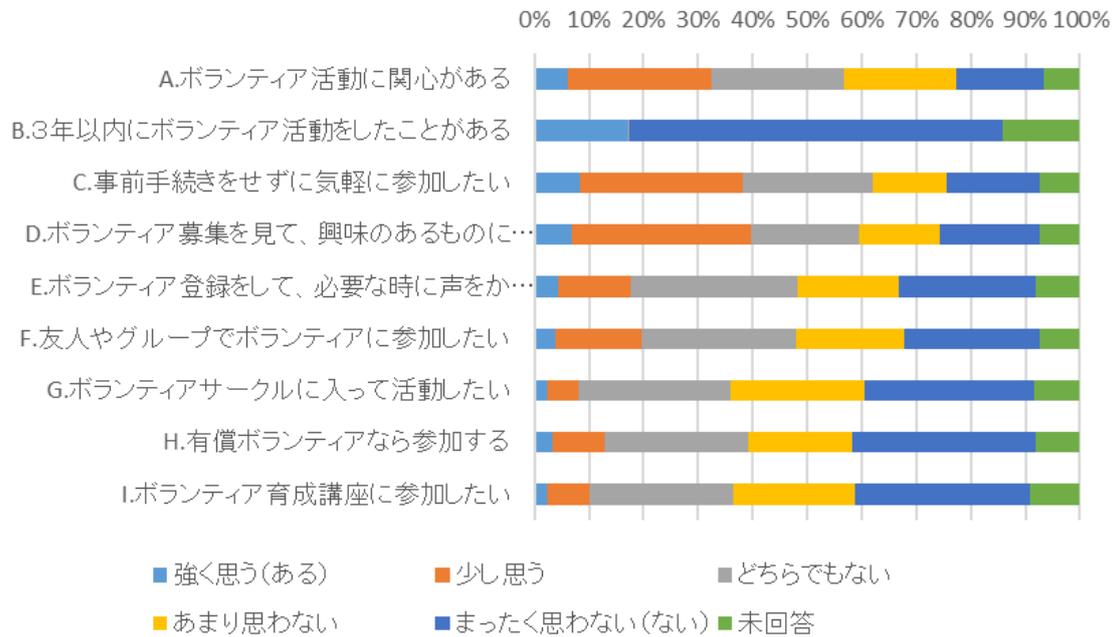


### 問11 情報収集しやすい手段について

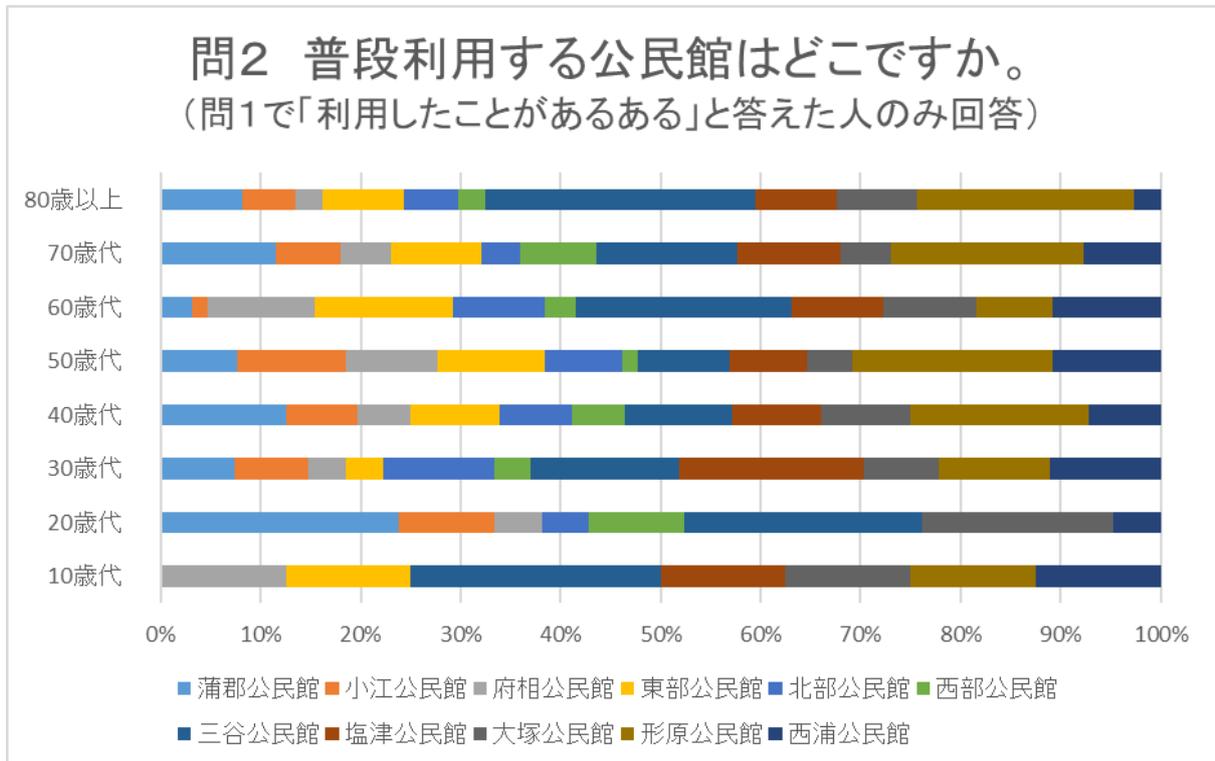
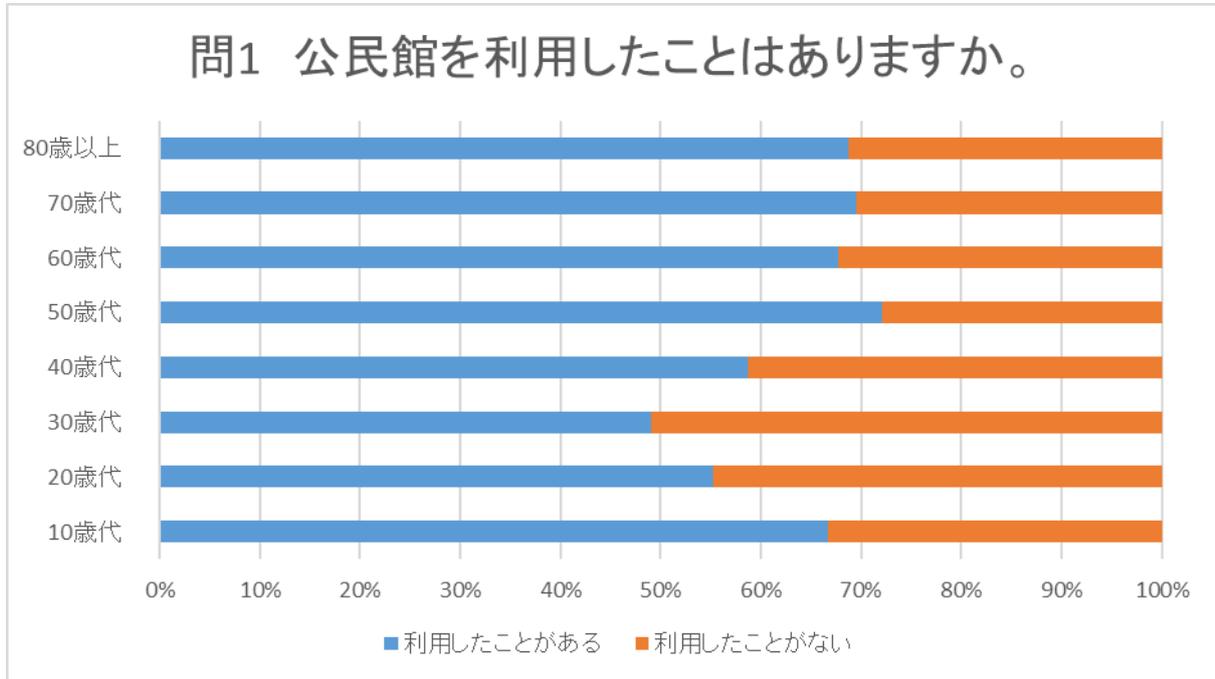




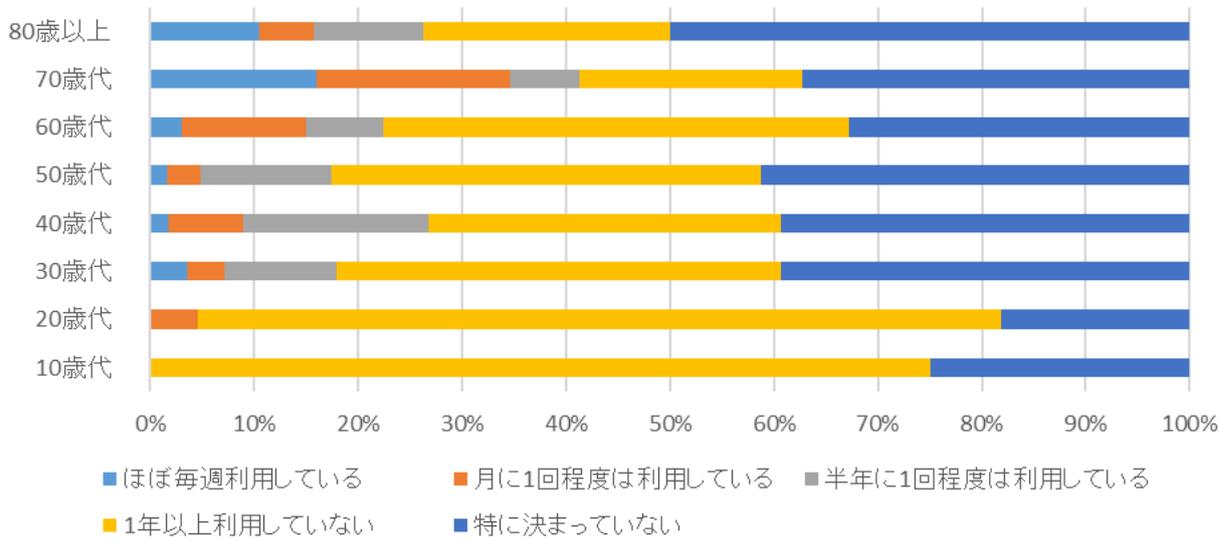
## 問14 ボランティア活動への関心



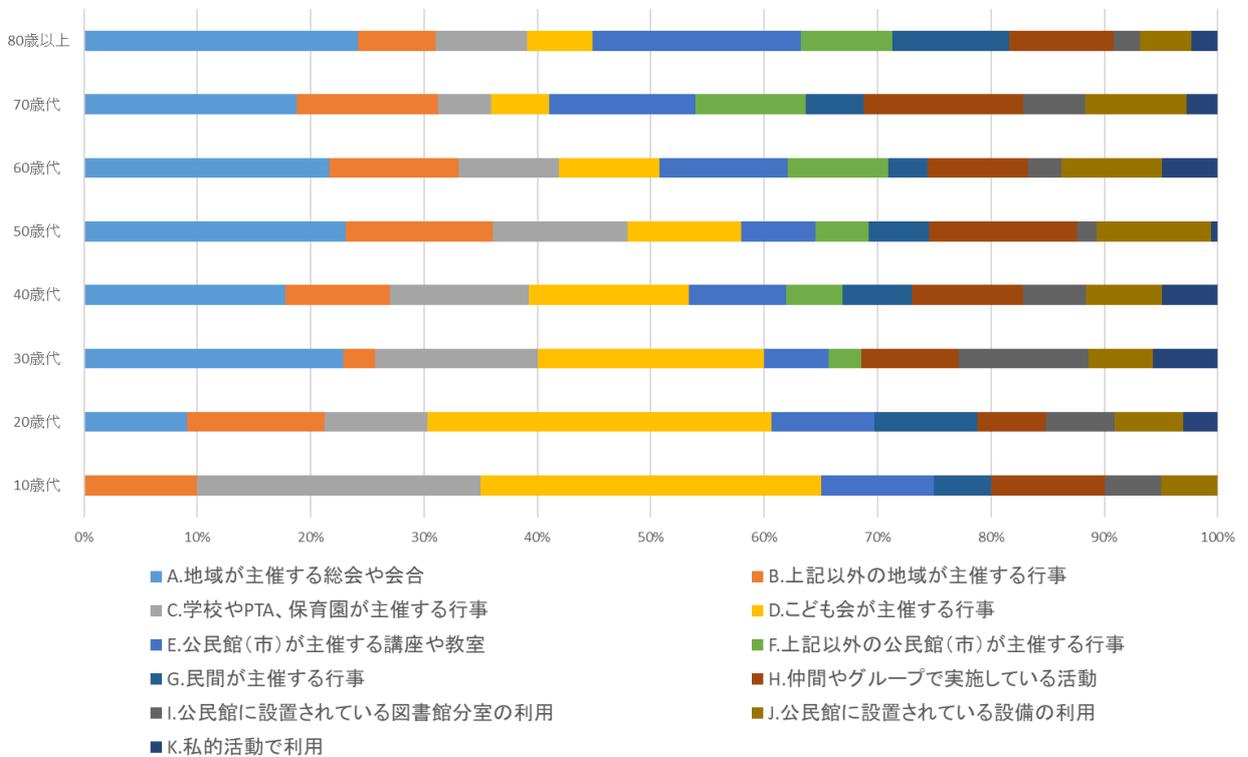
## 設問ごと年代分析

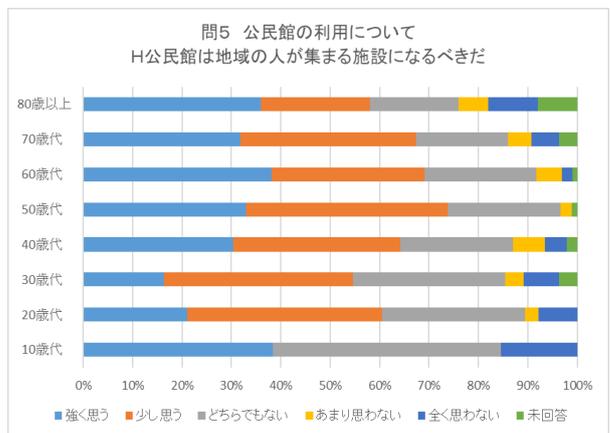
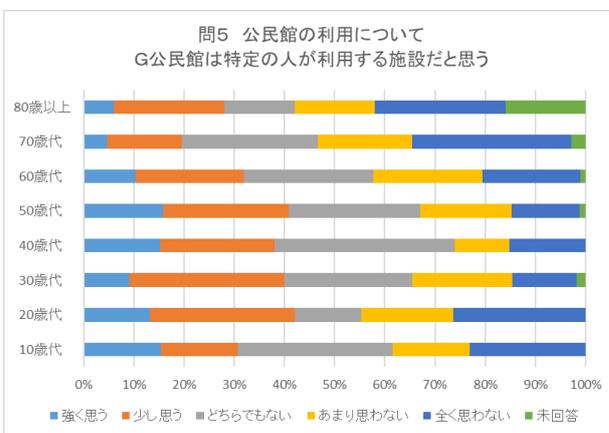
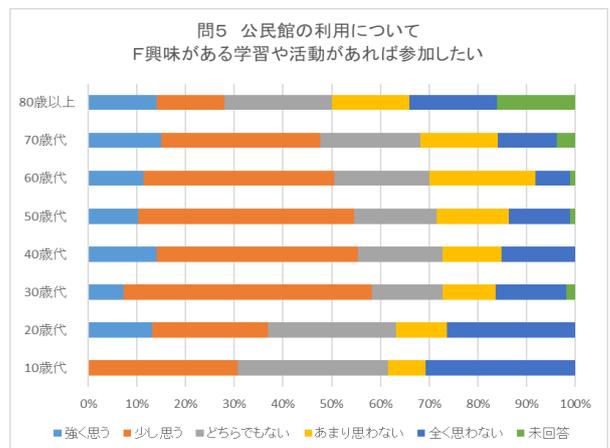
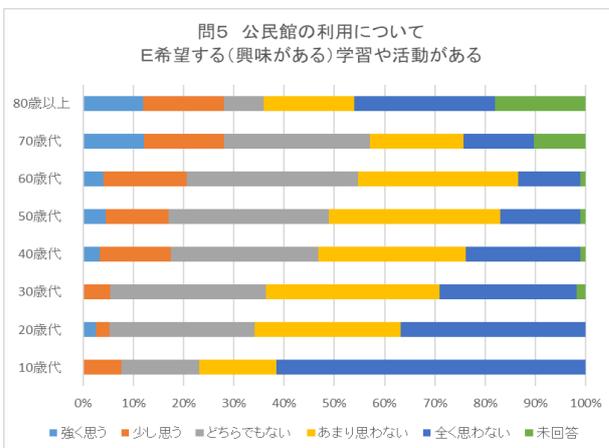
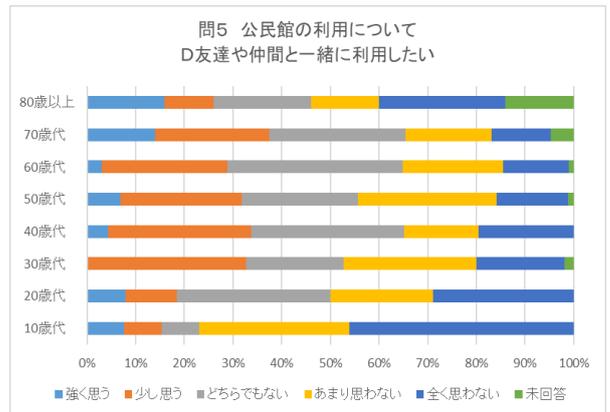
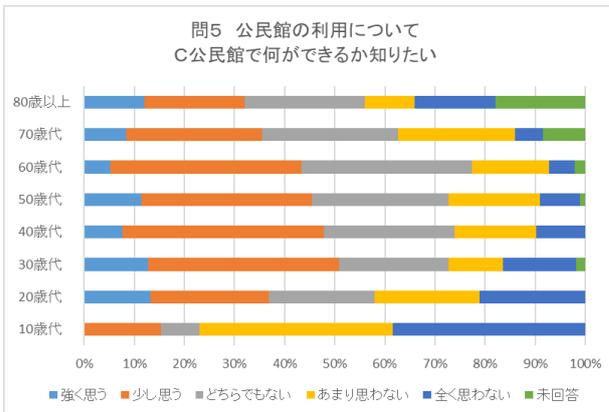
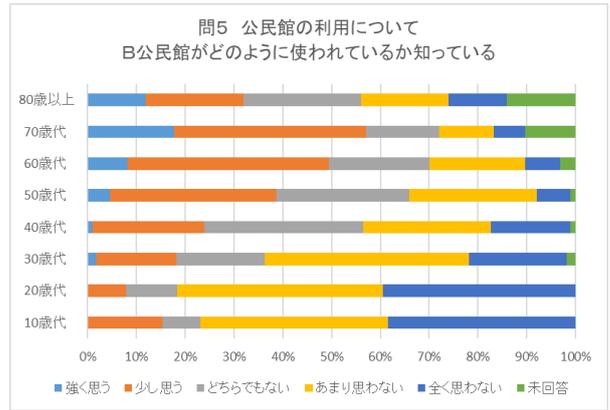
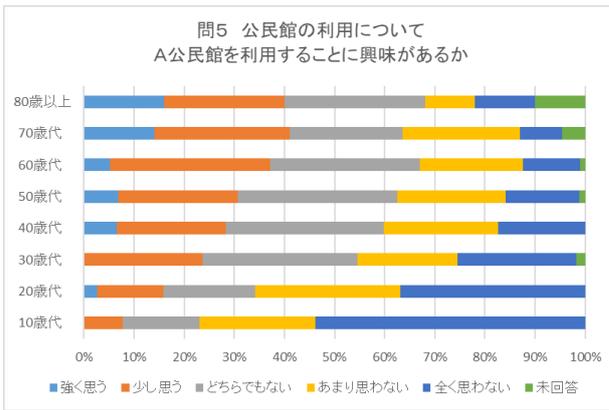


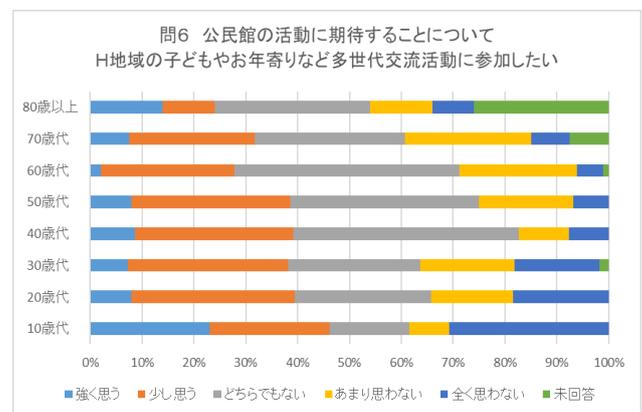
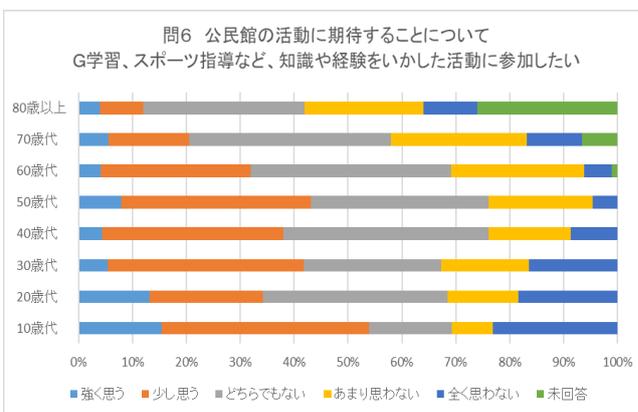
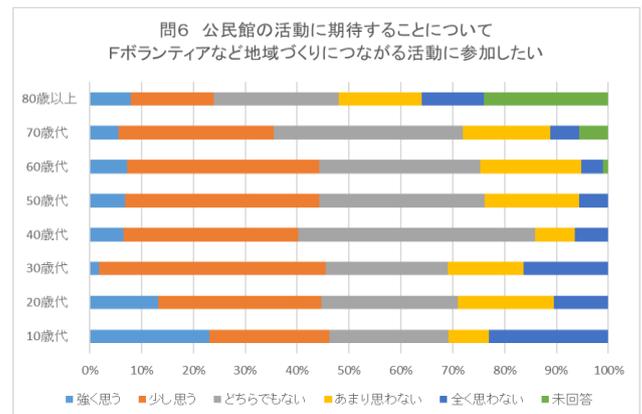
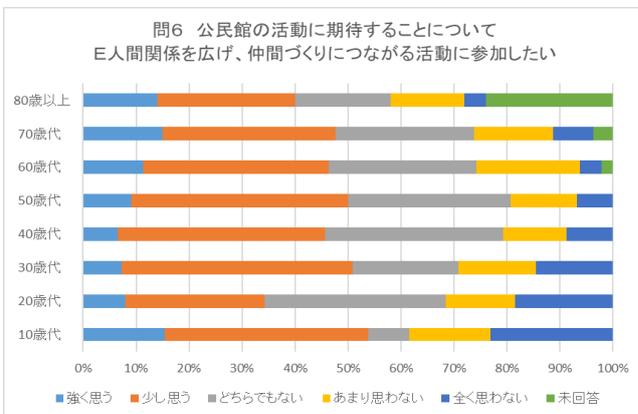
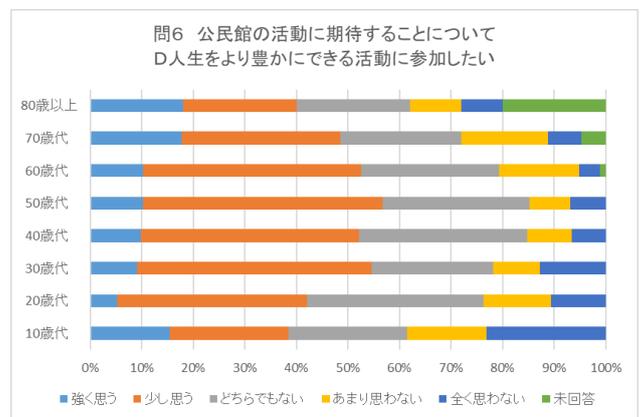
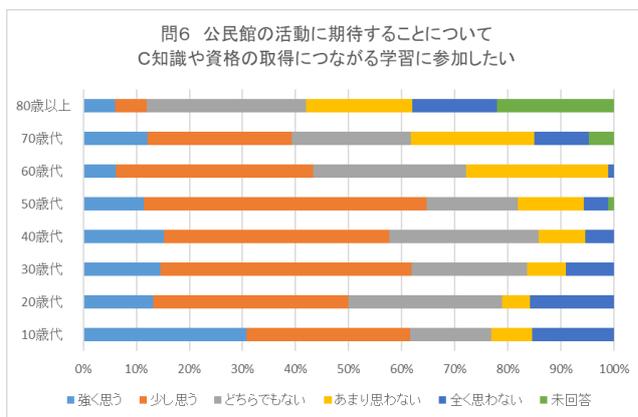
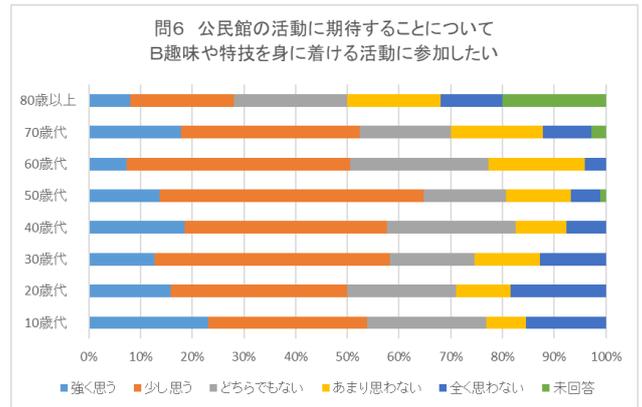
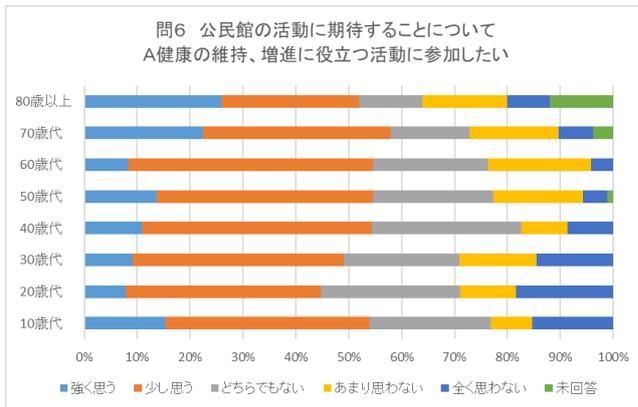
### 問3 公民館をどのくらい利用していますか (問1で「利用したことがあるある」と答えた人のみ回答)

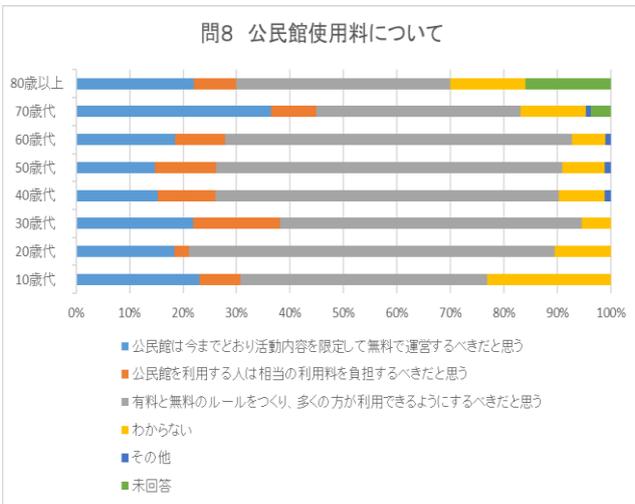
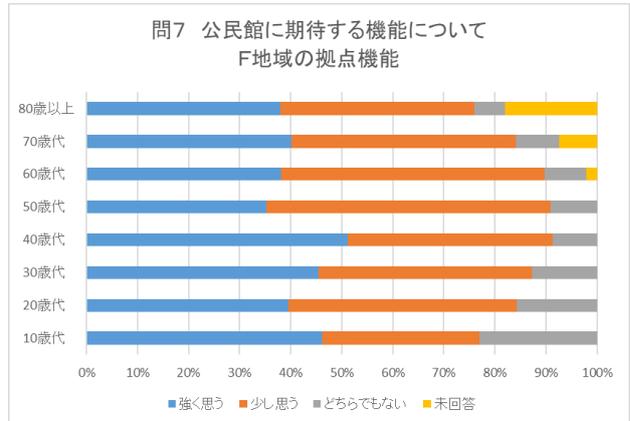
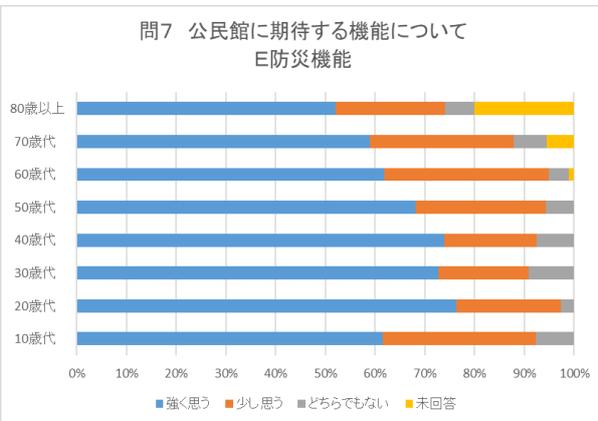
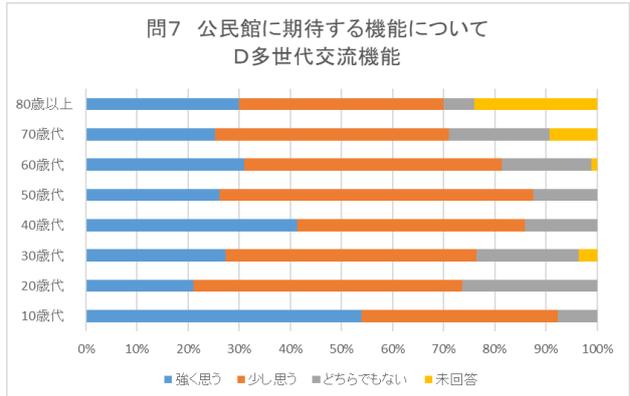
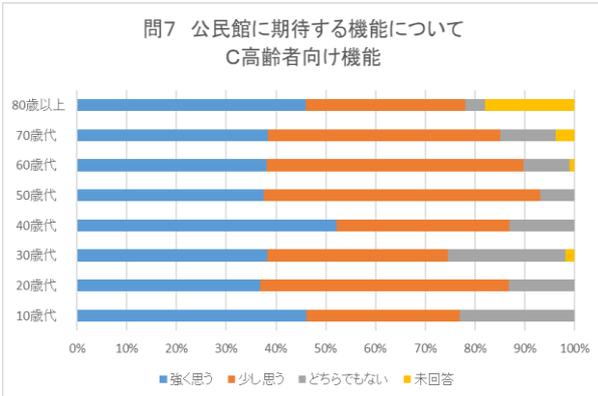
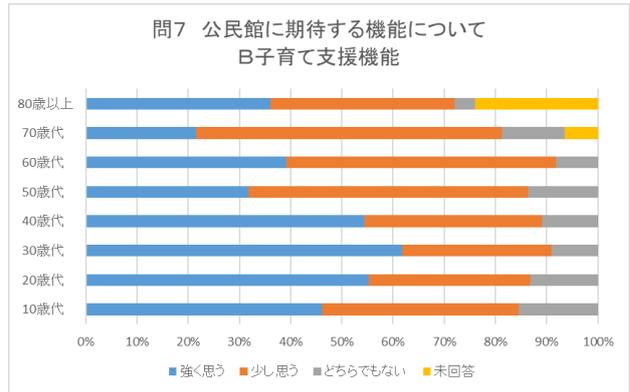
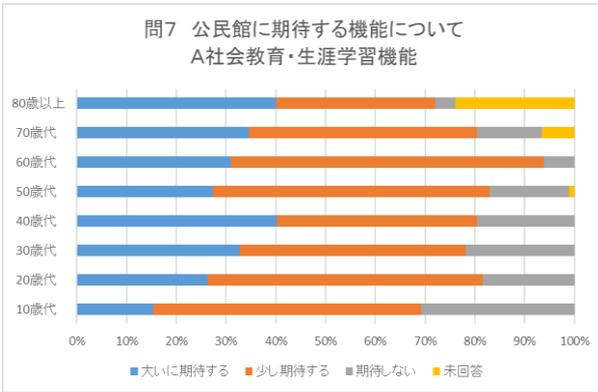


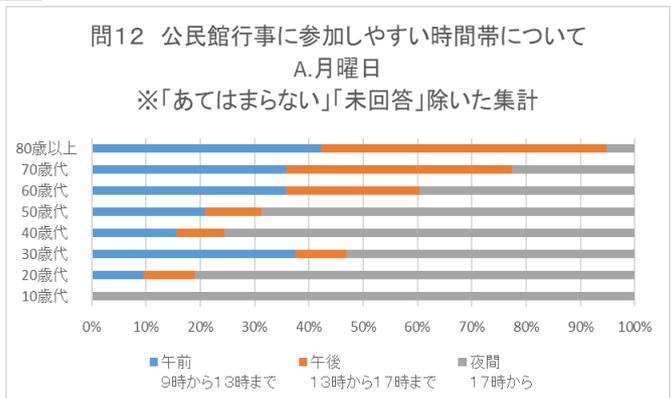
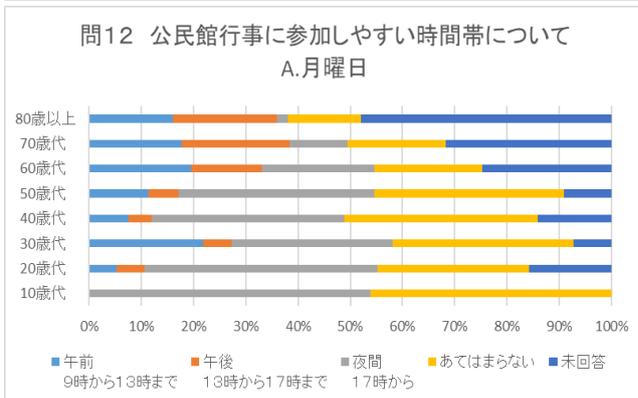
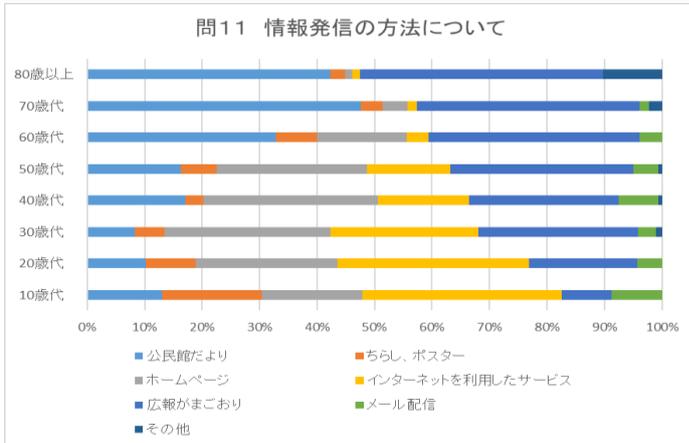
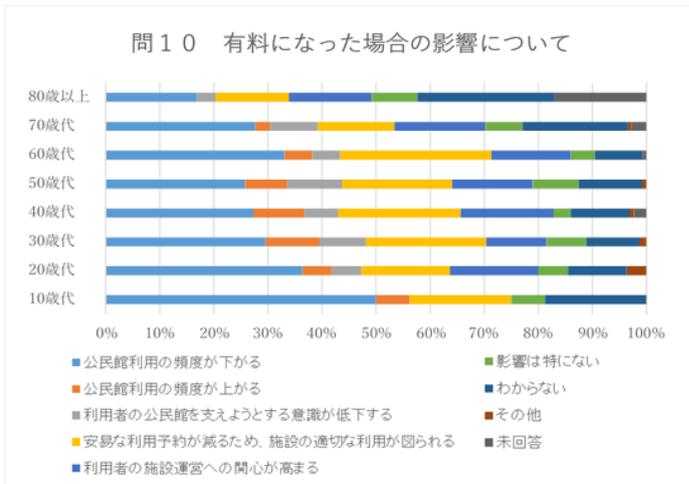
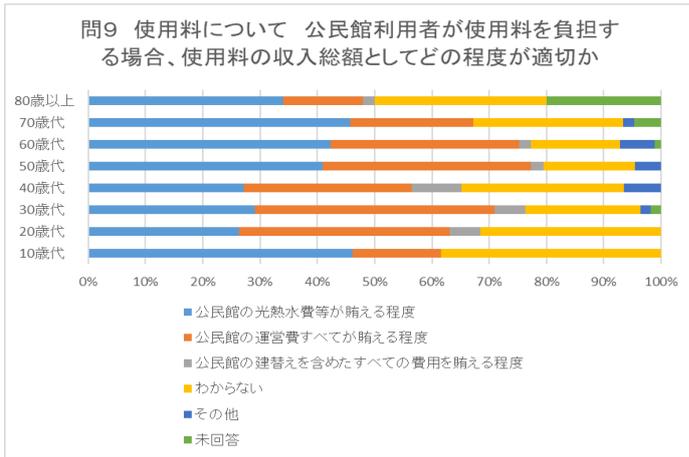
### 問4 どのような機会に公民館を利用しましたか (問1で「利用したことがある」と答えた人のみ回答)

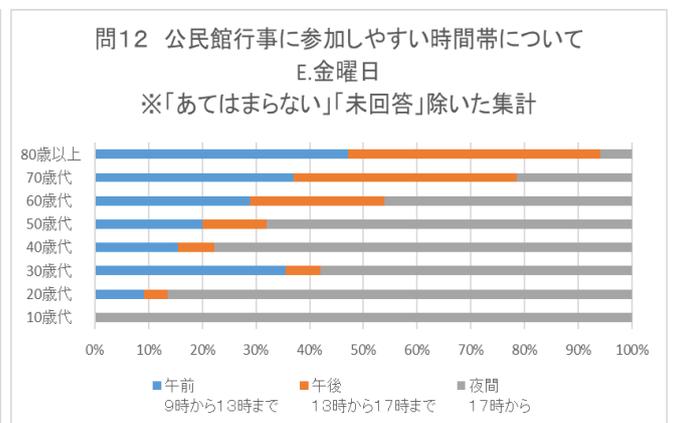
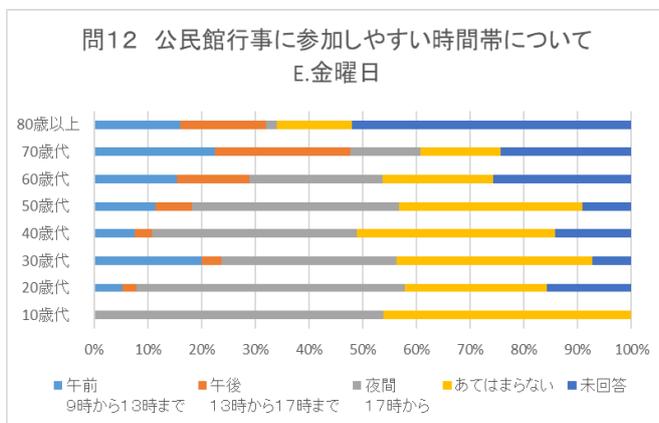
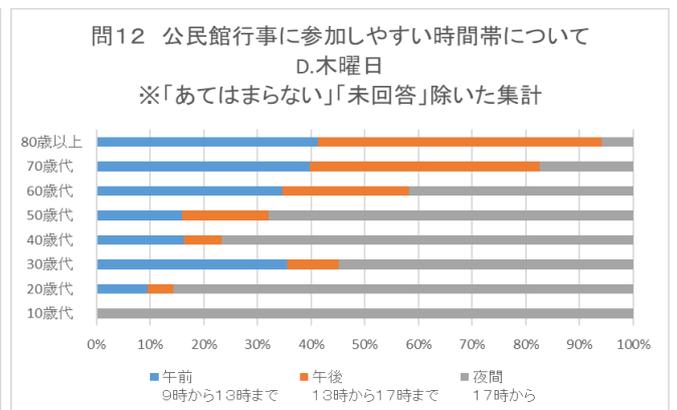
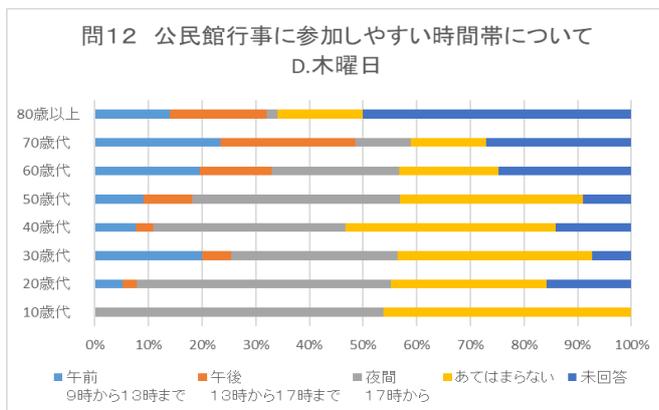
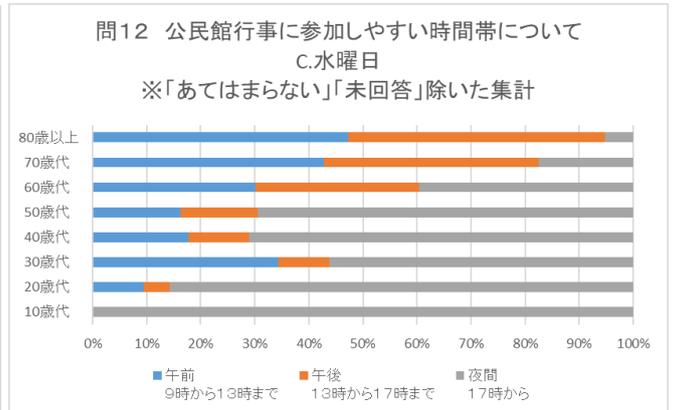
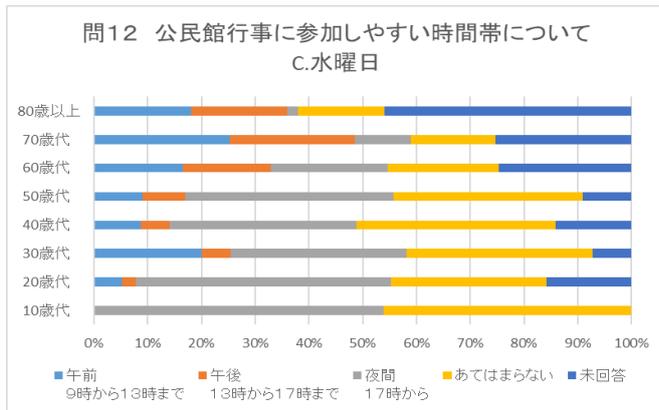
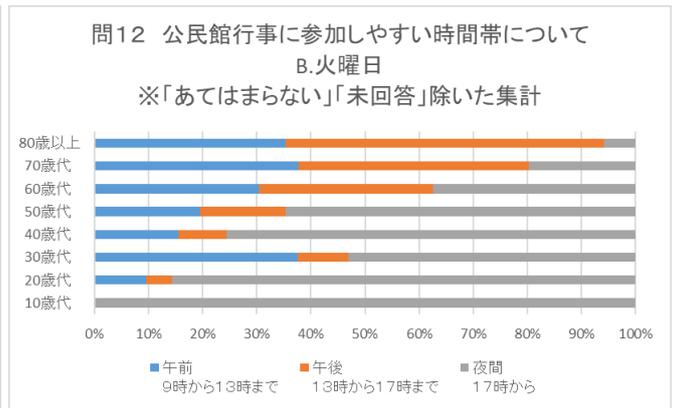
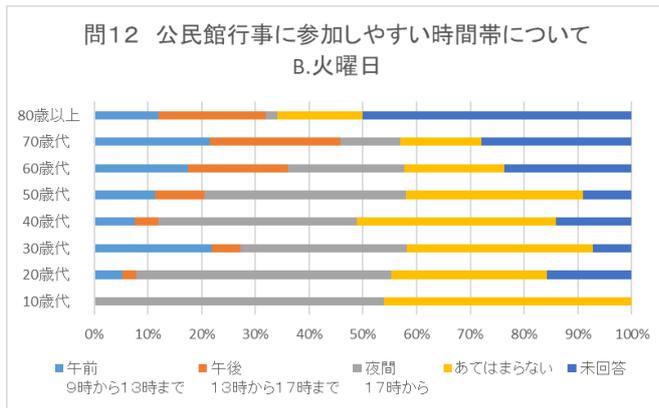


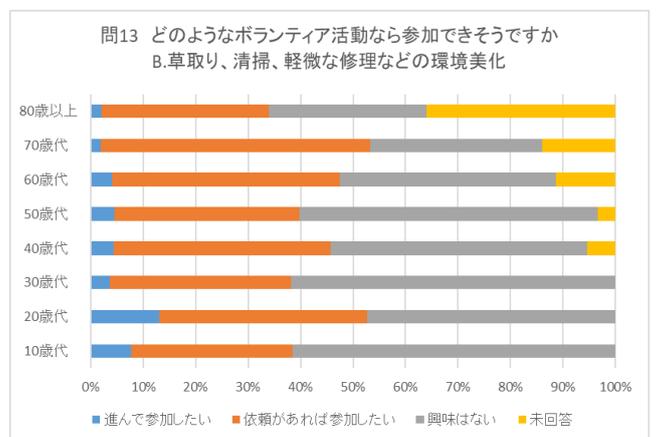
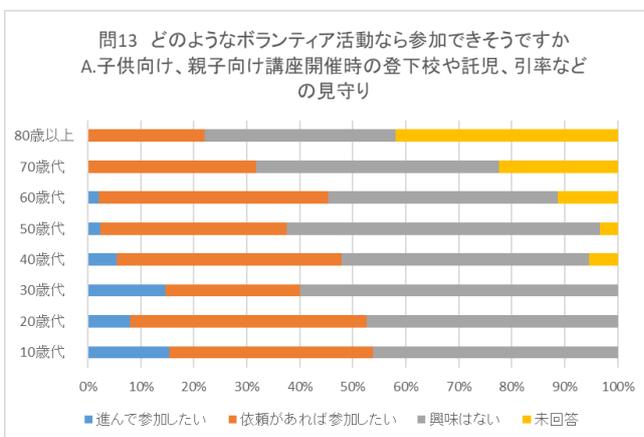
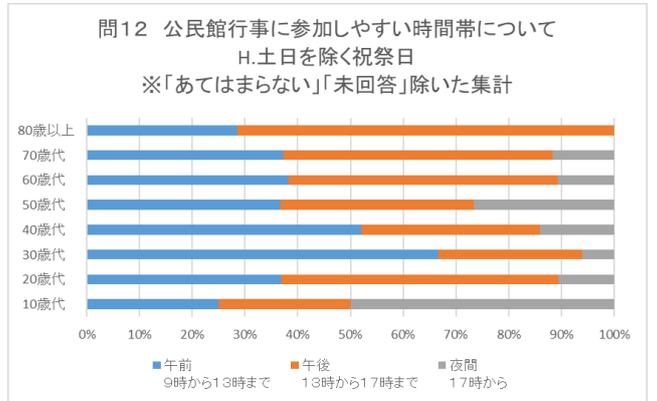
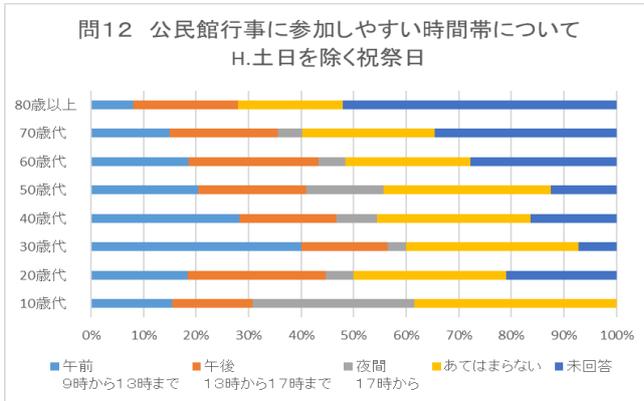
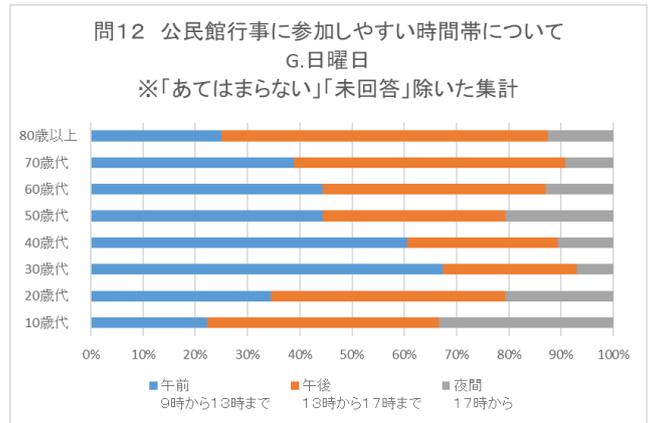
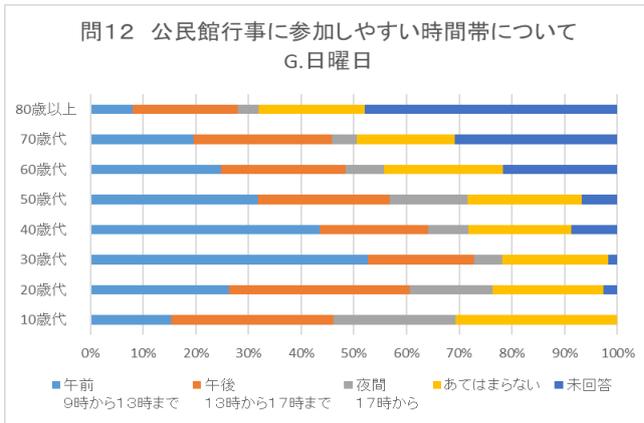
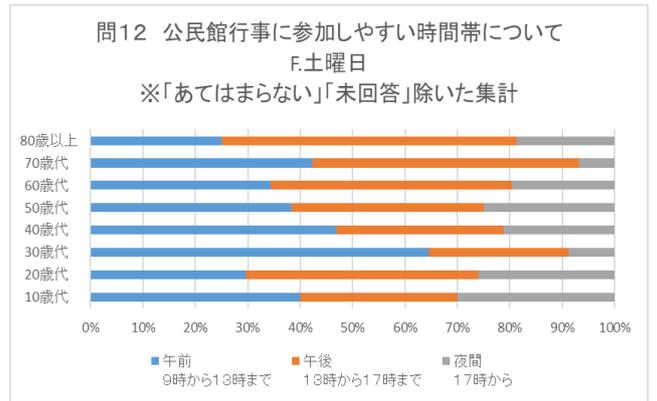
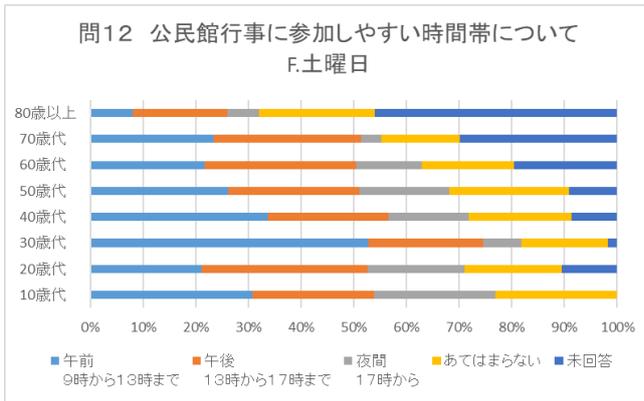


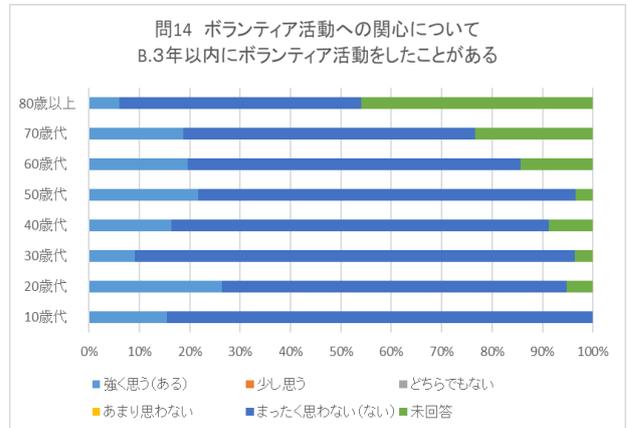
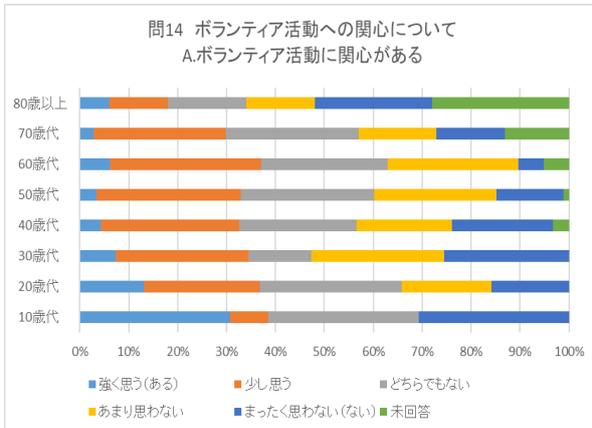
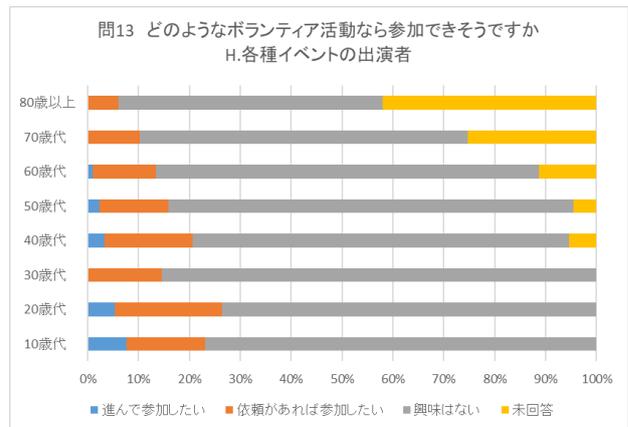
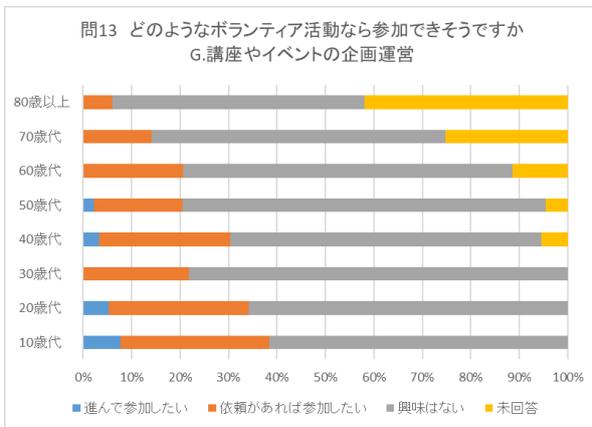
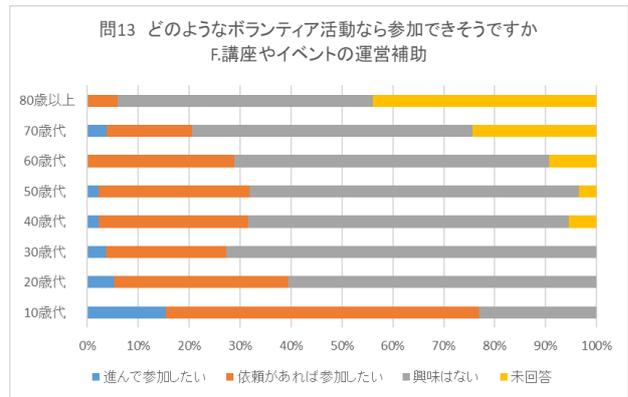
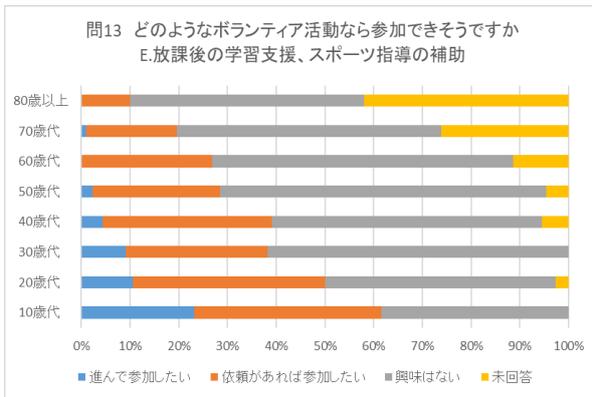
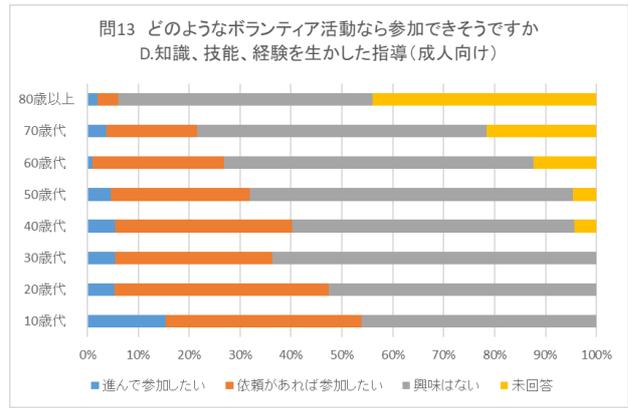
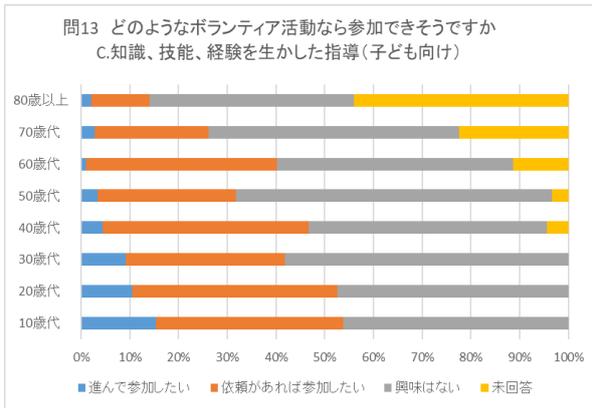


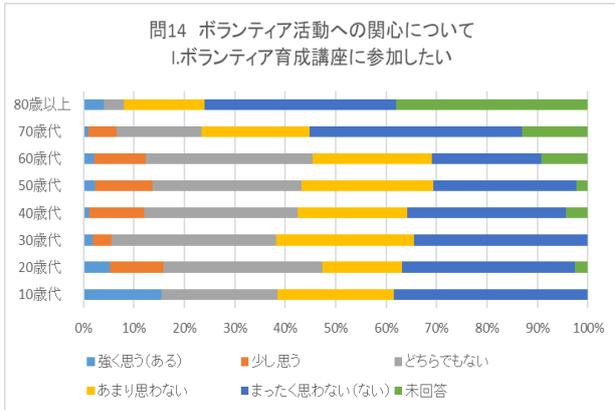
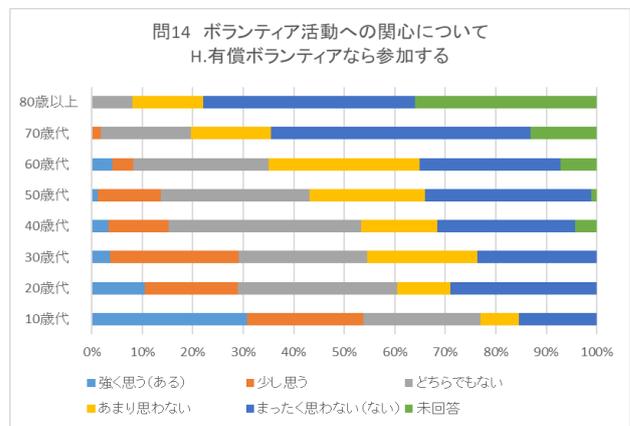
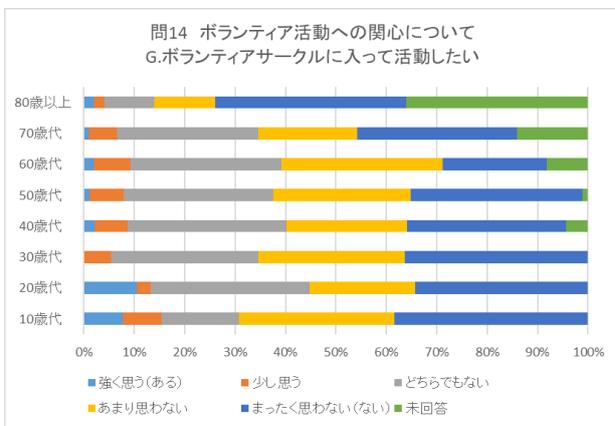
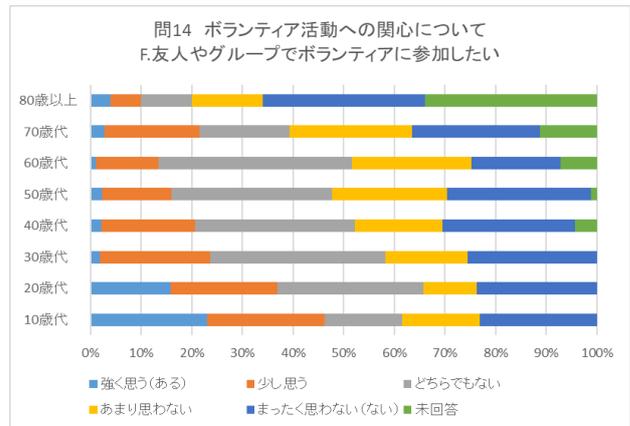
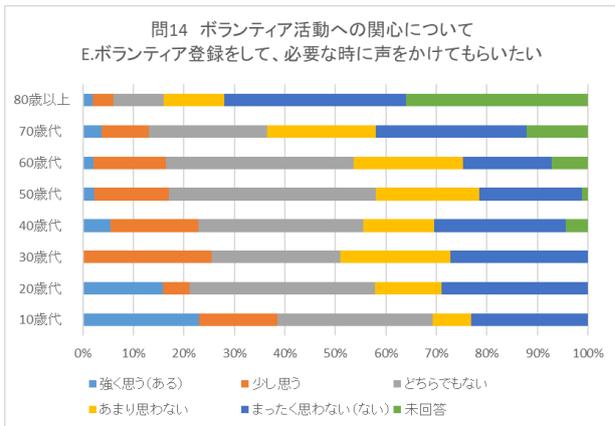
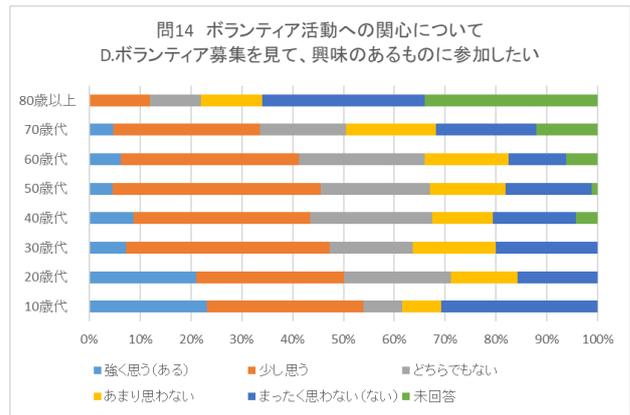
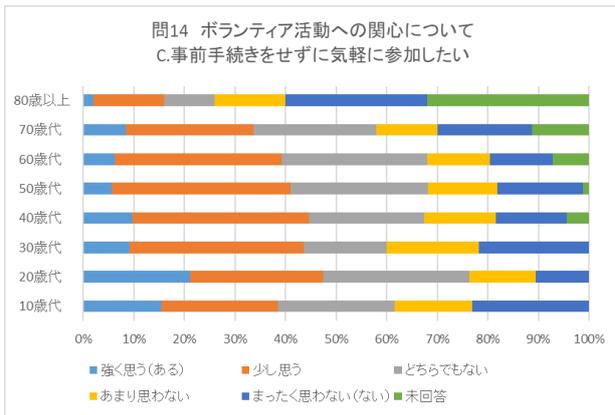












---

---

**蒲郡市公民館のあり方について**  
**(公民館ランドデザイン)**  
令和3年3月

発行・編集 蒲郡市教育委員会生涯学習課  
〒443-0034 愛知県蒲郡市港町17番17号  
TEL : 0533-66-1167(直通)  
FAX : 0533-66-1199

---

---